

第3章 地域特性の把握

対象事業を実施しようとする地域特性の把握にあたっては、調査等の項目及び方法の選定並びに環境保全措置の検討を行うために必要な範囲として、対象事業実施区域が位置する埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内を中心とする範囲を基本とし、上尾市と伊奈町を対象とした。

1 社会的状況

1.1 人口及び産業の状況

1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移は、表 3.1.1-1 及び図 3.1.1-1 に示すとおりである。

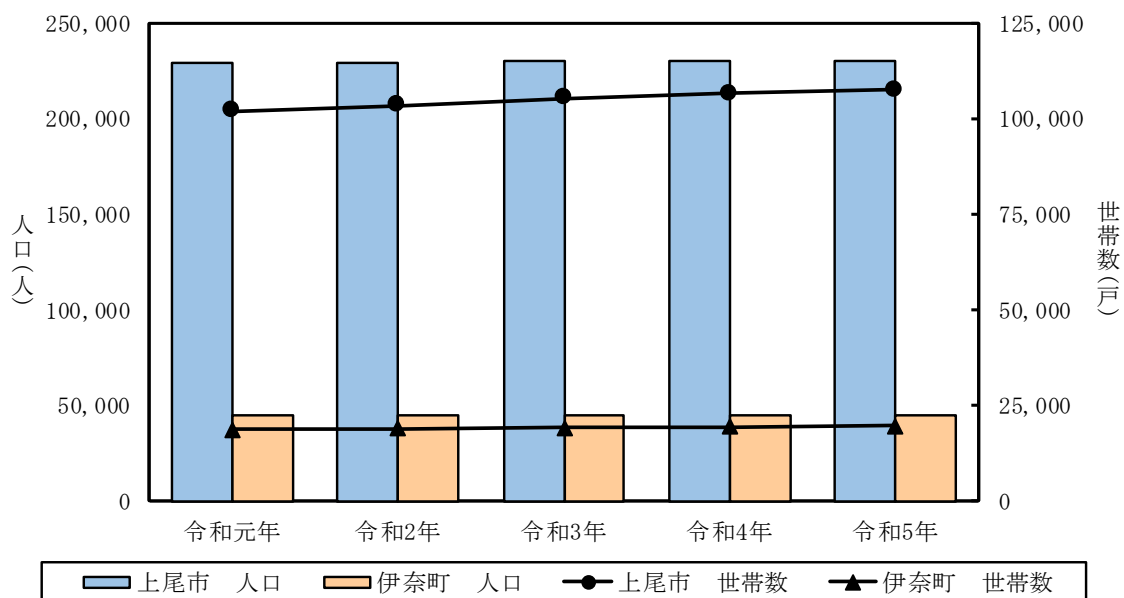
人口及び世帯数の推移の状況をみると、上尾市及び伊奈町ともに世帯数は増加傾向にあるものの、人口は令和4年度まで増加傾向にあったが令和5年度には減少に転じている。

表 3.1.1-1 人口及び世帯数の推移

区 分		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
上尾市	人口(人)	228,724	229,265	230,245	230,427	230,164
	世帯数(戸)	102,014	103,355	105,177	106,375	107,335
伊奈町	人口(人)	44,844	44,907	45,039	45,239	45,103
	世帯数(戸)	18,581	18,822	19,063	19,393	19,599

注：各年10月1日現在

出典：「人口・世帯数の推移」(令和6年3月閲覧、上尾市ホームページ)
「伊奈町統計人口と世帯数」(令和6年3月閲覧、伊奈町ホームページ)



出典：「人口・世帯数の推移」(令和6年1月閲覧、上尾市ホームページ)
「伊奈町統計人口と世帯数」(令和6年1月閲覧、伊奈町ホームページ)

図 3.1.1-1 人口及び世帯数の推移

2) 産業

産業別事業所数は表 3.1.1-2 に、産業別従業者数は表 3.1.1-3 に示すとおりである。

上尾市、伊奈町では、事業所数はそれぞれ 6,151 件、1,281 件であり、共に卸売業、小売業が最も多く、それぞれ 21.6%、21.1%を占めており、次いで多いのは上尾市では医療、福祉が 10.7%、伊奈町では製造業が 14.4%を占めている。また、従業者数はそれぞれ 72,647 人、15,389 人であり、最も多いのは、上尾市では卸売業、小売業で 22.2%、伊奈町では製造業で 25.9%を占めている。次いで多いのは、上尾市では医療、福祉で 17.8%、伊奈町では卸売業、小売業で 16.1%を占めている。

表 3.1.1-2 産業別事業所数(令和 3 年)

項目	市町名		伊奈町	
	上尾市		事業所数 (件)	構成比(%)
	事業所数 (件)	構成比(%)	事業所数 (件)	構成比(%)
総数	6,151	100.0	1,281	100.0
農業・林業・漁業	11	0.2	1	0.1
建設業	602	9.8	179	14.0
製造業	450	7.3	185	14.4
電気・ガス・熱供給・水道業	5	0.1	4	0.3
情報通信業	50	0.8	7	0.5
運輸業、郵便業	142	2.3	57	4.4
卸売業、小売業	1,330	21.6	270	21.1
金融業、保険業	63	1.0	9	0.7
不動産業、物品賃貸業	551	9.0	60	4.7
学術研究、専門・技術サービス業	278	4.5	37	2.9
宿泊業、飲食サービス業	638	10.4	103	8.0
生活関連サービス業、娯楽業	602	9.8	86	6.7
教育、学習支援業	360	5.9	79	6.2
医療、福祉	659	10.7	116	9.1
複合サービス事業	22	0.4	3	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	359	5.8	76	5.9
公務(他に分類されるものを除く)	29	0.5	9	0.7

注：端数処理を行っているため、構成比の合計が 100%にならない場合がある。

令和 3 年 6 月 1 日現在

出典：「令和 3 年経済センサス - 活動調査」(令和 6 年 1 月閲覧、総務省統計局ホームページ)

表 3.1.1-3 産業別従業者数(令和3年)

項目	市町名		伊奈町	
	上尾市			
	従業者数 (人)	構成比(%)	従業者数 (人)	構成比(%)
総数	72,647	100.0	15,389	100.0
農業・林業・漁業	187	0.3	4	0.0
建設業	4,158	5.7	1,034	6.7
製造業	10,396	14.3	3,982	25.9
電気・ガス・熱供給・水道業	137	0.2	41	0.3
情報通信業	381	0.5	25	0.2
運輸業、郵便業	4,325	6.0	1,052	6.8
卸売業、小売業	16,147	22.2	2,472	16.1
金融業、保険業	896	1.2	76	0.5
不動産業、物品賃貸業	1,963	2.7	325	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	1,953	2.7	214	1.4
宿泊業、飲食サービス	5,436	7.5	816	5.3
生活関連サービス業、娯楽業	3,334	4.6	427	2.8
教育、学習支援業	4,606	6.3	1,286	8.4
医療、福祉	12,910	17.8	2,282	14.8
複合サービス事業	189	0.3	27	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	3,639	5.0	972	6.3
公務(他に分類されるものを除く)	1,990	2.7	354	2.3

注：端数処理を行っているため、構成比の合計が100%にならない場合がある。

令和3年6月1日現在

出典：「令和3年経済センサス - 活動調査」(令和6年1月閲覧、総務省統計局ホームページ)

1.2 土地利用の状況

1) 地目別土地利用

対象事業実施区域周辺の市町の土地利用の状況は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

埼玉県統計年鑑によれば、市町ともに宅地が最も広く、それぞれ 52.3%、43.6%を占めており、次いで上尾市では雑種地が 22.9%、伊奈町では畑が 23.3%を占めている。

表 3.1.2-1 地目別土地面積(令和4年)

市町名	項目	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
上尾市	面積(ha)	3746.1	60.0	733.8	1960.8	0.5	124.6	9.1	857.3
	比率(%)	100	1.6	19.6	52.3	0.0	3.3	0.2	22.9
伊奈町	面積(ha)	1143.4	170.2	266.6	498.8	0.4	56.3	0.6	150.5
	比率(%)	100	14.9	23.3	43.6	0.0	4.9	0.1	13.2

注：令和4年1月1日現在

固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

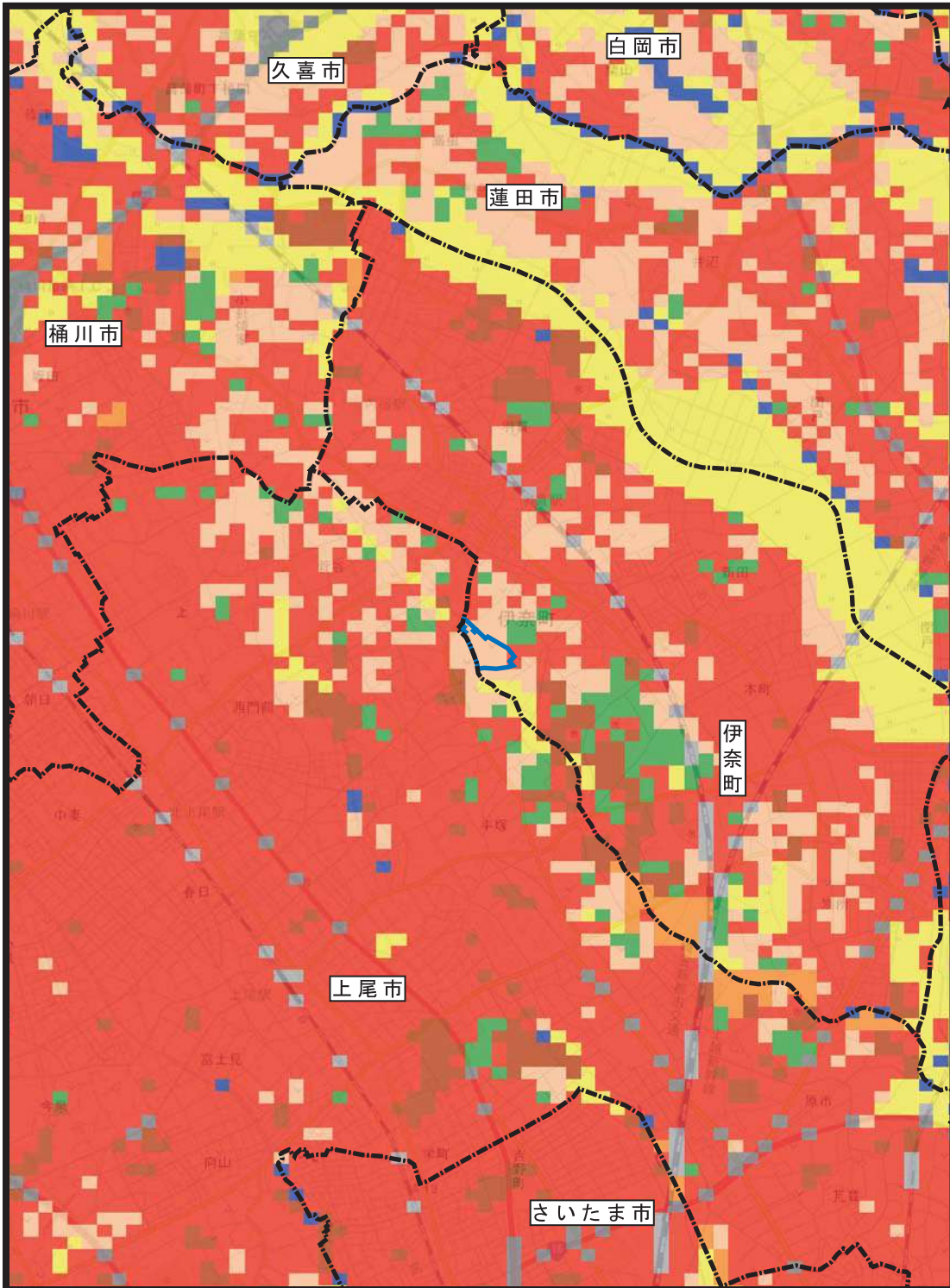
墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

出典：「令和4年(2022年)埼玉県統計年鑑」(令和6年1月閲覧、埼玉県ホームページ)

2) 土地利用

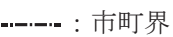
対象事業実施区域周辺の土地利用図は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は建物用地が広がっているが、対象事業実施区域は、その他の農用地に該当する。



凡例

 : 対象事業実施区域

 : 市町界

色	種別
黄	田
淡橙	その他の農用地
緑	森林
橙	荒地
赤	建物用地
灰	道路
茶	その他の用地
青	河川地及び湖沼

出典：国土情報ウェブマッピングシステム



S = 1:50,000



図3.1.2-1 土地利用図

3) 都市計画区域

対象事業実施区域周辺における都市計画区域の面積は表 3.1.2-2 に、都市計画図は図 3.1.2-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域に該当する。

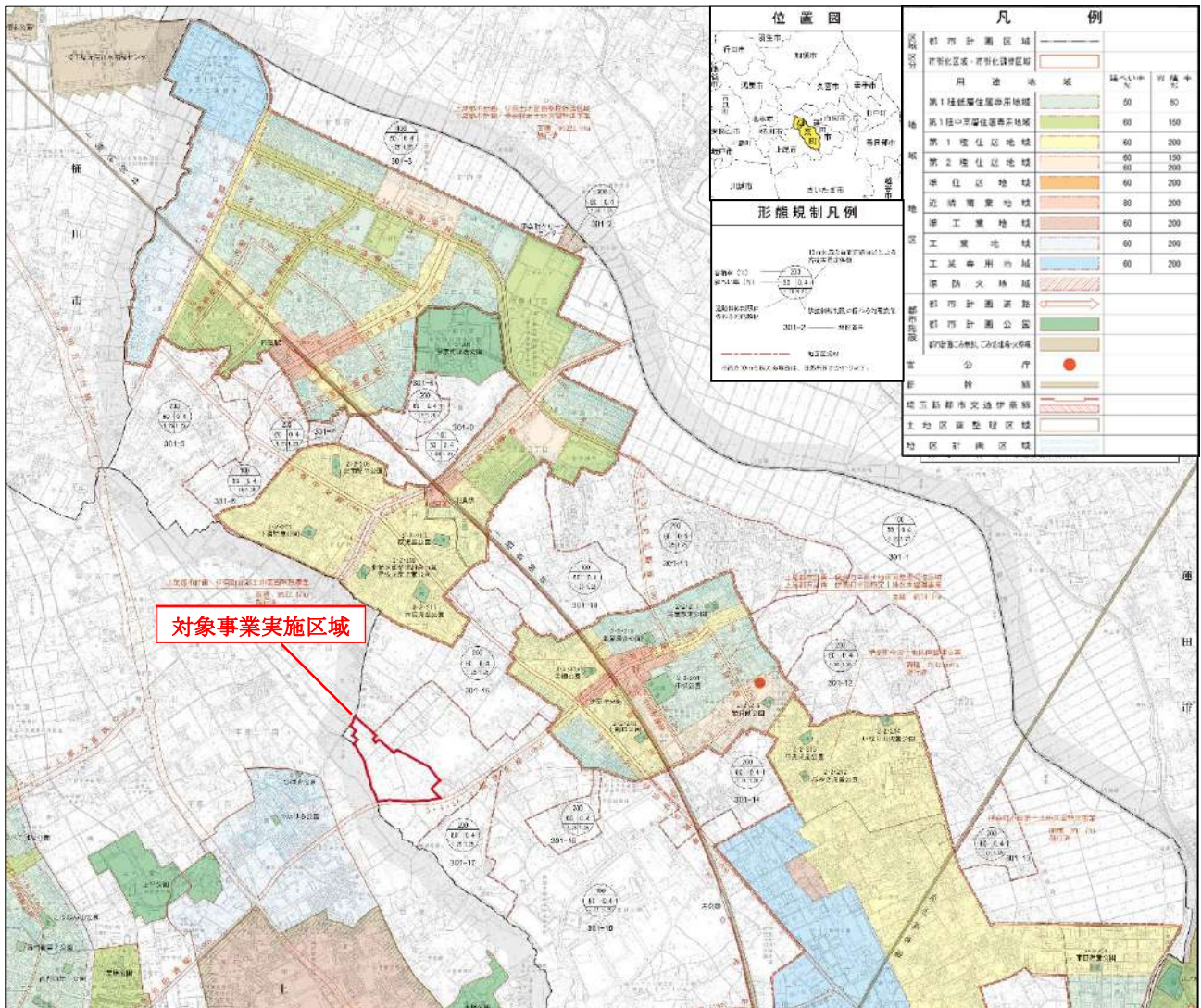
表 3.1.2-2 都市計画区域面積(令和 5 年)

単位：ha

項目 市町名	都市計画区域			都市計画 区域外
	合計	市街化区域	市街化調整区域	
上尾市	4,551	2,528	2,023	0
伊奈町	1,479	569	910	0

注：令和 5 年 3 月 31 日現在

出典：「令和 5 年度 埼玉の土地」(令和 6 年 2 月、埼玉県)



出典：「伊奈町都市計画図」(平成 29 年 3 月作成、伊奈町)

図 3.1.2-2 都市計画図

1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

1) 水利用の状況

(1) 河川及び湖沼の分布

対象事業実施区域周辺の河川は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域に隣接して、原市沼川が流れている。

なお、原市沼川における利水等はない。

(2) 上水道

対象事業実施区域周辺の上水道の状況は、表 3.1.3-1 に示すとおりである。

上尾市における上水道の普及率は 99.8% であり、伊奈町は 99.9% である。

表 3.1.3-1 上水道の状況(令和3年度末)

市町名	行政区域内人口(人)	計画給水人口(人)	現在給水人口(人)	普及率(%)
上尾市	228,105	230,000	227,649	99.8
伊奈町	44,956	50,000	44,932	99.9

注：令和4年3月31日現在

出典：「埼玉県の水道(令和4年度)」(令和5年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

(3) 漁業権

対象事業実施区域周辺における漁業権の状況は、表 3.1.3-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺では綾瀬川、元荒川及び鴨川において漁業権が設定されている。対象事業実施区域に隣接している原市沼川には漁業権は設定されていないが、対象事業実施区域の約 4.5 km 下流で綾瀬川に合流する。

表 3.1.3-2 漁業権の状況(令和2年)

免許番号	漁業権魚種	対象事業実施区域周辺における河川	埼玉県内の漁業権者(漁業協同組合)
共第5号	おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ、なまず	綾瀬川 元荒川 鴨川	埼玉東部漁業協同組合 埼玉中央漁業協同組合 埼玉南部漁業協同組合 埼玉県北部漁業協同組合

注：令和2年6月現在

出典：「埼玉県知事免許漁場」(令和6年1月閲覧、埼玉県ホームページ)

(4) 地下水

上尾市及び伊奈町が含まれる埼玉県中部地域の地下水採取量の推移は、表 3.1.3-3 に示すとおりである。

地下水採取量は、減少傾向にあり、いずれの年も水道用が最も多く、次いで工業用が多い。

表 3.1.3-3 埼玉県中部地域の地下水採取量

単位：千 m^3 /日

項目 \ 年	令和2年	令和3年	令和4年
水道用	133.6	126.8	108.3
建築物用	4.4	4.9	4.8
工業用	21.1	21.1	20.3
農業用	4.3	5.3	10.2
水産用	0.1	0.1	0.1
非常災害	0.8	0.7	0.7
その他	8.3	7.8	6.8
計	172.6	166.7	151.2

注：四捨五入の関係により合計があわない場合がある。

出典：「令和5年版埼玉県環境白書」(令和5年12月、埼玉県)

1.4 交通の状況

1) 道路

(1) 道路網

対象事業実施区域周辺における道路網は、図 3.1.4-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域の北側に面して県道さいたま菖蒲線が南北に延びており、対象事業実施区域の南側に面して都市計画道路上尾伊奈線（計画中）が東西に延びている。

県道さいたま菖蒲線は北側で県道蓮田鴻巣線及び県道上尾久喜線に接続し、対象事業実施区域の南側では都市計画道路上尾伊奈線（計画中）と交差し、その後、県道上尾蓮田線及び県道上尾環状線に接続している。

また、都市計画道路上尾伊奈線（計画中）は西側でさいたま菖蒲線と交差し、その後、はなみずき通りに接続して国道 17 号まで延びており、東側では町道 15 号線に接続し、その後、蓮田鴻巣線まで延びている。

(2) 交通量

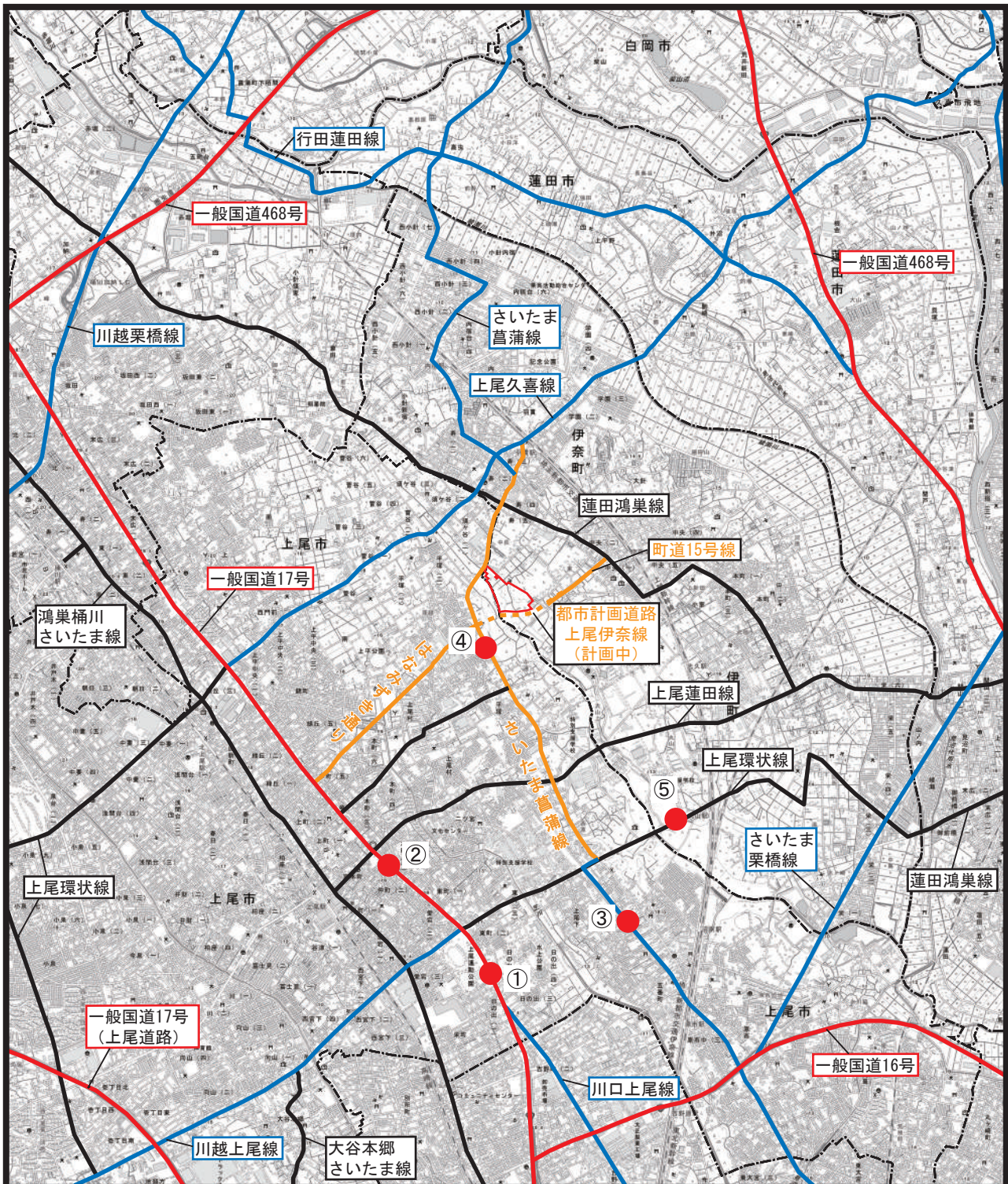
対象事業実施区域周辺における一般交通量の調査結果は表 3.1.4-1 に、調査地点は図 3.1.4-1 に示すとおりである。

表 3.1.4-1 一般交通量調査結果（令和 3 年度）








単位：台

No.	路線名	交通量観測地点地名	昼間 12 時間自動車類 交通量			24 時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
①	一般国道 17 号	上尾市日の出 2 丁目 1 地先	27,646	5,579	33,225	41,858	10,346	52,204
②	一般国道 17 号	上尾市宮本町 15-17 地先	25,803	6,387	32,190	39,583	9,969	49,552
③	さいたま菖蒲線	上尾市原市 1005-12	9,039	1,225	10,264	/		
④	さいたま菖蒲線	上尾市平塚 2151-1	9,739	1,166	10,905			
⑤	上尾環状線	伊奈町小室 394-4	5,655	660	6,315			

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情報調査」（令和 6 年度 3 月閲覧、国土交通省）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界
-  : 主な搬入搬出道路
(破線部分は計画道路を示す。)
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 一般都道府県・指定市の一般市道
-  : 交通量調査地点



S = 1:50,000



図3.1.4-1 道路網及び交通量調査地点

出典：「令和3年度全国通路・街路交通情勢調査
一般交通量調査集計表」（令和6年3月閲覧：国土交通省）

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

2) 鉄道

対象事業実施区域周辺の駅における乗降車人員の推移は、表 3.1.4-2 に示すとおりである。

上尾市及び伊奈町にある駅の数 は 9 駅であり、乗車人員の推移をみると全駅において、令和 2 年度に大幅に減少している。これは新型コロナウイルス感染症の流行による影響が考えられる。

なお、表に示した駅の位置は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

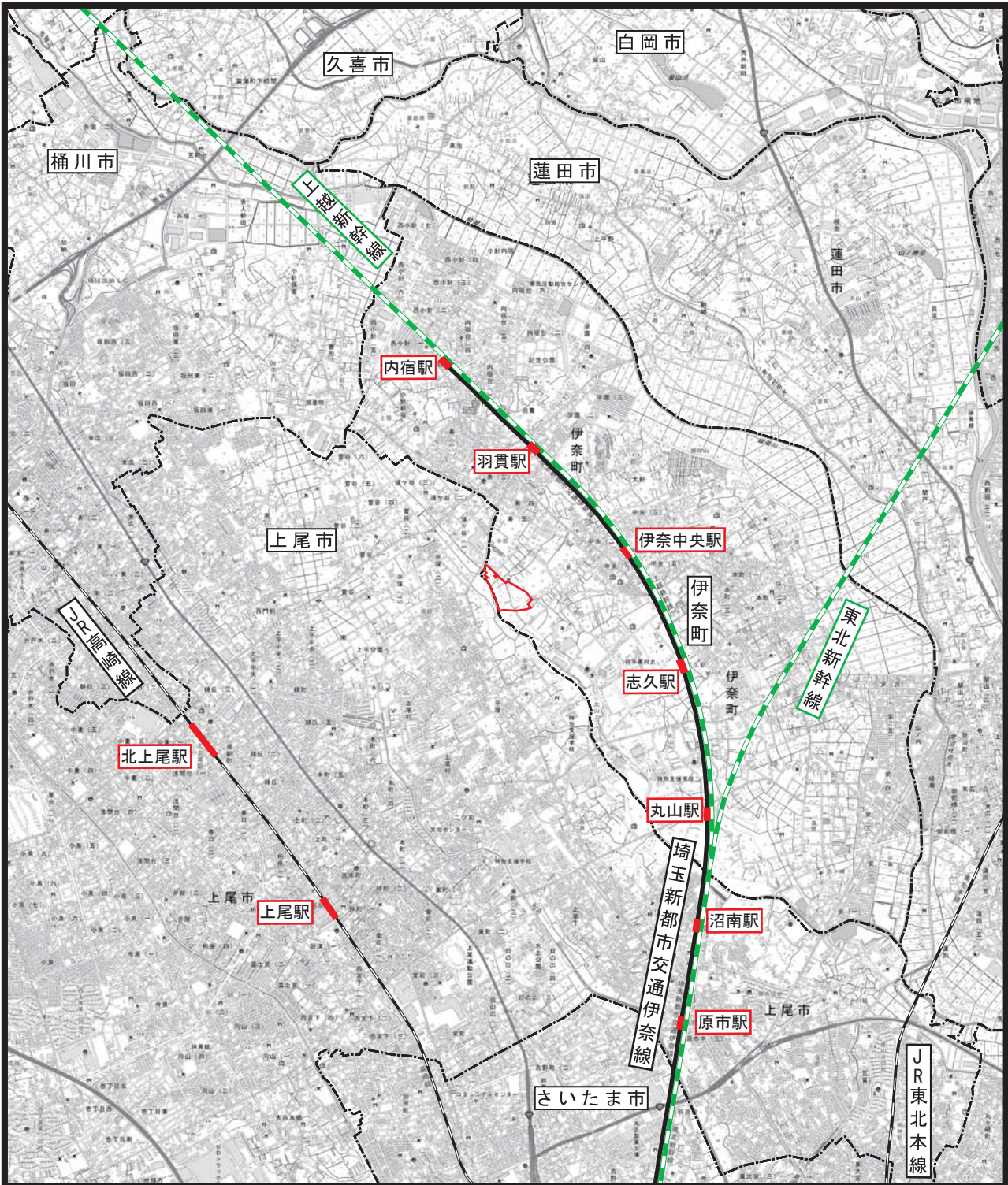
表 3.1.4-2 乗降車人員の推移

単位：人/年

路線名	駅名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
東日本旅客鉄道 高崎線	上尾駅	15,406,894	15,245,730	11,689,125	12,370,945	15,204,075
	北上尾駅	5,761,288	5,753,886	4,445,335	4,688,790	5,738,165
埼玉新都市交通 伊奈線	原市駅	1,073,100	1,139,988	897,407	978,666	1,139,988
	沼南駅	1,415,398	1,390,060	1,089,406	1,152,953	1,390,060
	丸山駅	1,012,062	1,024,891	841,393	942,611	1,024,891
	志久駅	1,467,246	1,436,134	827,027	1,020,121	1,436,134
	伊奈中央駅	791,375	817,279	622,851	698,426	817,279
	羽貫駅	1,627,020	1,602,323	1,288,208	1,386,486	1,602,323
	内宿駅	1,810,304	1,884,742	1,419,174	1,562,582	1,884,742

注：令和元～4 年度の上尾駅及び北上尾駅の乗車人員は、1 日平均乗車人員に年間日数を乗じて、年間乗車人員としている。

出典：「令和元年～令和 5 年(2021 年)埼玉県統計年鑑」(令和 6 年 3 月閲覧、埼玉県ホームページ)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 駅
- : 上越新幹線・東北新幹線
- : JR高崎線・JR東北本線
- : 埼玉新都市交通伊奈線



S = 1:50,000



図3.1.4-2 対象事業実施区域周辺の駅の位置

出典：「埼玉県の駅」（令和6年1月閲覧：MapFan）

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

1.5 環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況

1) 環境保全上配慮が必要な施設

対象事業実施区域周辺の環境保全上配慮が必要な施設の状況は、表 3.1.5-1 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況として、保育所が 21 箇所、最も多く、次いで多いのは小学校の 10 箇所となっている。

対象事業実施区域に近接した施設はなく、最も近くに位置する施設は南東側に約 800m 離れて国際学院中学校高等学校がある。

表 3.1.5-1(1/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

No.	区分	名称	住所
1	幼稚園	上尾幼稚園	上尾市仲町 2-1-14
2		上尾寿幼稚園	上尾市上 1521
3		上尾みどりが丘幼稚園	上尾市緑丘 4-13-13
4		妙巖寺幼稚園	上尾市原市 977-2
5		上尾寿第二幼稚園	上尾市二ツ宮 1087
6		ひかわ幼稚園	上尾市二ツ宮 864
7		伊奈はなぞの幼稚園	伊奈町大針 236-2
8	認定こども園	つつみの森認定こども園	上尾市上 22-5
9		幼稚園型認定こども園 しろがね小室幼稚園 (1・2号)	伊奈町小室 3230
10	小学校	上尾小学校	上尾市仲町 1-11-46
11		中央小学校	上尾市上町 1-15-4
12		上平小学校	上尾市南 102
13		東小学校	上尾市上尾村 1171-2
14		芝川小学校	上尾市上平中央 1-8-1
15		東町小学校	上尾市東町 3-1947
16		上平北小学校	上尾市南 287
17		小室小学校	伊奈町小室 7981
18		小針小学校	伊奈町寿 2-80-1
19		小針北小学校	伊奈町内宿台 5-214-1
20	中学校	上平中学校	上尾市菅谷 121
21		東中学校	上尾市上尾村 479
22		東向原分校	上尾市上尾宿 2096
23		伊奈中学校	伊奈町小室 5166
24		小針中学校	伊奈町学園 2-207
25		南中学校	伊奈町小室 3001
26		伊奈学園中学校	伊奈町学園 4-1-1
27		国際学院中学校高等学校	伊奈町小室 10474
28	高等学校	上尾高等学校	上尾市浅間台 1-6-1
29		伊奈学園総合高等学校	伊奈町学園 4-1-1
30		国際学院中学校高等学校	伊奈町小室 10474
31		栄北高等学校	伊奈町小室 1123

出典：「市内の幼稚園」（令和 6 年 1 月閲覧、上尾市 HP）

「私立幼稚園一覧」（令和 6 年 1 月閲覧、伊奈町 HP）

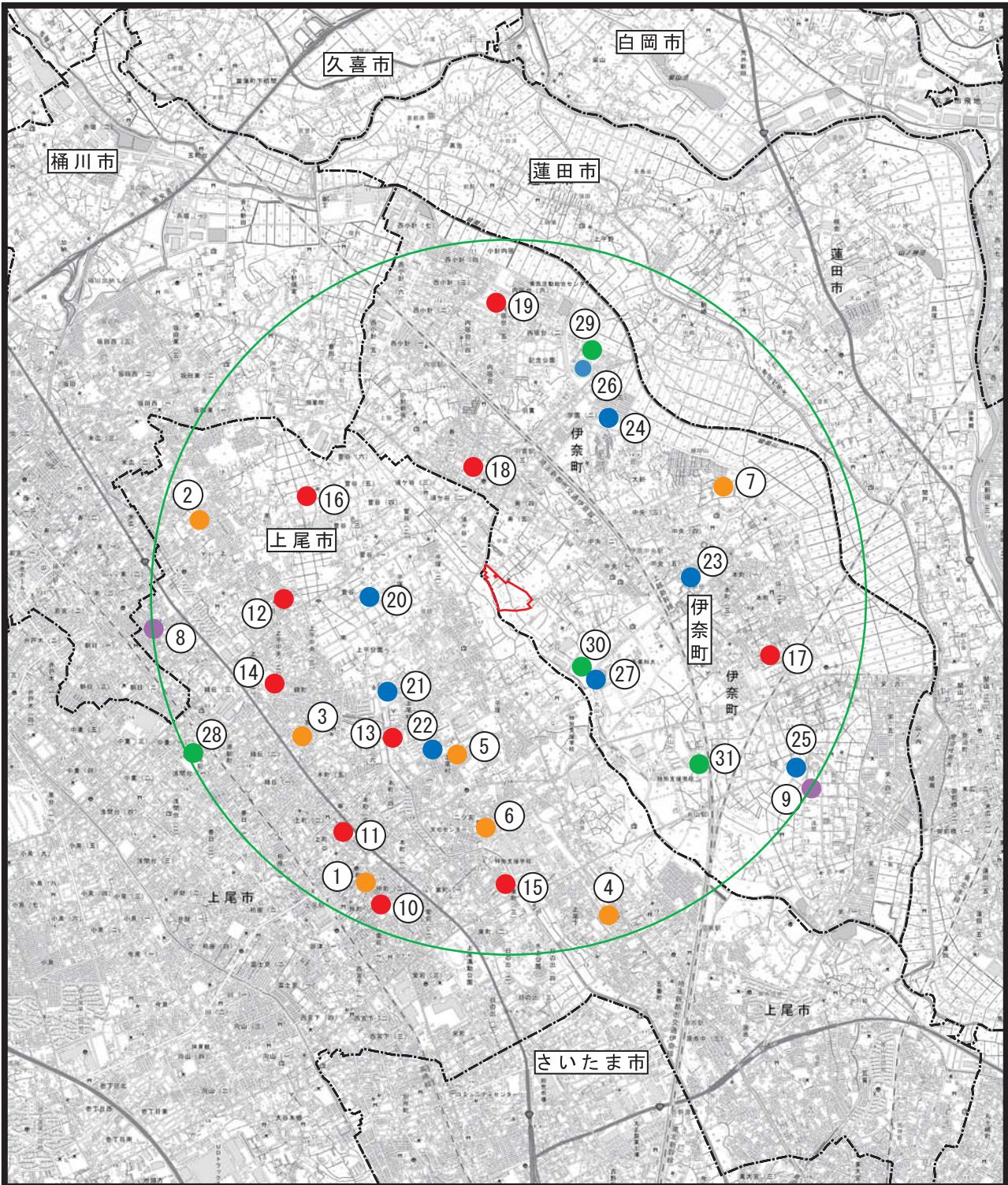
「設定こども園」（令和 6 年 1 月閲覧、伊奈町 HP）

「埼玉県学校便覧」（令和 6 年 1 月閲覧、埼玉県 HP）









表 3.1.5-1(2/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

NO.	区分	名称	住所
32	保育所・ 保育園	上尾保育所	上尾市本町 4-13-1
33		あたご保育所	上尾市愛宕 2-23-22
34		緑丘保育所	上尾市緑丘 2-3-19
35		上平保育所	上尾市西門前 498-1
36		さつき保育園	上尾市菅谷 43-1
37		ヴィラ・アミクレイシュ	上尾市平塚 789-1
38		Gakken ほいくえん北上尾	上尾市原新町 4-2
39		プリスクレール ディゾ アンジェ	上尾市緑丘 3-3-11-2 PAPA ショッピング アベニュープリンセス棟 2 階
40		北上尾たいよう保育園	上尾市上平中央 2-18-8
41		うぐす保育園上尾春日	上尾市春日 1-21-7
42		保育園ナチュラル 上尾本町園	上尾市本町 6-12-21
43		みんないっしょのいっぼ保育園	上尾市上尾下 859-1
44		紅花保育園	上尾市久保 362 番地 3
45		上尾クマさん保育所	上尾市上町 1-3-16
46		北保育所	伊奈町内宿台 5-214-3
47		カオルキッズランド伊奈園	伊奈町小針新宿 523-1
48		みちのこ保育園	伊奈町小室 9544-1
49		ピノ保育園	伊奈町小室 1027-2
50		伊奈ゆたか保育園	伊奈町内宿台 4-22-2
51		きむら伊奈保育園	伊奈町小室 6965 - 1
52		つくしんぼ保育園	伊奈町大針 619-4
53		病院・診療所	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院
54	医療法人藤仁会藤村病院		上尾市仲町 1-8-33
55	ナラヤマレディースクリニック		上尾市本町 1-1-7
56	ひらしま産婦人科医院		上尾市原市 1464
57	埼玉県立がんセンター		伊奈町小室 780
58	医療法人社団愛友会伊奈病院		伊奈町小室 9419
59	希望（のぞみ）病院		伊奈町小室 3170
60	医療法人社団顕心会 伊奈中央病院	伊奈町寿 4-43	
61		埼玉県立精神医療センター	伊奈町小室 818-2
62	図書館	上尾市図書館	上尾市上町 1-7-1
63		上尾市図書館 上尾駅前分館	上尾市柏座 1-1-15 プラザ館 1・2F
64		上平公民館	上尾市上平中央 3-31-5
65		伊奈町立図書館	伊奈町本町 2-186-1
66	特別養護 老人ホーム	しののめ	上尾市平塚 2141
67		伊奈の里	伊奈町中央 1 丁目 93
68		みちみち伊奈中央	伊奈町小室 9544-1
69		みちみち伊奈北	伊奈町小針新宿 368-1
70		こころの杜	伊奈町小室 5047-5

出典：「埼玉県内の認可保育所(令和5年5月時点)」(令和6年1月閲覧、埼玉県 HP)
「病院・救急診療所名簿」(令和6年1月閲覧、埼玉県 HP)
「埼玉県内公共図書館等一覧」(令和6年1月閲覧、埼玉県立図書館 HP)
「社会福祉施設等一覧」(令和6年1月閲覧、埼玉県 HP)



凡例

-  : 対象事業実施区域  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
-  : 幼稚園  : 認定こども園
-  : 小学校  : 中学校
-  : 高等学校

出典: 「市内の幼稚園」(令和6年1月閲覧:上尾市HP)
「私立幼稚園一覧」(令和6年1月閲覧:伊奈町HP)
「認定こども園」(令和6年1月閲覧:伊奈町HP)
「埼玉県学校便覧」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)

注) 「環境に影響を及ぼす地域」とは、埼玉県環境影響評価条例施行規則で
目安としている範囲を示す。



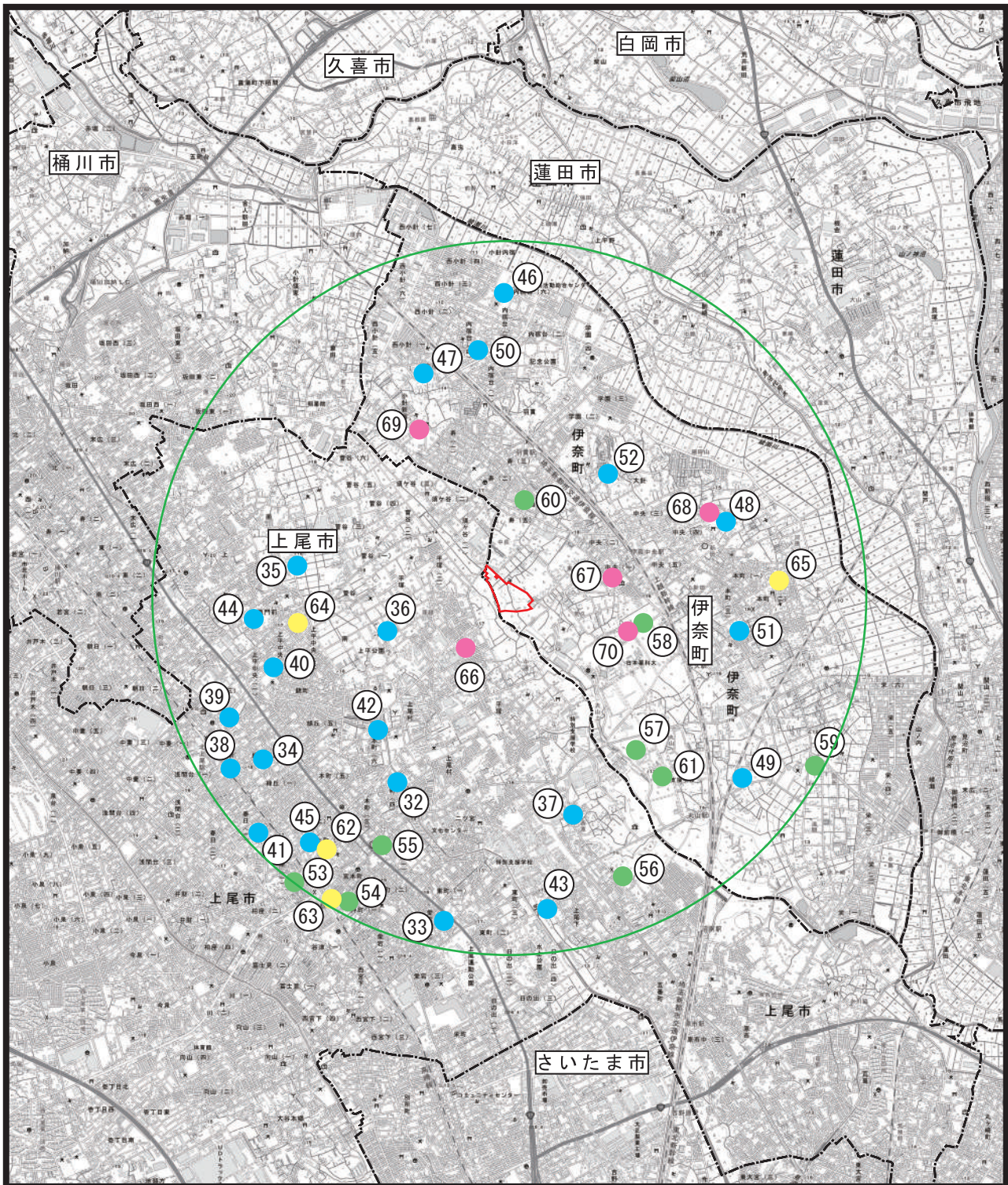
S = 1:50,000



図3.1.5-1 (1/2)

環境保全上配慮が必要な
施設の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 環境に影響を及ぼす地域 (中心から半径3km)
- : 保育所・保育園
- : 図書館
- : 病院
- : 特別養護老人ホーム
- : 市町界



S = 1:50,000



出典: 「埼玉県内の認可保育所(令和5年5月時点)」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)
「病院・救急診療所名簿」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)
「埼玉県内公共図書館等一覧」(令和6年1月閲覧:埼玉県立図書館HP)
「老人福祉施設等一覧」(令和6年1月閲覧:埼玉県HP)

図3.1.5-1 (2/2) 環境保全上配慮が必要な施設の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

1.6 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

1) 下水道

対象事業実施区域周辺における令和4年度末の公共下水道整備状況は、表 3.1.6-1 に示すとおりである。

上尾市における公共下水道普及率は85.1%である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における公共下水道普及率は77.4%である。

なお、対象事業実施区域は下水道の整備はされていない地域に位置している。

表 3.1.6-1 公共下水道整備状況（令和4年度末）

市町名	行政人口(人)	処理人口(人)	普及率(%)
上尾市	230,273	195,849	85.1
伊奈町	45,126	34,938	77.4

注：行政人口は、令和5年3月末日現在の住民基本台帳人口である。

出典：「公共下水道整備状況一覧表」（令和6年3月閲覧、埼玉県HP）

2) し尿処理

(1) 水洗化状況

対象事業実施区域周辺における令和4年度末の水洗化状況は、表 3.1.6-2 に示すとおりである。

上尾市の水洗化率は99.7%である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町の水洗化率は99.1%である。

表 3.1.6-2 水洗化状況（令和4年度末）

市町名	総人口(人)	水洗化人口(人)			水洗化率(%)	非水洗化人口(人)			非洗浄化率(%)
		公共下水道	浄化槽	計		計画収集人口(人)	自家処理人口(人)	計	
上尾市	230,427	193,527	36,292	229,819	99.7	608	0	608	0.3
伊奈町	45,239	32,596	12,233	44,829	99.1	410	0	410	0.9

注：令和5年3月31日現在

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和4年度実績～」(令和6年7月、埼玉県環境部資源循環推進課)

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量

対象事業実施区域周辺における令和4年度のし尿・浄化槽汚泥処理量は、表3.1.6-3に示すとおりである。

上尾市における総処理量は14,379kLである。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における総処理量は4,361kLである。

表 3.1.6-3 し尿・浄化槽汚泥処理量(令和4年度)

単位：kL

市町名	総処理量									
		汲み取りし尿				浄化槽汚泥				自家処理量
		し尿処理施設	下水道投入	その他	し尿処理施設	下水道投入	その他			
上尾市	14,379	818	818	0	0	13,561	13,561	0	0	0
伊奈町	4,361	500	500	0	0	3,861	3,861	0	0	0

注：令和5年3月31日現在

出典：「一般廃棄物処理事業の概況～令和4年度実績～」(令和6年7月、埼玉県環境部資源循環推進課)

3) ごみ処理

(1) ごみ排出量

上尾市、伊奈町における令和3年度のごみ排出量は表 3.1.6-4 に、過去5年間のごみ排出量の推移は、図 3.1.6-1 に示すとおりである。

上尾市の総排出量は57,194tであり、内訳は家庭系ごみが50,104t(87.6%)、事業系ごみが7,090t(12.4%)である。また、伊奈町の総排出量は13,479tであり、内訳は家庭系ごみが10,720t(79.5%)、事業系ごみが2,758(20.5%)である。

表 3.1.6-4 ごみ排出量(令和3年度)

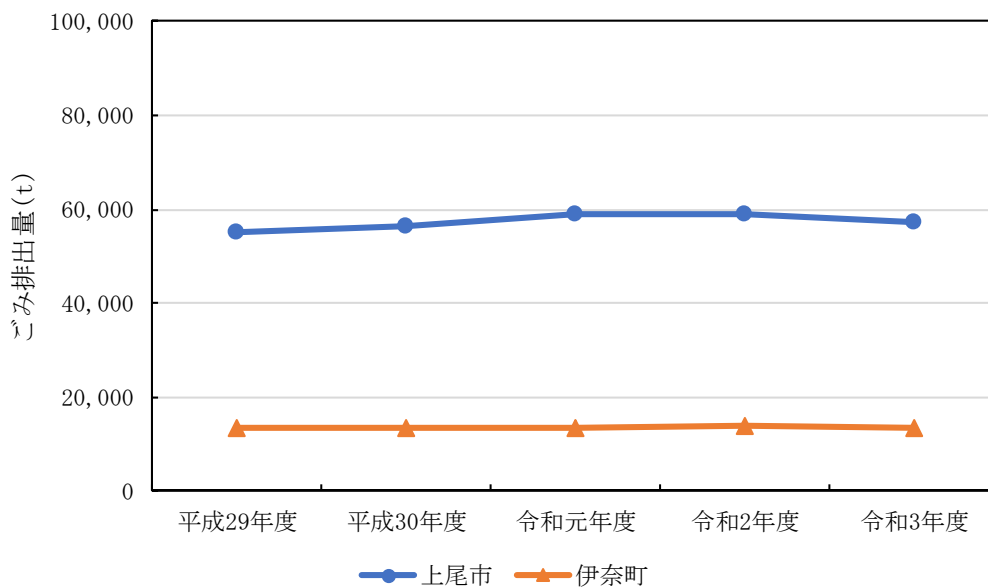
単位：t

市町名	総排出量	家庭系ごみ	事業系ごみ
上尾市	57,194	50,104	7,090
伊奈町	13,479	10,720	2,758

注：数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」

(令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合)



出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」

(令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合)

図 3.1.6-1 ごみ排出量の推移

(2) 1日当たりのごみ排出量

上尾市、伊奈町における令和3年度の1日当たりのごみ排出量は、表3.1.6-5に示すとおりである。

上尾市における1人1日当たりの排出量は681gであり、伊奈町における1人1日当たりの排出量は821gである。

表 3.1.6-5 日当たりのごみ排出量(令和3年度)

市町名	人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	1日1人当たりのごみ総排出量 (g/人・日)
上尾市	230,245	57,194	681
伊奈町	44,959	13,479	821

出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」(令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合)

(3) ごみ処理量

上尾市、伊奈町における令和3年度のごみ処理量は、表3.1.6-6に示すとおりである。

上尾市における処理量は焼却量が52,178t、資源化量が11,294t、最終処分量が5,574tであり、伊奈町における処理量は焼却量が10,264t、資源化量が3,160t、最終処分量が1,023tである。

また、上尾市における再生利用率は19.7%、伊奈町における再生利用率は23.4%である。

表 3.1.6-6 ごみ処理量(令和3年度)

市町名	総排出量 (t/年)	処理区分			リサイクル率 (再生利用率) (%)
		焼却量 (t/年)	資源化量 (t/年)	最終処分量 (t/年)	
上尾市	57,194	52,178	11,294	5,574	19.7
伊奈町	13,479	10,264	3,160	1,023	23.4

出典：「上尾伊奈ごみ広域処理施設整備基本構想」(令和6年3月、上尾伊奈資源循環組合)

なお、上尾市、伊奈町ともに独自の最終処分場を有しておらず、表3.1.6-7に示す処分場で埋立処分を行っている。

表 3.1.6-7 最終処分先一覧

施設名	所在地	処分先	
		上尾市	伊奈町
埼玉県環境整備センター	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368番地	○	○
株式会社ウィズウェイストジャパン	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久169番地2	○	○
ジークライト株式会社	山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番地1~2	○	○
グリーンフィル小坂株式会社	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字杉沢96番地29	—	○
オリックス資源循環株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地	—	○
ツネイシカムテックス株式会社	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1	—	○

出典：令和6年度 上尾市一般廃棄物処理実施計画
令和6年度 伊奈町一般廃棄物処理実施計画

1.7 環境の保全を目的とする法律、条例等による指定の状況

1) 大気汚染

(1) 環境基準

「環境基本法」（平成5年 法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。

大気汚染に係る環境基準は表3.1.7-1に示すとおりである。

表3.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成9年環境庁告示第4号)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。	有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準(平成13年環境省告示第30号)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準(平成21年環境省告示第33号)

- 注：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）では、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表3.1.7-2に示す。

表3.1.7-2 大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類に係る環境基準）

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

注：1. 値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 基準値は年間平均値とする。

(2) 排出基準

計画施設である可燃ごみ処理施設は、「大気汚染防止法」（昭和46年 法律第97号）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及び水銀の排出基準が適用される。さらに、計画施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

また、埼玉県では、廃棄物焼却炉から排出される排ガスについて、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」（昭和54年3月 埼玉県）に基づく指導基準や埼玉県生活環境保全条例による排出基準及び「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」（昭和46年10月15日 条例第60号）に基づく塩化水素に係る上乘せ基準が定められている。

なお、埼玉県生活環境保全条例において規制される廃棄物焼却炉は、「焼却能力200kg/時未満かつ火格子面積2㎡未満」であることから、計画施設は規制対象とはならない。

① 硫黄酸化物に係る規制基準

硫黄酸化物に係る排出基準は、地域の汚染の実情に応じて地域ごとに定められた定数Kを用いて、排出される硫黄酸化物の許容限度量(q)を算出して規制している。

許容限度量(q)は以下に示す算定式で算出する。

対象事業実施区域は大気汚染防止法に基づく26号地域に該当し、当該地域（26号地域）のK値は9.0とされている。

また、大気汚染防止法では、K値規制のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域について、総量規制と燃料使用規制が定められているが、対象事業実施区域は適用されない地域となっている。

$$q = K \times 10^{-3} \text{He}^2$$

q：硫黄酸化物の量（m³N/時）

K：地域ごとに定められた値（9.0）

He：補正された排出口の高さ（m）

② ばいじん

大気汚染防止法では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は表3.1.7-3に示すとおりである。

表3.1.7-3 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4以上	0.04
	2以上4未満	0.08
	2未満	0.15

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正されたばいじんの量は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C：補正されたばいじんの量 (g/m³N)
 0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12)
 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
 (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
 Cs：測定時のばいじん量 (g/m³N)

③ 窒素酸化物

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。また、埼玉県「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」（昭和59年3月24日決裁）において、指導基準が定められており、窒素酸化物の排出ガスに係る基準は表3.1.7-4に示すとおりである。

表3.1.7-4 窒素酸化物の排出ガスに係る基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (排出ガス量) (万m ³ N/時)	排出ガスに係る基準 (ppm)	
		排出基準	指導基準
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	250	180
	4未満	250	180

備考：1. 太枠は適用される基準を示す。
2. 補正された窒素酸化物濃度は、次式により換算するものとする。

$$C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot Cs$$

C：窒素酸化物濃度 (ppm)
 0n：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12)
 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%)
 (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする)
 Cs：測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

④ 水銀

「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」（平成28年9月 環水大大発第1609264号）では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る水銀の排出基準は表3.1.7-6に示すとおりである。

表3.1.7-6 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	排出基準 (μg/m ³ N)
廃棄物焼却炉	30
備考：1. 太枠は適用される基準を示す。 2. 補正された水銀濃度は、次式により換算するものとする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$ C：補正された水銀濃度 (ppm) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12） 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs：測定時の水銀濃度 (ppm)	

⑤ 塩化水素

大気汚染防止法では、廃棄物焼却炉について、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」では、上乘せ基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出ガスに係る基準は表3.1.7-5に示すとおりである。

表3.1.7-5 塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	排出ガスに係る基準 (mg/m ³ N)		
	排出基準	上乘せ基準	
施設の規模（焼却能力）	—	200kg/時 以上 500kg/時 未満	500kg/時 以上
廃棄物焼却炉	700	500	200
備考：1. 太枠は適用される基準を示す。 2. 補正された塩化水素濃度は、次式により換算するものとする。 $C = \frac{21-0n}{21-0s} \cdot C_s$ C：補正された塩化水素濃度 (ppm) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉：12） 0s：測定時の排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする） Cs：測定時の塩化水素濃度 (ppm)			

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年 総理府令第67号）では、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準は表3.1.7-7に示すとおりである。

表3.1.7-7 ダイオキシン類の排出基準（廃棄物焼却炉の新設）

施設の種類	規模 (1時間当たりの処理能力) (t/時)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	4以上	0.1
	2以上4未満	1
	2未満	5
備考：1. 太枠は適用される基準を示す。 2. 補正されたダイオキシン類濃度は、次式により換算するものとする。 $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$ C：補正されたダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N) O _n ：施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉：12) O _s ：測定時の排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする) C _s ：測定時のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		

⑦ 自動車

上尾市、伊奈町は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年 法律第70号）に基づく対策地域に定められている。対策地域では、排出基準に適合しない普通トラック、小型トラック、大型バス、マイクロバス、特種自動車及びディーゼル乗用車は登録ができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」では県内全域を対象として県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車（乗用車を除く貨物、バス、特種自動車等）の運行を禁止している。この規制は周辺の9都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）で条例により定められている。

2) 騒音

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」（平成10年 環境庁告示第64号）は、表3.1.7-8に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることからB類型に該当する。

表3.1.7-8 (1/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	該当地域	基準値 (L _{aeq})	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	B		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

注：工業専用地域には適用されない。

出典：「令和5年版 埼玉県環境白書」（埼玉県 令和5年12月）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年4月 上尾市告示第167号）

表3.1.7-8 (2/3) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L _{aeq})	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
A地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

表3.1.7-8 (3/3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）

基準値 (L _{aeq})	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日6時)
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	
注：1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び4車線以上の市町村道等をいう。 2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15mまで 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20mまで	

(2) 規制基準等

① 特定工場等に係る規制基準

「騒音規制法」（昭和43年6月法律第98号）に定める「特定工場等」の騒音について規制基準が定められている。また、「埼玉県生活環境保全条例」では騒音規制法に定める特定工場等の他に「指定騒音施設」及び「規制対象作業場等」を規制対象に指定し、表3.1.7-9に示すとおり規制基準を定めている。

上尾市及び伊奈町は工業専用地域の一部を除いた全域を規制地域に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第2種区域に該当する。

表3.1.7-9 特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の 区分	該当地域	昼間	朝	夕	夜間
		午前8時～ 午後7時	午前6時～ 午前8時	午後7時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下		45dB 以下
第2種 区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	55dB 以下	50dB 以下		45dB 以下
第3種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65dB 以下	60dB 以下		50dB 以下
第4種 区域	工業地域 工業専用地域（一部地域）	70dB 以下	65dB 以下		60dB 以下

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする（第1種区域は除く）。

出典：「工場・事業場等の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「上尾市騒音、振動等の規制基準等に関する規則」（平成25年4月 上尾市規則第26号）

② 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業に係る騒音は、「騒音規制法」等で規制されており、規制基準は表3.1.7-10に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第1号区域に該当する。

表3.1.7-10 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域） 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	85dB	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続6日間	日曜・休日
	第2号区域		工業地域 工業専用地域	午後10時 ～ 午前6時		

注：1. 第1号区域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内は、第1号区域に該当する。

2. 上尾市では、2号区域の地域は指定されていない。

出典：「建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく別表第1号イからニまでに掲げる区域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第143号）

③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は、表3.1.7-11に示すとおりである。

表3.1.7-11 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB

注：幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

区域の区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「令和5年版 埼玉県環境白書」（埼玉県 令和5年12月）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定」（平成24年4月 上尾市告示第168号）

3) 振動

(1) 規制基準等

① 特定工場等に係る規制基準

「振動規制法」（昭和51年 法律第64号）に定める「特定工場等」の振動について規制基準が定められている。また、「埼玉県生活環境保全条例」では振動規制法に定める特定工場等の他に指定振動施設を規制対象に指定し、表3.1.7-12に示すとおり規制基準を定めている。

上尾市及び伊奈町ともに工業専用地域を除いた全域を規制地域に指定しており、対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第1種区域に該当する。

表3.1.7-12 特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分	該当地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	60 dB	55 dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 dB	60 dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

出典：「工場・事業場等の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「上尾市騒音、振動等の規制基準等に関する規則」（平成25年4月 上尾市規則第26号）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第144号）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準」（平成27年4月 上尾市告示第145号）

② 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業に係る振動は、「振動規制法」等で規制されており、規制基準は表3.1.7-13に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は用途地域の定めのない地域であることから第1号区域に該当する。

表3.1.7-13 特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	該当地域	基準値	作業禁止時間	最大作業時間	最大作業日数	作業禁止日
第1号区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の定めのない地域 都市計画区域外（一部地域）	75dB	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続6日間	日曜・休日
	第2号区域		工業地域	午後10時 ～ 午前6時		

注：1. 第1号区域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内は、第1号区域に該当する。

2. 上尾市では、2号区域の地域は指定されていない。

出典：「建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月 埼玉県）

「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第144号）

「振動規制法施行規則に基づく別表第1付表第1号イからニまでに掲げる区域の指定」（平成27年4月 上尾市告示第146号）

③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表3.1.7-14に示すとおりである。

表3.1.7-14 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	該当地域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 dB	65dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内は、当該値から5dBを減じた値とする。

出典：「建設作業の騒音・振動規制」（平成30年10月、埼玉県）

「振動規制法施行規則別表第2備考1各号に掲げる区域並びに同表備考2各号に掲げる時間の指定」（平成24年4月 上尾市告示第169号）

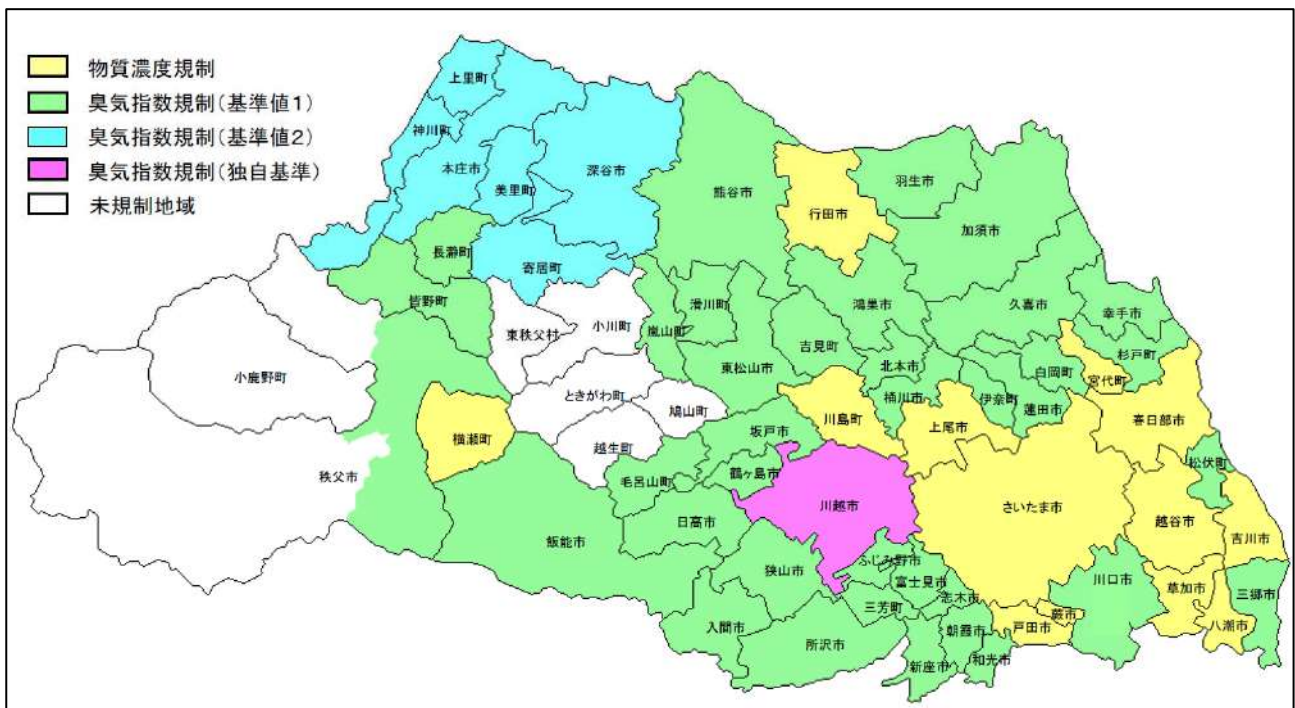
4) 悪臭

(1) 規制基準等

「悪臭防止法」(昭和46年 法律第91号)では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制として、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うこととされており、上尾市には特定悪臭物質濃度による規制基準、対象事業実施区域が位置する伊奈町には臭気指数による規制基準がそれぞれ適用されている(図3.1.7-1参照)。

また、それぞれの規制基準には、敷地境界における規制(1号規制)、気体排出口における規制(2号規制)さらに排出水中における規制(3号規制)がある。

敷地境界線における規制基準は表3.1.7-15に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲は農業振興地域であることから、臭気指数規制、特定悪臭物質濃度規制ともにB区域に該当する。なお、対象事業実施区域が位置する伊奈町は基準値1が適用される地域となっている。



出典：「悪臭の規制について」(令和4年1月 埼玉県)

図 3.1.7-1 悪臭防止法規制地域

表3.1.7-15 (1/2) 敷地境界線の地表における特定悪臭物質濃度の規制基準 (1号規制) (上尾市)

特定悪臭物質	区域の区分		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

1. A区域 B区域及びC区域を除いた市内全域
2. B区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
3. C区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域

出典：「悪臭防止法第3条の規定による地域の指定及び同法第4条の規定による規制基準の設定」（平成14年4月 上尾市告示第79号）

表3.1.7-15 (2/2) 敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準 (1号規制) (伊奈町)

区域区分	基準値 (臭気指数)	
	基準値1	基準値2
A区域 (B、C区域を除く区域)	15	15
B区域 (農業振興地域)	18	21
C区域 (工業地域、工業専用地域)	18	18

出典：「悪臭防止法 (臭気指数規制) について」 (埼玉県)

また、排出口における規制基準として、敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年 総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数が定められている（表3.1.7-16参照）。

さらに、排水における臭気指数に係る規制基準として、敷地境界線の地表における臭気指数の規制基準を基礎として、表3.1.7-17に示す方法により算出した排水の規制基準が定められている。

なお、埼玉県生活環境保全条例では、悪臭に係る規制地域を指定して指定悪臭工場等を対象とした規制基準を設定しており、上尾市は悪臭に係る規制地域に指定されているが、計画施設は指定悪臭工場等には該当しない。

表3.1.7-16 (1/2) 排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準 (2号規制) (上尾市)

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ ここで、 q :流量 (m ³ N/時) He:補正された排出口の高さ (m) Cm:特定悪臭物質の規制基準 (ppm)	
規制対象となる 特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、 イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

出典：「悪臭防止法第3条の規定による地域の指定及び同法第4条の規定による規制基準の設定」

(平成14年4月 上尾市告示第79号)

表3.1.7-16 (2/2) 排出口における臭気排出強度又は臭気指数の規制基準 (2号規制) (伊奈町)

<p>排出口の実高さが 15m以上</p>	<p> $qt = (60 \times 10^3) / F_{max}$ $A = (L/10) - 0.2255$ これらの式において、qt、Fmax及びLは、それぞれ以下のとおり qt：排出ガスの臭気排出強度 (m³N/min) Fmax：別表第3に定める式により算出されるF(x) (1 m³N/secに対する排出口からの風下距離 x (m) における地上での臭気濃度) の最大値 (m³N/sec)。ただし、F(x) の最大値として算出される値が 1 を排出ガスの流量 (m³N/sec) で除した値を超えるときは、1 を排出ガスの流量で除した値とする。 L 1号規制における規制基準として定められた値 (18) <別表第3> $F(x) = (1 / (3.14 \times \sigma_y \times \sigma_z)) \times \exp((-He(x))^2 / (2 \times (\sigma_z)^2))$ これらの式において、x、σ_y、σ_z、及びHe(x)は、それぞれ以下のとおり x：排出口からの風下距離 (m) σ_y：環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの水平方向拡散幅 (m) σ_z：環境大臣が定める方法により周辺最大建物の影響を考慮して算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの鉛直方向拡散幅 (m) He(x)：次式により算出される排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の高さ (m)。ただし、次式におけるHiと△Hdの和が周辺最大建物の高さの0.5倍未満となる場合、0m。 $He(x) = Hi + \Delta H + \Delta Hd$ この式において、Hi、△H及び△Hdは、それぞれ以下のとおり Hi：第二項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (m)。 △H：環境大臣が定める方法により算出される、排出口からの風下距離に応じた排出ガスの流れの中心軸の上昇高さ (m) △Hd：次表の上欄に掲げる初期排出高さの区分ごとに同表の下欄に掲げる式により算出される周辺最大建物の影響による排出ガスの流れの中心軸の低下高さ (m) </p> <table border="1" data-bbox="478 1209 1236 1321"> <tr> <td>HiがHb未満の場合</td> <td>-1.5Hb</td> </tr> <tr> <td>HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合</td> <td>Hi - 2.5Hb</td> </tr> <tr> <td>HiがHbの2.5倍以上の場合</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>この表において、Hiは第二項に掲げる方法により算出される初期排出高さ (m) を、Hbは周辺最大建物の高さ (m) を示す。</p>	HiがHb未満の場合	-1.5Hb	HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合	Hi - 2.5Hb	HiがHbの2.5倍以上の場合	0		
HiがHb未満の場合	-1.5Hb								
HiがHb以上Hbの2.5倍未満の場合	Hi - 2.5Hb								
HiがHbの2.5倍以上の場合	0								
<p>排出口の実高さが 15m未満</p>	<p> $I = 10 \times \log C$ $C = K \times H_b^2 \times 10^B$ $B = L/10$ これらの式においてI、K、H_b及びLは、それぞれ以下のとおり I：排出ガスの臭気指数 K：次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。 排出口の口径が0.6m未満の場合は0.69 排出口の口径が0.6m以上0.9m未満の場合は0.20 排出口の口径が0.9m以上の場合は0.10 H_b：周辺最大建物の高さ (m)。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上である場合には、下表に示すとおり、第1欄に掲げる算出される値の大きさ及び第2欄に掲げる排出口の実高さごとに、同表の第3欄に掲げる式により算出される高さ (m) とする。 </p> <table border="1" data-bbox="454 1892 1396 2049"> <tr> <td rowspan="2">10未満</td> <td>6.7m以上</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>6.7m未満</td> <td>排出口の実高さの1.5倍</td> </tr> <tr> <td>10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上</td> <td></td> <td>排出口の実高さの1.5倍</td> </tr> </table> <p>L：1号規制における規制基準として定められた値 (18)</p>	10未満	6.7m以上	10m	6.7m未満	排出口の実高さの1.5倍	10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍
10未満	6.7m以上		10m						
	6.7m未満	排出口の実高さの1.5倍							
10以上であって排出口の実高さ (m) の値の1.5倍以上		排出口の実高さの1.5倍							

表3.1.7-17 (1/2) 排出水中における規制基準 (3号規制) (臭気指数) (上尾市)

$I_w = L + 16$ この式において、 I_w 及び L は、それぞれ以下のとおり I_w : 排出水の臭気指数 L : 1号規制における規制基準として定められた値 (18)
--

表3.1.7-17 (2/2) 排出水中における規制基準 (3号規制) (特定悪臭物質) (伊奈町)

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排出水中の濃度を許容限度とする。 $CL_m = k \times C_m$ ここで、 CL_m : 排出水中の濃度 (mg/L) k : 係数で、下の表を参照 (mg/L) C_m : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)		
規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排出水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /秒以下の場合	16
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	3.4
	0.1 m ³ /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 m ³ /秒以下の場合	5.6
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	1.2
	0.1 m ³ /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 m ³ /秒以下の場合	32
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	6.9
	0.1 m ³ /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 m ³ /秒以下の場合	63
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	14
	0.1 m ³ /秒を超える場合	2.9

注：メチルメルカプタンについては、算出して得た濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

出典：「悪臭防止法第3条の規定による地域の指定及び同法第4条の規定による規制基準の設定」
(平成14年4月 上尾市告示第79号)

5) 水質汚濁

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年 環境庁告示第59号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）における水質汚濁に係る環境基準は、表3.1.7-17に示すとおりである。

対象事業実施区域に隣接して流れる原市沼川には類型の指定はないが、原市沼川が下流で合流する綾瀬川は一般項目C類型、水生生物保全項目B類型に指定されている。

また、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年 環境庁告示第10号）は 表3.1.7-18に示すとおりである。

表 3.1.7-17 (1/4) 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下、「規格」という。） 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

表 3.1.7-17 (2/4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。

2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。

4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- " 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3.1.7-17 (3/4) 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）（河川）

類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホ ン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温減を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

表 3.1.7-17 (4/4) 水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準（ダイオキシン類に係る環境基準）

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

- 注：1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
 2. 水質（水底の底質を除く。）に係る環境基準は公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は年間平均値とする。

表 3. 1. 7-18 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン ^{注)}	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下、「規格」という。）K0102 の 43. 2. 1、43. 2. 3、43. 2. 5 又は 43. 2. 6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

注：別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー

(2) 排水基準

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月、法律第138号）では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出、かつ、「水質汚濁法施行令」（昭和46年 政令第188号）で定めた施設（以下、「特定施設」という。）を設置して、公共用水域に排出水を排出する工場又は事業場（以下、「特定事業場」という。）を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準（表3. 1. 7-19参照）と水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ排水基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、その他の排出水の汚染状態については1日当たりの平均的な排水量が50 m³以上の特定事業場に適用される。

なお、埼玉県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例」（昭和46年10月15日 埼玉県条例第61号）において、1日当たりの平均的な排出水の量が10m³以上の施設について、「その他の排出水の汚染状態」の一律基準を適用することとし、さらに生物化学的酸素要求量（BOD）及び浮遊物質量（SS）について一律基準よりも低い上乗せ基準が定められ

ている（表3.1.7-20参照）。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年、法律第105号）では、一定規模以上の廃棄物焼却炉のうち、特性施設から排出される汚水または廃液について、表3.1.7-21に示すとおり水質排出基準が定められている。

表 3.1.7-19(1/2) 排水基準（有害物質）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10 mg/L
	海域：230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8 mg/L
	海域：15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

表 3.1.7-19(2/2) 排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L（日間平均 120 mg/L）
浮遊物質（SS）	200 mg/L（日間平均 150 mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）
磷含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）
備考	<p>1. 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. 排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である特定事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）に係る排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4. 窒素含有量に係る排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000 mg を越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>5. 磷含有量に係る排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

表 3.1.7-20 上乗せ排水基準

項目	上乗せ排水基準
生物化学的酸素要求量（単位 mg/L）	25（日間平均 20）
浮遊物質（単位 mg/L）	60（日間平均 50）
備考	
<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. 表 3.1.7-18 及びこの表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 10 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。ただし、豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する事業場については、1日当たりの平均的な排出水の量が 30 m³（都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域（以下「市街化区域」という。）にあつては、10 m³）以上のもの又は 1日当たりの平均的な生物化学的酸素要求量に基づいて算定した汚濁負荷量が 60 kg（市街化区域にあつては、20 kg）以上のものに係る排水水について適用する。</p> <p>3. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4. この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排水水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。</p> <p>5. 排水基準の異なる特定施設（指定地域特定施設を含む。）を併せて設置する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。</p> <p>6. 特定施設、指定地域特定施設又は埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年 埼玉県条例第 57 号）第 49 条第 8 号に規定する指定施設（汚水等に係るものに限る。）を併せて設置する工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。</p>	

表 3.1.7-21 ダイオキシン類に係る水質排出基準

特定施設	水質排出基準
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10pg-TEQ/ℓ
廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設	

(3) 総量規制基準

「水質汚濁防止法」に基づく排水基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる閉鎖性水域（東京湾ほか）では、当該水域に流入する上流県等内陸部からの負荷、生活排水等を含めた汚濁源の汚濁負荷量の総量を統一的かつ効果的に削減することを目的とした総量規制基準が定められている。

総量規制基準は当該水域に流入する指定地域の特定事業場のうち日平均排水量 50 m³以上のものに適用される。

対象事業実施区域が位置する伊奈町は、指定地域に該当する（「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準」（平成 29 年 埼玉県告示第 784 号））。

(4) 土木建設作業に伴う汚水等の規制基準

「埼玉県生活環境保全条例」では、指定土木建設作業（杭工事、地盤改良工事、根切り工事、シールド工事、アンカー工事）に伴い排出する汚水等について基準が定められている。作業において汚水等を排出する場合は、表3.1.7-19(1/2)に示す排水基準（有害物質）及び表3.1.7-22の基準が適用される。

表 3.1.7-22 土木建設作業に伴う汚水等の規制基準

項 目	単 位	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）	—	5.8 以上 8.6 以下
浮遊物質量	mg/L	180（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	mg/L	5
備考 1. この表の下欄に掲げる数値に係る検定方法は、昭和 49 年環境庁告示第 64 号によるものとする。 2. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 3. 生物化学的酸素要求量についての規制基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は湖沼に排出される排出水に限って適用する。 4. この表に掲げる許容限度は、公共用水域に排出される場所におけるその排出水に係るものである。		

出典：「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年 7 月 条例第 57 号）

「埼玉県生活環境保全条例施行規則」（平成 13 年 12 月 規則第 100 号）

(5) 下水道等への放流に係る排除基準

計画施設からの処理水等を下水道へ放流する場合には、下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日）及び伊奈町下水道条例（平成 2 年 10 月 1 日）に基づき、表 3.1.7-23 に示す下水道排除基準が適用される。

表 3.1.7-23 下水道排除基準

法令	項目	下水道排除基準
伊奈町 下水道 条例	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 mg/L未満
	水素イオン濃度	水素指数5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量	600 mg/L未満
	浮遊物質	600 mg/L未満
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L以下
	窒素含有量	240 mg/L未満
	リン含有量	32 mg/L未満
	温度	45 °C未満
	ヨウ素消費量	220 mg/L未満
下 水 道 法	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下
	シアン化合物	1 mg/L以下
	有機リン化合物	1 mg/L以下
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
	チウラム	0.06 mg/L以下
	シマジン	0.03 mg/L以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
	ベンゼン	0.1 mg/L以下
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
	ほう素及びその化合物	10 mg/L以下
	ふっ素及びその化合物	8 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下
	フェノール類	5 mg/L以下
	銅及びその化合物	3 mg/L以下
	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下
	鉄及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	マンガン及びその化合物（溶解性）	10 mg/L以下
	クロム及びその化合物	2 mg/L以下
	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

6) 土壌汚染

(1) 環境基準

「環境基本法」に基づく「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年 環境庁告示第46号）及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年 環境庁告示第68号）における土壌汚染に係る環境基準は、表3.1.7-24に示すとおりである。

表 3.1.7-24 (1/2) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液 1L につき 0.05 mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

表 3.1.7-24 (2/2) 土壤の汚染に係る環境基準 (ダイオキシン類)

項 目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 	

(2) 土壤汚染対策法等に基づく土壤の汚染状態の基準

「土壤汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）では土壤の汚染状態の基準が表 3.1.7-25 に示すとおり定められており、「埼玉県生活環境保全条例」においても、土壤汚染基準を定めるとともに、3,000 m²以上の土地について土地の切り盛り、掘削その他土地の造成や建築物等の建設等の行為を行う場合は、過去の特定有害物質取扱事業所の設置の状況等を調査し、その結果を知事に報告する必要がある。

なお、現時点において対象事業実施区域は土壤汚染対策法に基づく、形質変更時要届出区域及び要措置区域に指定されていない（「土壤汚染対策法に基づく指定区域一覧」（令和6年4月23日現在 埼玉県HP））。

表 3.1.7-25 土壤汚染に係る区域指定の基準

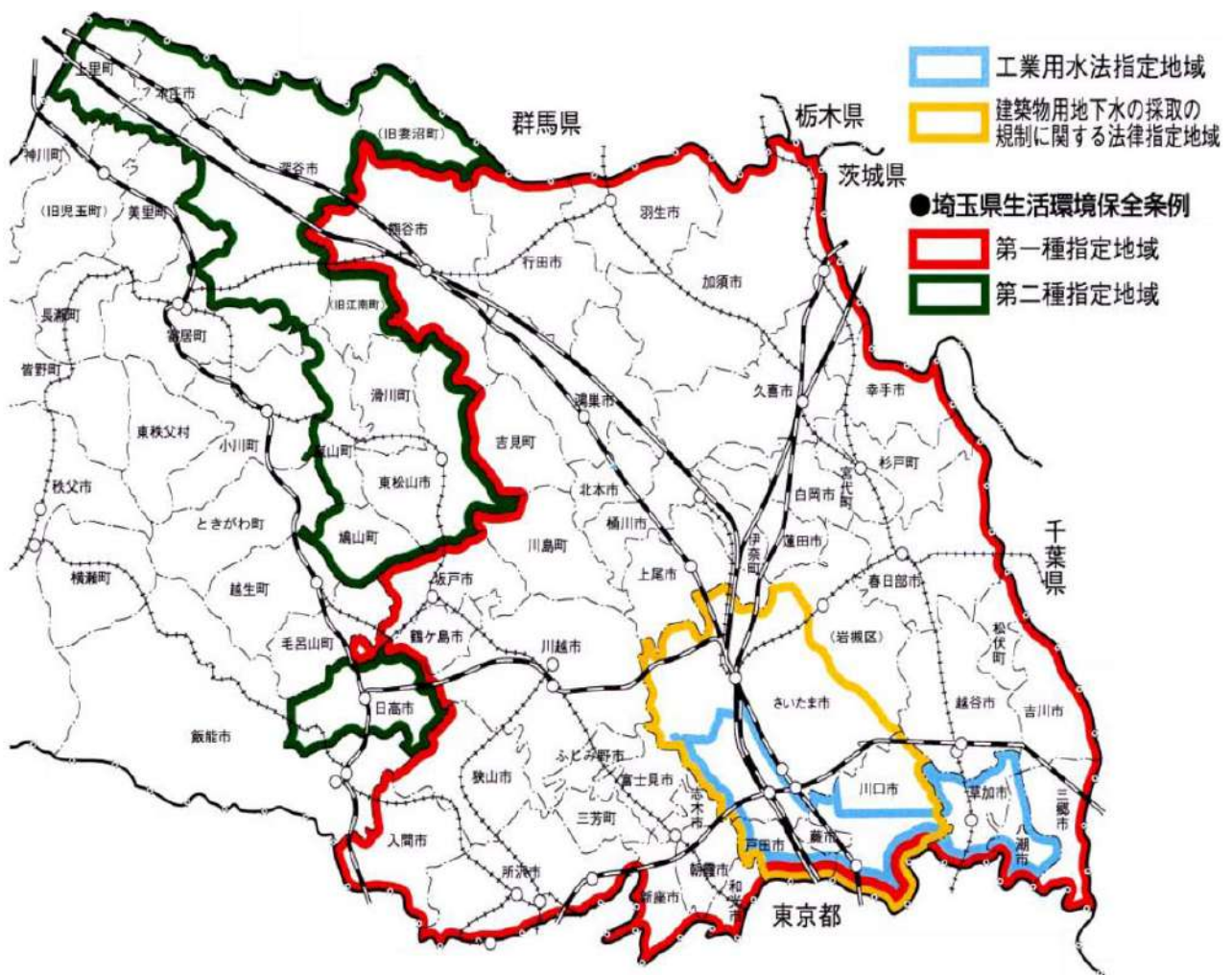
分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
特定有害物質 (土壤汚染対策法)	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
	重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
		シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
		水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
				うちアルキル水銀	検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
		鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
		砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下
		ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1 以下

7) 地盤沈下

「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和4年観測成果）令和5年12月 埼玉県」によると、令和4年には、上尾市で9地点、伊奈町では1地点で地盤沈下調査が行われている。その結果、上尾市では1地点で上昇、8地点で沈下が確認されており、伊奈町においては1地点で沈下が確認されている。

国では「工業用水法」（昭和31年 法律第146号）や「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年 法律第100号）により、地域を指定したうえで地盤沈下の防止を図っており、埼玉県においても「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、規制する地域を指定し、地下水採取を規制するなどしている。

対象事業実施区域は、図3.1.7-2に示すとおり埼玉県生活環境保全条例に基づく第一種指定地域に該当し、例外（家庭用や農業用の一部及び法令の規制対象等）を除いて地下水を利用する全ての用途が対象となり、許可や届け出が必要となる。



出典：「地下水採取の規制」（平成31年2月 埼玉県）

図 3.1.7-2 地下水採取規制地域図

8) 景観

景観については「景観法」（平成16年6月、法律第110号）、「埼玉県景観条例」（平成19年7月、埼玉県条例第46号）及び「埼玉県景観計画」（平成19年8月、埼玉県）等により規制されている。

景観法では、景観計画の区域について景観計画を定めることができることとなっており、上尾市、伊奈町の景観計画については埼玉県が策定している。

景観計画の中では、景観計画の区域が定められており、対象事業実施区域は一般課題対応区域の田園区域に該当している。

一般課題対応区域では建築物の建築等に対して、高さが15メートルを超えるなどの大規模な建築物及び工作物を届出の対象としており、「景観形成基準にしたがい良好な景観形成を誘導するとともに外観の色彩等について必要がある場合は、勧告、公表及び変更命令等を行う。」等、規制誘導している。

また、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（昭和54年 条例第10号）では、「ふるさとの緑の景観地」を指定するとともに、保全計画を策定することとなっているが、対象事業実施区域周辺にふるさと緑の景観地は指定されていない。

9) 廃棄物

埼玉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月、法律第137号）及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」（令和3年3月、埼玉県）を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指している。

また、「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」（上尾市・伊奈町 令和4年3月）では、ごみ処理の広域化に係る基本的事項を明確にする中で、基本方針として、以下の3つを掲げている。

- ・広域的・長期的な視点で考える3Rの推進
- ・地球温暖化対策推進への貢献及び周辺環境の保全
- ・住民・事業者・行政がともに進める持続可能な社会

10) 地球温暖化

埼玉県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年 法律第117号）及び「環境基本計画」（令和4年4月 埼玉県）に基づき、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」（R5.3 埼玉県）を作成している。

この中で埼玉県の目指すべき将来像として、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、温室効果ガスの排出削減目標を「令和12年度（2030年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減する。」としている。

11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月、法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図3.1.7-1に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、指定猟具使用禁止区域（銃）に指定されている。



凡例

 : 対象事業実施区域

 国指定鳥獣保護区

 県指定鳥獣保護区

 特別保護地区

 特定猟具使用禁止区域(銃)

 指定猟法禁止区域
(駆動機使用禁止区域)

 国有林
(埼玉県森林管理事務所管)

 環境管理事務所



S = 1:50,000



図3.1.7-1 鳥獣保護区等

出典：「令和5年度鳥獣保護区等位置図」(埼玉県)

12) 文化財

対象事業実施区域では、集落跡や貝塚が確認された周知の埋蔵文化財包蔵地が位置している。

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等（文化財保護法93・94条）を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行う必要がある（同法96・97条）。

13) 土地利用

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）は、国土利用の構想を示す国土利用計画及び土地利用基本計画、土地の投機的な取引の規制、遊休土地に関する措置などについて定めており、これらに基づいて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。

また、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき都道府県が指定した地域を「農業振興地域」として農業のために利用する土地と位置付けられている。上尾市及び伊奈町は市街化調整区域の一部が農業振興地域として指定されており、対象事業実施区域及びその周囲は、農業振興地域に該当する。

11) 自然環境関連法令等

対象事業実施区域及びその周辺地域における自然環境関連等に係る法令等による指定状況を整理したものを表3.1.7-26に示す。

表3. 1. 7-26 自然環境関連法令等に基づく指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査地域
自然環境 関連	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）	生息地等保護区	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園	×	×
	埼玉県立自然公園条例	県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域（銃）	○	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	埼玉県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	○	○
土地 利用 関連等	国土利用計画法	農業地域	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域（農用地区域）	○	○
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区	×	×
	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の景観地	×	×
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	×
	埼玉県景観条例	景観計画区域	○	○
	森林法	保安林	×	×
	河川法	河川保全区域	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	工業用水法	指定地域	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域	×	×
埼玉県生活環境保全条例	地下水の採取を規制する地域	○	○	

2 自然的状況

2.1 気象、大気質、騒音、振動、悪臭等の状況

1) 気象

対象事業実施区域の最寄りの気象観測地点として、上尾市消防本部東消防署が約1.3kmの距離にあり、また、アメダスさいたまが約13.4kmの距離にある（図3.2.1-1参照）。

なお、上尾市消防本部東消防署では、気温、湿度、降水量、風向・風速及び気圧を観測し、アメダスさいたまでは気温、湿度、降水量、風向・風速、日照時間及び降雪深さを観測している。

(1) 気温

過去5年間の気温の状況は表3.2.1-1に示すとおりであり、年間の平均気温で見ると、上尾市消防本部東消防署で16.0～17.2℃、アメダスさいたまで14.9～17.1℃となっており、令和5年が最も高く、他の年よりも1.0℃以上高くなっている。

表3.2.1-1 (1/2) 気温の状況（上尾市消防本部東消防署）

単位：℃

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年 (R元年)	平均	4.7	6.2	9.8	13.4	20.3	22.0	24.5	28.7	25.0	19.3	12.5	7.5	16.2
	最高	15.2	18.5	21.7	26.8	35.6	33.2	36.4	38.2	36.6	31.4	25.0	18.4	38.2
	最低	-2.7	-2.3	0.1	1.3	6.7	14.9	17.9	20.0	18.0	10.2	1.0	0.6	-2.7
2020年 (R2年)	平均	6.5	7.4	10.2	12.5	19.6	23.6	24.1	29.7	24.3	17.3	12.9	6.7	16.2
	最高	18.4	18.9	24.1	25.3	30.8	34.2	33.4	39.8	36.3	27.8	25.0	16.9	39.8
	最低	-0.3	-3.8	0.3	5.1	9.8	17.7	17.2	21.7	14.5	7.9	2.9	-1.8	-3.8
2021年 (R3年)	平均	4.3	7.2	11.9	14.8	19.5	23.0	26.3	27.6	22.2	17.8	12.7	6.8	16.2
	最高	17.0	22.1	24.6	26.0	30.0	33.1	36.9	36.9	32.3	31.0	22.8	19.2	36.9
	最低	-5.2	-2.5	1.0	5.4	10.5	15.6	18.6	17.9	16.0	7.3	1.1	-4.0	-5.2
2022年 (R4年)	平均	4.1	4.4	10.3	15.2	18.8	23.4	27.9	27.5	24.1	16.7	13.4	6.4	16.0
	最高	14.2	16.2	24.9	29.2	32.5	39.6	40.2	39.8	32.9	30.5	23.4	17.3	40.2
	最低	-4.3	-3.8	-0.2	2.7	8.4	14.0	21.6	18.8	16.1	6.4	5.7	-3.0	-4.3
2023年 (R5年)	平均	4.8	6.2	12.3	15.9	19.1	23.4	29.1	29.6	26.8	18.2	13.2	8.2	17.2
	最高	13.9	19.4	23.3	29.4	34.5	34.6	39.0	37.1	35.7	27.8	26.0	20.2	39.0
	最低	-4.2	-2.5	2.0	5.0	9.5	14.4	21.7	24.0	17.0	9.9	3.0	-2.2	-4.2

出典：各年気象年報（上尾市消防本部）

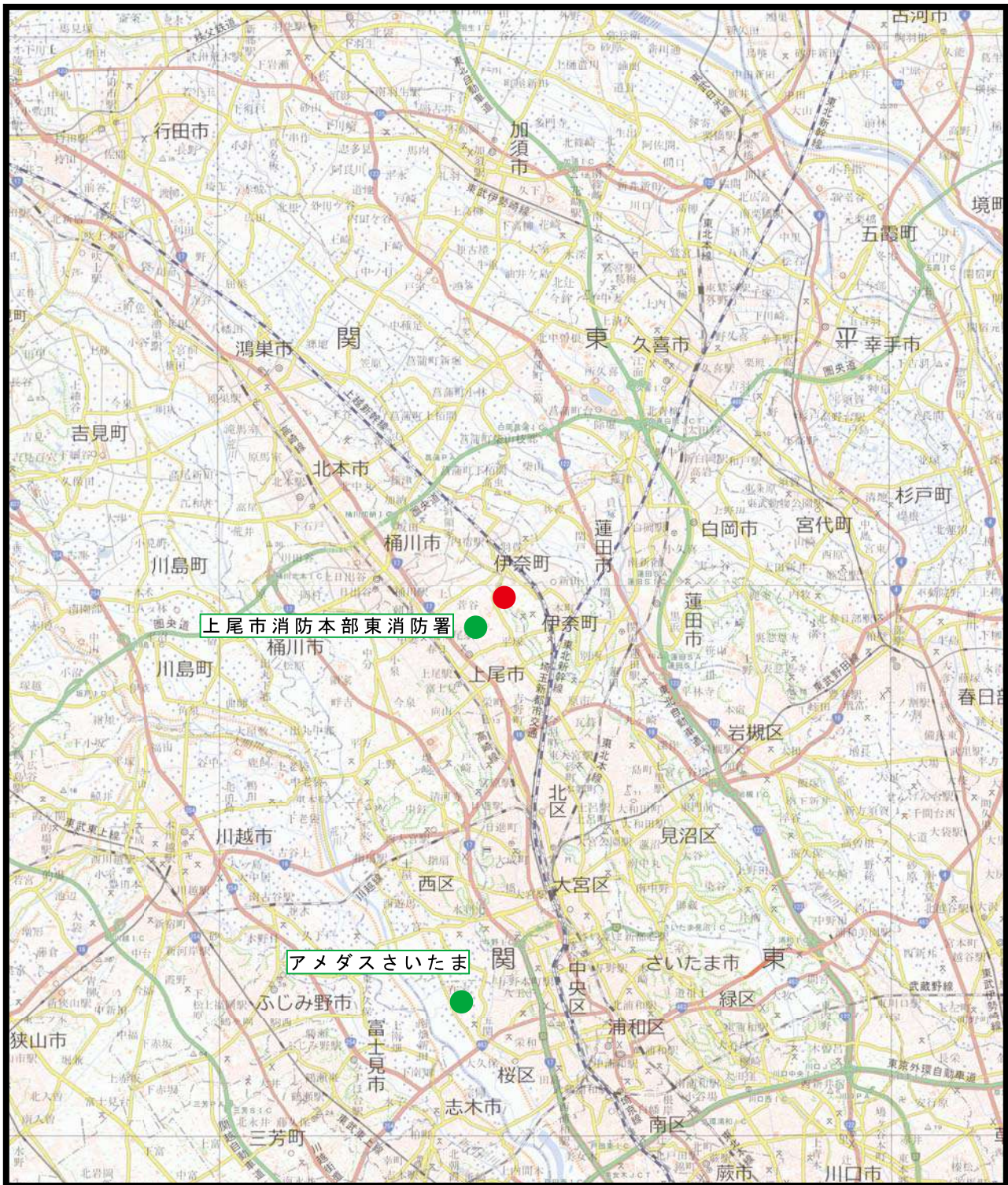
表3.2.1-1 (2/2) 気温の状況（アメダスさいたま）

単位：℃

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年 (R元年)	平均	4.1	6.2	9.7	13.3	20.0	21.9	24.5	28.5	25.0	19.3	12.4	7.4	16.0
	最高	10.2	11.2	14.6	18.8	25.4	26.2	28.2	33.2	29.8	23.1	17.3	11.9	33.2
	最低	-2.0	1.1	4.7	7.7	14.3	18.3	21.6	25.1	21.1	15.7	7.9	3.2	-2.0
2020年 (R2年)	平均	6.3	7.2	10.1	12.5	19.5	23.6	24.3	29.4	24.3	17.4	12.8	6.3	16.1
	最高	10.7	12.4	15.5	17.6	24.4	27.8	27.6	34.9	28.2	27.0	18.1	12.1	34.9
	最低	1.9	2.1	4.8	7.3	14.9	19.9	21.7	25.0	21.0	8.1	7.6	0.6	0.6
2021年 (R3年)	平均	4.0	6.9	11.9	14.6	19.4	22.9	26.2	27.6	22.2	17.6	12.3	6.4	16.0
	最高	9.7	13.4	17.3	20.0	24.2	27.5	30.7	37.0	26.0	22.4	18.2	12.0	37.0
	最低	-1.6	0.4	6.8	9.2	14.8	19.1	22.8	18.5	18.7	13.4	6.8	1.4	-1.6
2022年 (R4年)	平均	3.7	4.1	10.2	15.0	18.6	23.2	27.6	27.5	24.3	16.5	13.2	5.9	15.8
	最高	9.1	9.8	16.2	20.2	23.6	28.0	32.3	32.2	28.6	21.1	18.8	11.9	32.3
	最低	-1.7	-1.4	4.7	10.2	14.0	19.2	24.1	23.9	20.9	12.4	8.1	0.4	-1.7
2023年 (R5年)	平均	4.4	6.2	12.3	15.8	19.0	23.3	29.0	29.5	26.8	18.0	13.0	7.7	17.1
	最高	10.0	11.8	17.6	21.4	24.4	28.0	34.8	34.4	31.7	23.5	18.8	13.8	34.8
	最低	-1.0	0.8	6.7	10.0	13.8	19.5	24.2	25.8	23.1	13.0	7.7	2.0	-1.0

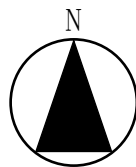
注：表中の“)”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱うことを示す。

出典：気象庁ホームページ（アメダス さいたま）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 気象観測地点



S = 1:200,000



図3.2.1-1 気象観測所の位置

この地図は、国土地理院発行の電子地図20万分の1を使用したものである。

(2) 降水量

過去5年間の降水量の状況は表3.2.1-2及び図3.2.1-2に示すとおりであり、年間降雨量は、上尾市消防本部東消防署で932.5～1392.5mm、アメダスさいたまで996.0～1573.5mmとなっている。

表3.2.1-2 (1/2) 降水量の状況 (上尾市消防本部東消防署)

単位：mm

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年 (R元年)	8.0	17.5	77.5	53.0	110.5	200.5	129.0	176.0	153.0	357.0	85.5	25.0	1392.5
2020年 (R2年)	72.5	8.0	65.0	157.0	85.5	198.0	238.5	63.0	142.5	108.0	4.0	0.5	1142.5
2021年 (R3年)	19.0	22.0	75.0	26.5	53.5	144.5	210.0	193.0	105.5	99.5	51.5	80.5	1080.5
2022年 (R4年)	5.5	31.5	64.0	115.5	78.5	74.0	159.5	80.5	218.0	78.0	33.5	29.5	968.0
2023年 (R5年)	2.0	19.5	73.0	44.5	145.0	243.0	11.0	143.0	125.5	81.0	40.5	4.5	932.5

出典：各年気象年報 (上尾市消防本部)

表3.2.1-2 (2/2) 降水量の状況 (アメダスさいたま)

単位：mm

年\月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2019年 (R元年)	10.5	35.5	101.5	68.0	91.5	217.0	168.0	106.0	151.0	499.0	91.0	34.5	1573.5
2020年 (R2年)	90.5	8.5	82.0	192.5	92.5	184.5	236.0	58.5	164.5	153.0	9.5	2.0	1274.0
2021年 (R3年)	37.0	52.0	131.5	73.0	79.5	148.0	271.5	243.0	165.5	129.5	68.0	102.0	1500.5
2022年 (R4年)	13.5	49.0	84.5	171.0	130.5	56.5	154.5	88.0	231.0	108.0	43.5	40.5	1170.5
2023年 (R5年)	7.0	30.0	88.0	43.5	111.5	319.5	12.5	112.0	137.5	76.0	49.0	9.5	996.0

注：表中の“()”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱うことを示す。

出典：気象庁ホームページ (アメダス さいたま)

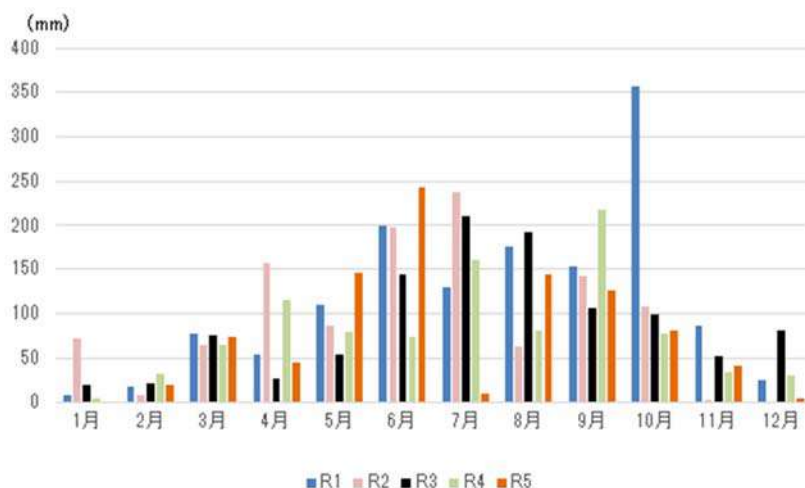


図3.2.1-2 (1/2) 降水量の状況 (上尾市消防本部東消防署)

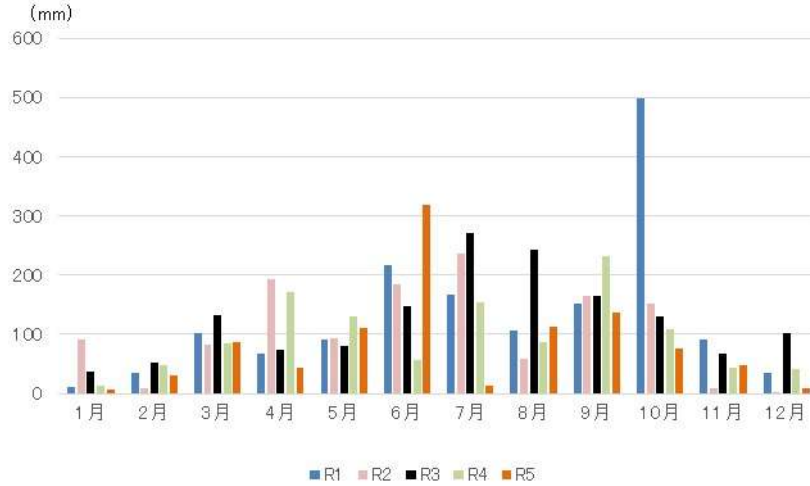


図 3.2.1-2 (2/2) 降水量の状況 (アメダスさいたま)

(3) 風向・風速

過去5年間の風向風速の状況は表 3.2.1-3 及び図 3.2.1-3 に示すとおりであり、過去5年間の年間平均風速は上尾市消防本部東消防署では1.9~2.1m/s、アメダスさいたまでは2.2~2.4m/sとなっている。

また、風向の出現頻度を見ると、いずれの観測地点においても各年ともに春から夏にかけては南寄りの風が卓越し、その他の季節では北寄りの風が卓越している。

また、令和5年の風配図をみると、上尾市消防本部東消防署では北北西と南の風がほぼ同じ割合(16.6%、16.7%)で卓越しており、アメダスさいたまでは北北西(17.0%)の風が卓越している。

表 3.2.1-3 (1/2) 風向風速の状況 (上尾市消防本部東消防署)

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	単位: m/s 平均値
2019年 (R元年)	風速	2.6	2.4	2.4	2.6	2.4	2.1	1.6	1.9	1.7	2.0	1.7	1.8	2.1
	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	北	北	北北西	北北西	北北西
2020年 (R2年)	風速	2.0	2.3	2.5	2.7	2.1	2.0	1.6	1.9	1.9	1.6	1.7	1.5	2.0
	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	東北東	北北西	北北西	北北西	北北西
2021年 (R3年)	風速	1.7	2.6	2.6	2.4	2.1	1.9	1.6	2.1	1.5	1.7	1.4	2.2	2.0
	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	南	東南東	北	北北西	北北西	北北西	北北西
2022年 (R4年)	風速	2.5	2.3	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.8	1.4	1.5	1.6	1.9
	風向	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	南	東	北北西	北北西	北北西	北北西
2023年 (R5年)	風速	2.1	2.5	1.9	2.7	2.3	1.8	1.9	2.3	1.8	1.8	1.8	1.6	2.0
	風向	北北西	北北西	南	南	南	南	南	南	南	北北西	北北西	北北西	南

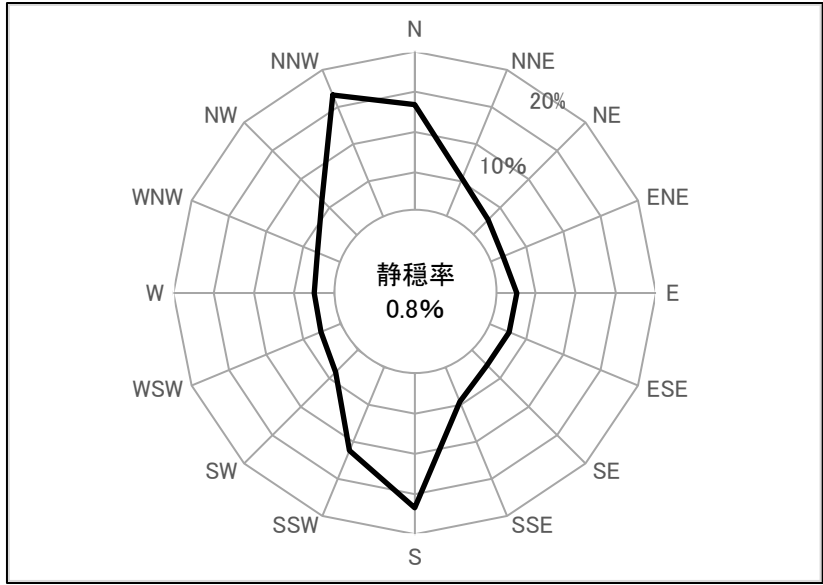
出典: 各年気象年報 (上尾市消防本部)

表 3.2.1-3 (2/2) 風向風速の状況 (アメダスさいたま)

区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	単位: m/s 平均値
2019年 (R元年)	風速	2.8	2.7	2.7	2.8	2.5	2.3	1.9	2.1	2.2	2.4	2.1	2.1	2.4
	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	南	南	東	南	北西	北北西	北北西	北北西	北北西
2020年 (R2年)	風速	2.3	2.5	2.8	2.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.2	2.1	2.1	1.8	2.4
	風向	北北西	北北西	北西	北北西	南南東	南南東	南	南	北西	北北西	北北西	北北西	北北西
2021年 (R3年)	風速	2.0	2.7	2.8	2.7	2.3	2.0	1.8	2.2	1.9	2.2	1.8	2.4	2.2
	風向	北北西	北北西	北西	北北西	南	南南東	東	南	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西
2022年 (R4年)	風速	2.7	2.6	2.5	2.4	2.2	2.1	2.2	2.3	2.3	1.9	1.9	1.8	2.2
	風向	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西	南南東	南	南	東	北北西	北北西	北北西	北北西
2023年 (R5年)	風速	2.4	2.9	2.3	3.0	2.5	2.0	2.1	2.4	2.1	2.1	2.1	1.8	2.3
	風向	北北西	北北西	北北西	南	南	南	南	南	南	北北西	北北西	北北西	北北西

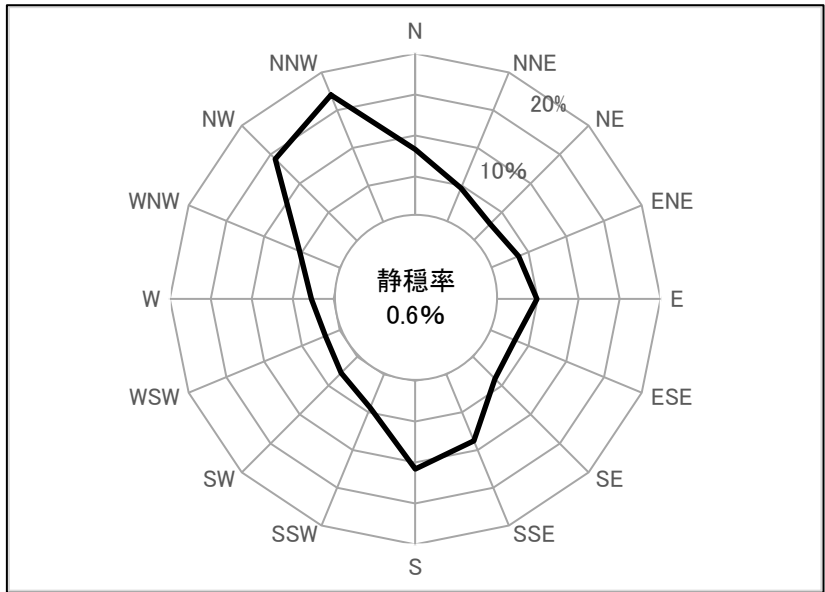
注: 表中の“() ”は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、一部の例外を除いて正常値と同等に扱うことを示す。

出典: 気象庁ホームページ (アメダス さいたま)



注：風速 0.3m/s 未満を静穏として集計した。

図 3.2.1-3 (1/2) 風配図 (令和 5 年) (上尾市消防本部東消防署)



注：風速 0.3m/s 未満を静穏として集計した。

図 3.2.1-3 (2/2) 風配図 (令和 5 年) (アメダスさいたま)

2) 大気質

(1) 大気測定局の状況

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）として、上尾局、さいたま市宮原局及び蓮田局があり、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）としてさいたま市西原自排局及び川島自排局があげられる。

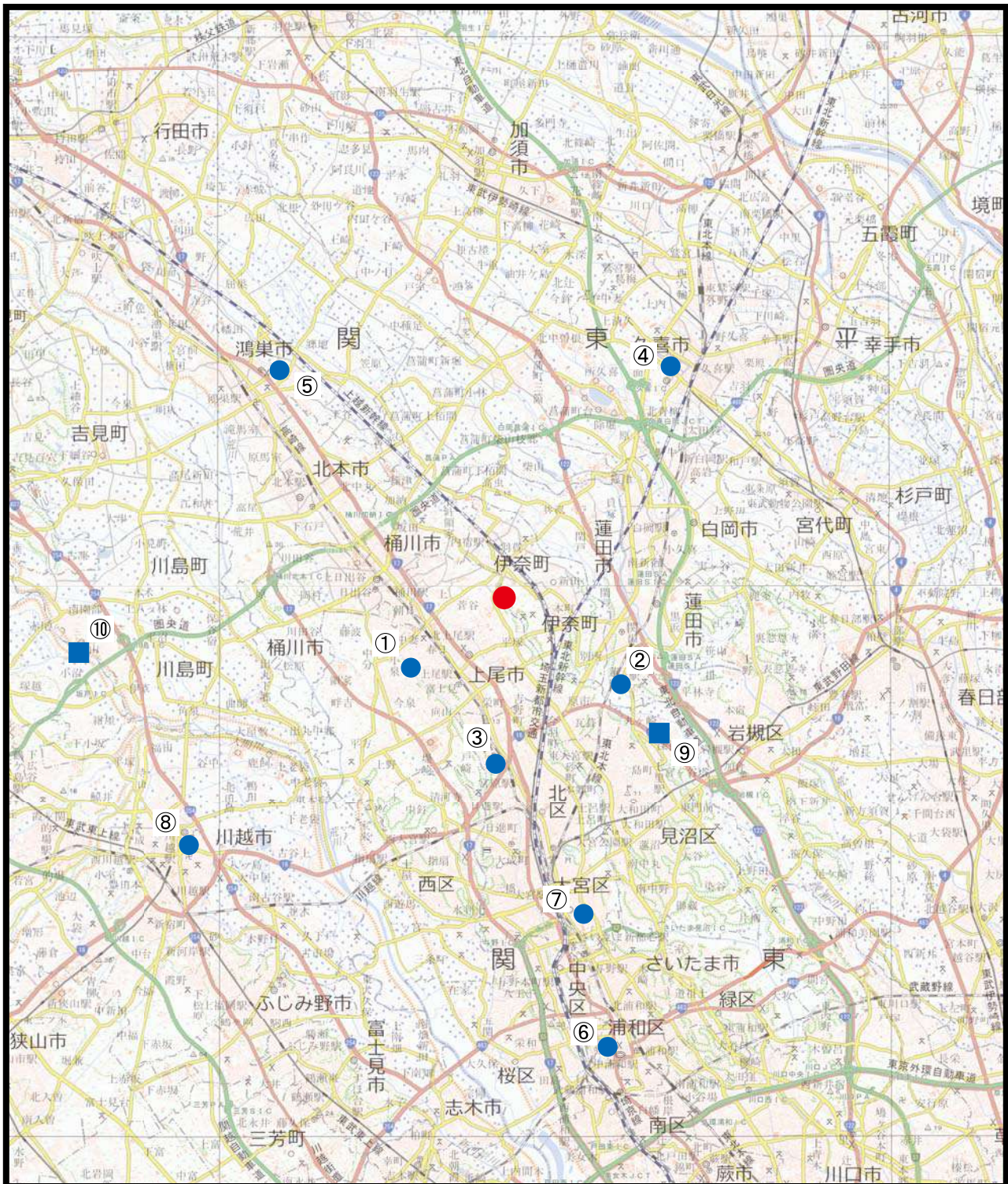
なお、上述の一般局では二酸化硫黄及びダイオキシン類の測定を行っていないことから、その他の対象事業実施区域の最寄りの測定局でダイオキシン類の測定を行っている地点として、さいたま市役所局、さいたま市大宮局、鴻巣局、久喜局及び川越市川越局がある。

各測定局における測定項目等を表 3.2.1-4 に、各測定局の位置を図 3.2.1-4 に示す。

表 3.2.1-4 各測定局における測定項目等

区分	測定項目										対象事業実施区域からの距離	
	二酸化窒素 NO ₂	二酸化硫黄 SO ₂	浮遊粒子状物質 SPM	微小粒子状物質 PM _{2.5}	非メタン炭化水素 NMHC	水銀 Hg	ダイオキシン類 DXNs	光化学オキシダント Ox	一酸化炭素 CO			
一般局	①	上尾局	○	×	○	○	×	×	×	○	×	南西に約 4.0 km
	②	蓮田局	○	×	○	○	×	×	×	○	×	南東に約 5.0 km
	③	さいたま市宮原局	○	×	○	○	○	○	×	○	×	南に約 5.3 km
	④	久喜局	○	×	○	○	×	×	○	○	×	北東に約 9.2 km
	⑤	鴻巣局	○	○	○	○	○	×	○	○	×	北西に約 10.6 km
	⑥	さいたま市役所局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	南南東に約 15.6 km
	⑦	さいたま市大宮局	○	○	○	○	×	○	○	○	×	南南東に約 10.3 km
	⑧	川越市川越局	○	○	○	○	○	○	○	○	×	西南西に約 13.1 km
自排局	⑨	さいたま市西原自排局	○	×	×	×	×	×	×	○	×	南東に約 8.2 km
	⑩	川島自排局	○	×	×	○	○	×	×	○	×	西に約 13.0 km

注：表中の①～⑩は、図 3.2.1-4 中の位置を示す。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 一般環境大気測定局
- : 自動車排出ガス測定局



S = 1:200,000



図3.2.1-4 大気測定局の位置

この地図は、国土地理院発行の電子地図20万分の1を使用したものである。

(2) 大気質の状況（一般局）

一般局における大気質の測定結果は、表 3.2.1-5 に示すとおりである。

二酸化窒素（NO₂）、二酸化硫黄（SO₂）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及びダイオキシン類については、いずれの測定局においても環境基準を達成していた。また、浮遊粒子状物質（SPM）については、長期的評価ではいずれの測定局においても環境基準を達成していたが、短期的評価では上尾局でこれを達成していなかった。水銀については、すべての測定局において指針値を満足している状況であった。

また、非メタン炭化水素（NMHC）については、鴻巣局は指針値を満足しているが、その他の測定局で指針値を満足していない状況であった。

表 3.2.1-5(1/7) 二酸化窒素（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	達成：○ 非達成：×
上尾	364	8,630	0.009	0.052	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
蓮田	364	8,636	0.010	0.057	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
さいたま市宮原	365	8,683	0.011	0.056	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
久喜	338	8,041	0.009	0.053	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
鴻巣	363	8,623	0.009	0.049	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○
さいたま市役所	364	8,685	0.011	0.064	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
さいたま市大宮	365	8,685	0.010	0.063	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○
川越市川越	363	8,677	0.010	0.055	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○

注：環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

評価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(2/7) 二酸化硫黄（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準	
										長期的評価	短期的評価
										達成：○ 非達成：×	
(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	(有・無)	(日)			
鴻巣	362	8,615	0.001	0	0	0.004	0.001	無	0	○	○
さいたま市役所	364	8,682	0.002	0	0	0.009	0.002	無	0	○	○
さいたま市大宮	364	8,678	0.001未満	0	0	0.009	0.001	無	0	○	○
川越市川越	363	8,676	0.001	0	0	0.007	0.002	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：1時間値の1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないことを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」

短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(3/7) 浮遊粒子状物質（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					長期的評価	短期的評価
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有・無)	(日)	達成：○	非達成：×
上尾	357	8,567	0.013	1	0.0	0	0.0	0.346	0.031	無	0	○	×
蓮田	353	8,473	0.016	0	0.0	0	0.0	0.110	0.034	無	0	○	○
さいたま市宮原	361	8,702	0.014	0	0.0	0	0.0	0.147	0.033	無	0	○	○
久喜	320	7,709	0.014	0	0.0	0	0.0	0.116	0.031	無	0	○	○
鴻巣	354	8,492	0.013	0	0.0	0	0.0	0.066	0.029	無	0	○	○
さいたま市役所	344	8,405	0.014	0	0.0	0	0.0	0.100	0.029	無	0	○	○
さいたま市大宮	363	8,714	0.013	0	0.0	0	0.0	0.095	0.029	無	0	○	○
川越市川越	361	8,689	0.013	0	0.0	0	0.0	0.055	0.027	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(4/7) 微小粒子状物質（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	日平均値の年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準	
				長期基準	短期基準		
	(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(日)	(%)	達成：○ 非達成：×	
上尾	357	10.5	21.3	0	0.0	○	○
蓮田	353	11.6	23.1	0	0.0	○	○
さいたま市宮原	347	9.5	22.1	1	0.3	○	○
久喜	321	9.6	20.8	0	0.0	○	○
鴻巣	354	9.8	20.6	0	0.0	○	○
さいたま市役所	344	10.0	19.7	0	0.0	○	○
さいたま市大宮	345	8.4	19.0	0	0.0	○	○
川越市川越	353	8.5	18.5	0	0.0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

長期的評価：1年平均値が15μg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が35μg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(5/7) 非メタン炭化水素 (令和4年度)

測定局名	測定時間数	年平均値 (ppmC)	6~9時の 測定日数 (日)	6~9時に おける 年平均値 (ppmC)	6~9時の 3時間 平均値の 最高値 (ppmC)	6~9時の 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6~9時の 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合		指針との 比較 達成:○ 非達成:×
	(時間)					(日)	(%)	(日)	(%)	
さいたま市宮原	8,688	0.12	365	0.13	0.66	60	16.4	11	3.0	×
鴻巣	8,632	0.10	365	0.10	0.30	18	4.9	0	0.0	○
さいたま市役所	8,681	0.15	365	0.16	0.73	81	22.2	17	4.7	×
川越市川越	8,664	0.14	365	0.15	0.49	68	18.6	18	4.9	×

注：指針値は以下のとおりである。

指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(6/7) ダイオキシン類 (令和4年度)

単位：pg-TEQ/m³

測定局名	第1回	第2回	第3回	第4回	平均値
久喜	0.015	0.010	0.012	0.048	0.021
鴻巣	—	0.017	—	0.031	0.024
さいたま市役所	0.009	0.013	0.008	0.026	0.014
さいたま市大宮	0.007	0.010	0.009	0.026	0.013
川越市川越	0.011	0.011	0.015	0.029	0.017

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が0.6 pg-TEQ/m³以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和5年8月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-5(7/7) 水銀及びその化合物 (令和4年度)

単位：μg Hg/m³

測定局名	平均値	指針値
さいたま市役所	0.0018	0.04
川越市川越	0.0016	

出典：「令和4年度 有害大気汚染物質等常時監視の結果」（令和5年8月、埼玉県環境部）

(3) 大気質の状況（自排局）

自排局における二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び非メタン炭化水素（NMHC）の測定結果は、表 3.2.1-6 に示すとおりである。

NO₂、SPM 及び PM_{2.5} については、いずれの測定局においても環境基準を達成しており、非メタン炭化水素については、指針値を満足できていない状況であった。

表 3.2.1-6(1/4) 二酸化窒素（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準
					(日)	(%)	(日)	(%)			
さいたま市西原	362	8,661	0.015	0.066	0	0.0	1	0.3	0.032	0	○
川島	365	8,648	0.012	0.051	0	0.0	0	0.0	0.025	0	○

注：環境基準及び評価方法は、以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

評価：1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-6(2/4) 浮遊粒子状物質（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					(mg/m ³)	(mg/m ³)
さいたま市西原	364	8,731	0.015	0	0.0	0	0.0	0.081	0.031	無	0	○	○
川島	354	8,497	0.016	0	0.0	0	0.0	0.072	0.033	無	0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：「1時間値の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

短期的評価：「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」を達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-6(3/4) 微小粒子状物質（令和4年度）

測定局名	有効測定日数	日平均値の年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準	
				(日)	(%)	長期基準	短期基準
川島	354	11.1	22.5	0	0.0	○	○

注：環境基準及び評価方法は以下のとおりである。

環境基準：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

長期的評価：1年平均値が15μg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。ただし、1日のうち有効測定時間が20時間以上ある日が250日以上ある場合のみを評価対象とする。

短期的評価：1時間の1日平均値の98%値が35μg/m³以下であることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

表 3.2.1-6(4/4) 非メタン炭化水素（令和4年度）

測定局名	測定時間数	年平均値 (ppmC)	6～9時の 測定日数 (日)	6～9時に おける 年平均値 (ppmC)	6～9時の 3時間 平均値の 最高値 (ppmC)	6～9時の3時 間平均値が 0.20ppmCを超 えた日数とそ の割合		6～9時の 3時間平均値 が0.31ppmCを 超えた日数と その割合		指針との 比較 達成：○非 達成：×
	(時間)					(日)	(%)	(日)	(%)	
川島	8,639	0.09	365	0.10	0.49	21	5.8	3	0.8	×

注：指針値は以下のとおりである。

指針値：午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあることを達成した場合は「○」、達成しない場合は「×」。

出典：「大気汚染常時監視測定結果報告書（令和4年度）」（令和6年3月、埼玉県環境部）

(4) 公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、大気に係る苦情の件数は、表 3.2.1-7 に示すとおりであり、上尾市では令和2年度から大きく減少しており、伊奈町では同程度で推移している。

表 3.2.1-7 苦情の件数（大気）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	19	30	24	7	9
伊奈町	—	1	3	1	1

注：上尾市は年度（4月～翌年3月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1月～12月）での集計結果を示している。

出典：統計あげお 令和4年版（上尾市 HP）

統計いな（伊奈町 HP）

3) 騒音

(1) 環境騒音

対象事業実施区域周辺において、環境騒音の測定はされていない。

(2) 道路交通騒音

対象事業実施区域周辺における道路交通騒音の測定は、令和4年度に図3.2.1-5に示す地点で実施されており、その測定結果は表3.2.1-8に示すとおりである。

点的評価では、一般国道17号の2地点及び県道さいたま菖蒲線ともに、昼間、夜間ともに環境基準を超過していた。

また、面的評価の調査地点では、一般国道17号で夜間に環境基準を超過していた。

表 3.2.1-8 (1/2) 道路交通騒音の状況 (点的評価)

路線名	番号	測定地点の住所	環境基準 類型	車線 数	等価騒音レベル(dB)				環境基準 適合状況
					昼間	環境基準 達成	夜間	環境基準 達成	
一般国道17号	①	上尾市 上町2-14-19	B	4	71	×	72	×	×
一般国道17号	②	桶川市北1-25-23	C	4	71	×	71	×	×
県道さいたま菖蒲線	③	上尾市 原市4169-3	B	4	71	×	68	×	×

注：1. 番号は図3.2.1-5中の番号と対応している。

2. いずれの地点も「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準（昼間70dB、夜間65dB）が適用される。

3. 「環境基準達成」欄の「○」は、環境基準を達成していること、「×」は環境基準を達成していないことを示す。

出典：「令和4年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和6年4月 埼玉県環境部）

表 3.2.1-8 (2/2) 道路交通騒音の状況（面的評価）

No.	道路名	評価区間		評価区間の延長 (km)	測定地点における等価騒音レベル (dB)		評価対象住居等戸数 (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 (戸)	昼間のみ基準値以下 (戸)	夜間のみ基準値以下 (戸)	昼間・夜間とも基準値超過 (戸)
		始点	終点		昼間	夜間					
①	県道上尾・蓮田線	伊奈町栄	伊奈町小室	0.3	65	61	88	88	0	0	0
②	県道蓮田鴻巣線	伊奈町寿	伊奈町寿	0.5	68	64	86	86	0	0	0
③	一般国道17号	上尾市東町2丁目	上尾市上	3.8	69	69	1,353	1,174	179	0	0
④	県道さいたま菖蒲線	上尾市原市	上尾市原市	1.5	63	57	466	466	0	0	0
⑤	県道上尾久喜線	上尾市菅谷	上尾市菅谷	0.7	69	64	23	23	0	0	0
⑥	県道上尾蓮田線	上尾市本町3丁目	上尾市平塚	2.1	68	63	515	477	36	0	2
⑦	県道蓮田鴻巣線	上尾市須ヶ谷1丁目	上尾市須ヶ谷3丁目	0.6	68	64	13	13	0	0	0
⑧	県道上尾環状線	上尾市原市	上尾市東町2丁目	1.1	65	64	194	192	2	0	0

注：網掛け部は適用される環境基準（「幹線交通を担う道路に近接する空間」（昼間70dB、夜間65dB））を超過していることを示す。

出典：「令和4年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和6年4月 埼玉県環境部）

(3) 公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、騒音に係る苦情の件数は、表 3.2.1-9 に示すとおりであり、上尾市では増加の傾向にあり、伊奈町では同程度で推移している。

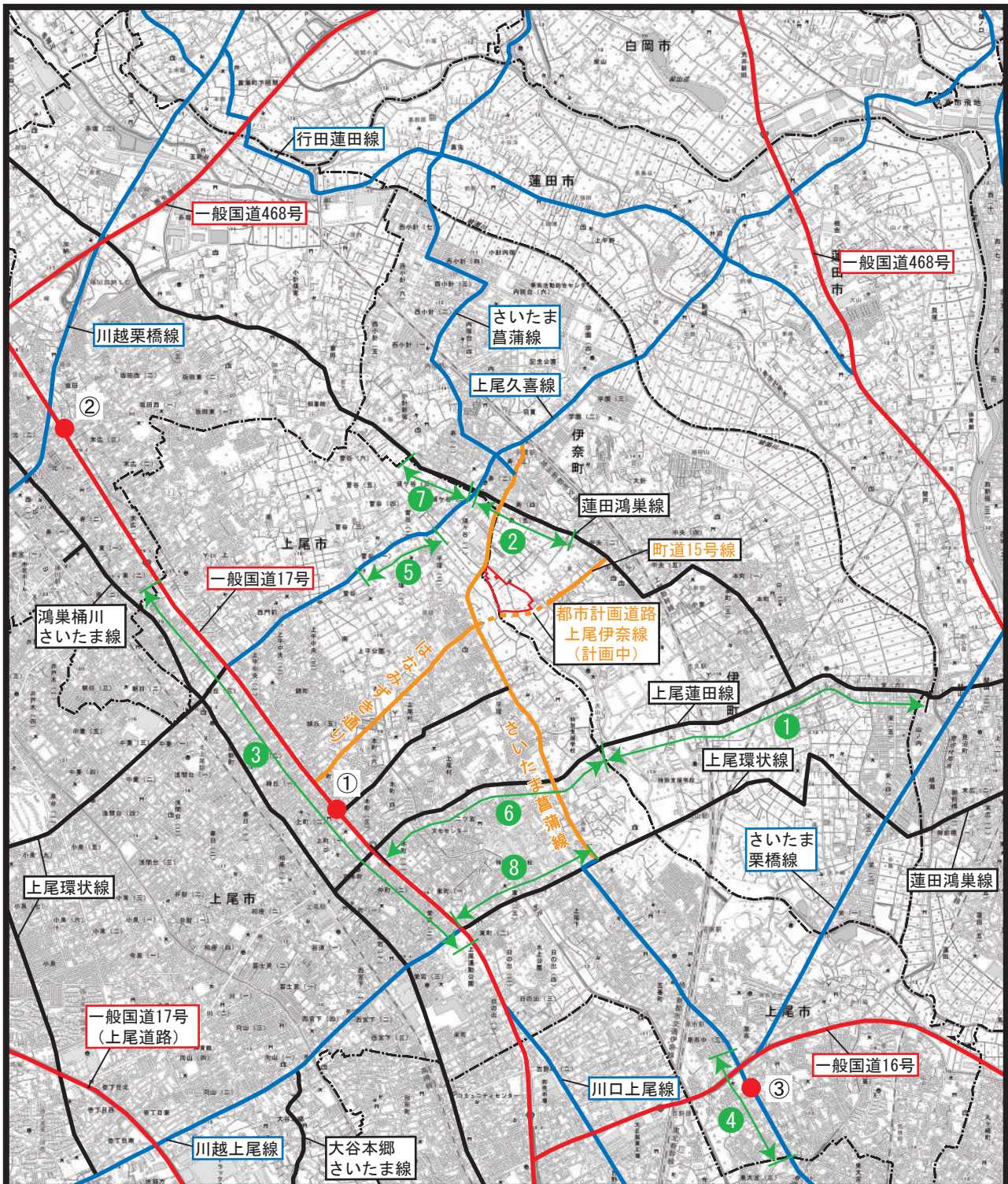
表 3.2.1-9 苦情の件数（騒音）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	31	34	40	39	47
伊奈町	—	3	4	3	3

注：上尾市は年度（4月～翌年3月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1月～12月）での集計結果を示している。

出典：統計あげお 令和4年版（上尾市 HP）

統計いな（伊奈町 HP）



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町界
- : 主な搬入搬出道路
(破線部分は計画道路を示す。)
- : 国道 : 主要地方道
- : 一般都道府県・指定市の一般市道
- : 騒音調査地点
(①～③は表3.2.1-8(1/2)の番号を示す)
- : 騒音調査地点(面的評価区間)
(①～⑧は表3.2.1-8(2/2)の番号を示す)



S = 1:50,000



図3.2.1-5 騒音調査地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

4) 振動

(1) 環境振動

対象事業実施区域周辺において、環境振動の調査は行われていない。

(2) 道路交通振動

対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は、令和4年度に道路交通騒音と同様の地点（図3.2.1-5参照）で実施されており、その測定結果は表3.2.1-10に示すとおりであり、全ての地点で昼間、夜間ともに要請限度を達成していた。

表 3.2.1-10 道路交通振動の状況

路線名	番号	測定地点の住所	区域区分	車線数	時間区分	振動レベル (dB)	要請限度達成
一般国道 17 号	①	上尾市 上町 2-14-19	第 1 種区域	4	昼間	54	○
					夜間	56	○
一般国道 17 号	②	桶川市 北 1-25-23	第 2 種区域	4	昼間	56	○
					夜間	56	○
県道 さいたま菖蒲線	③	上尾市 原市 4169	第 1 種区域	4	昼間	48	○
					夜間	41	○

注：1. 番号は図 3.2.1-5 中の番号と対応している。

2. 要請限度は区域区分に示す第1種区域（昼間 65dB、夜間 60dB）、第2種区域（昼間 70dB、夜間 65dB）が適用される。

3. 「要請限度達成」欄の「○」は、要請限度を達成していることを示す。

出典：「令和4年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（令和6年4月 埼玉県環境部）

(2) 公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、振動に係る苦情の件数は、表3.2.1-11に示すとおりであり、上尾市では令和2年度に大きく増加しており、伊奈町では平成29年に7件の苦情があったが、それ以降はほとんどない状況である。

表 3.2.1-11 苦情の件数（振動）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	2	6	5	14	8
伊奈町	7	—	—	1	—

注：上尾市は年度（4月～翌年3月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1月～12月）での集計結果を示している。

出典：統計あげお 令和4年版（上尾市 HP）

統計いな（伊奈町 HP）

5) 悪臭

(1) 悪臭の状況

対象事業実施区域周辺において、悪臭の調査は行われていない。

(2) 公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、悪臭に係る苦情の件数は、表 3.2.1-12 に示すとおりであり、上尾市、伊奈町ともに苦情件数は増減を繰り返している。

表 3.2.1-12 苦情の件数（悪臭）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	27	15	24	20	52
伊奈町	—	1	3	1	1

注：上尾市は年度（4月～翌年3月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1月～12月）での集計結果を示している。

出典：統計あげお 令和4年版（上尾市HP）
統計いな（伊奈町HP）

2.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1) 水象

対象事業実施区域周辺の河川の状況は図 3.2.2-1 に示すとおりである。

上尾市には、市境の西側を荒川が流れ、東側を原市沼川、綾瀬川が流れており、市中心部を鴨川、芝川が並行して流れている。

一方、対象事業実施区域が位置する伊奈町には、町境の東側を綾瀬川が流れ、西側を原市沼川が流れている。

対象事業実施区域は原市沼川に隣接して位置している。

隣接する原市沼川の対象事業実施区域の上流約 0.7kmの上平橋と下流約 3.5 kmの境川の流量は表 3.2.2-1 に示すとおりである。

また、伊奈町における過去の浸水実績は図 3.2.2-2 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部は過去に浸水の実績が確認される。

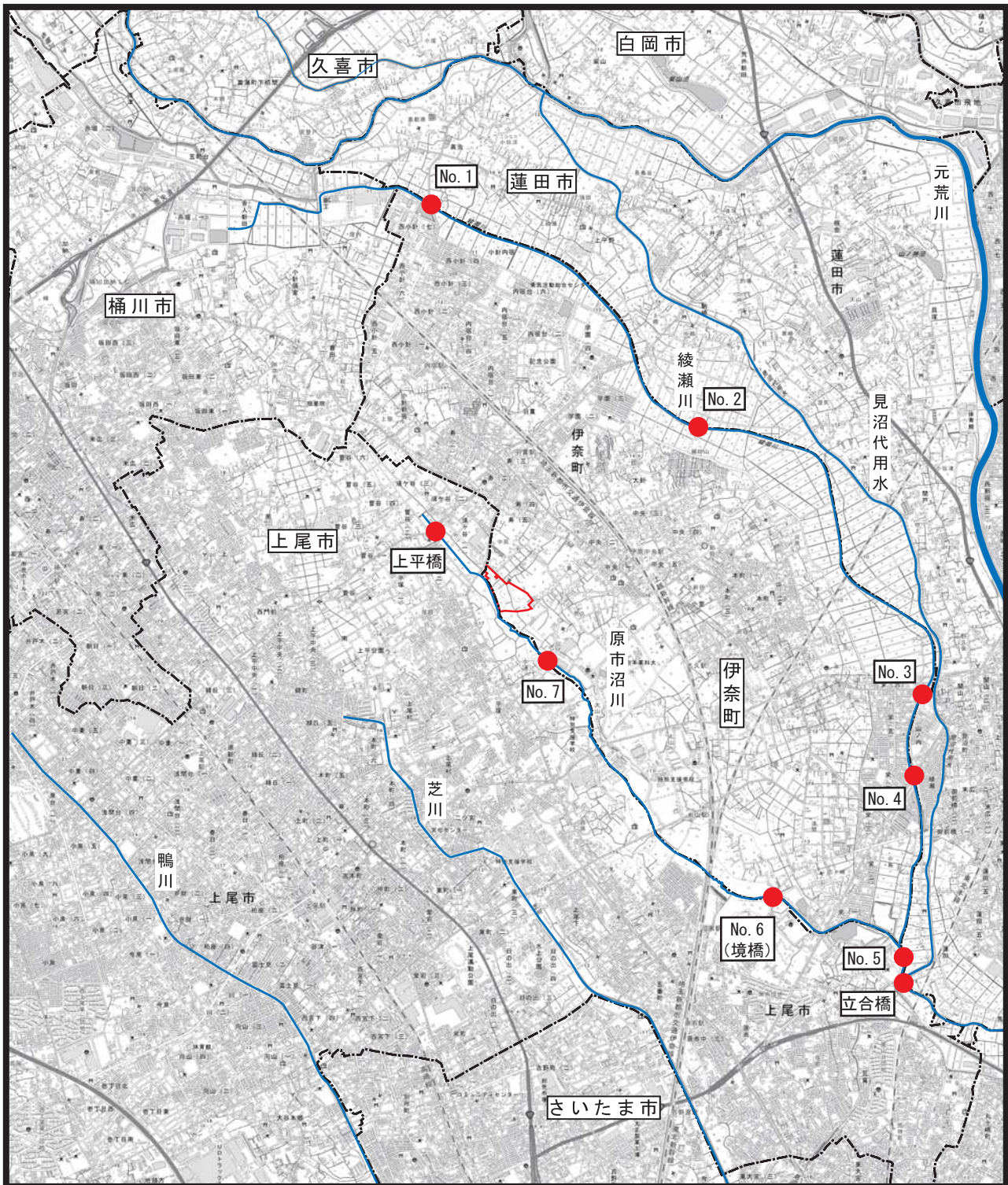
表 3.2.2-1 原市沼川および綾瀬川の流量

単位：m³/S




区分		原市沼川上流（上平橋）			原市沼川下流（境橋）		
		調査結果	平均値	75%値	調査結果	平均値	75%値
R4 年度	R4.6	0.050	0.030	0.020	0.160	0.120	0.080
	R4.7	0.040			0.080		
	R4.10	0.020			0.180		
	R5.1	0.010			0.050		
R3 年度	R3.6	0.020	0.040	0.020	0.050	0.090	0.060
	R3.7	0.090			0.100		
	R3.10	0.020			0.150		
	R4.1	0.020			0.060		
R2 年度	R2.6	0.029	0.062	0.050	0.061	0.260	0.170
	R2.7	0.088			0.345		
	R2.10	0.050			0.470		
	R3.1	0.080			0.170		
H31 年度	R1.6	0.010	0.017	0.015	0.080	0.120	0.120
	R1.7	0.020			0.150		
	R1.10	0.015			0.128		
	R2.1	0.022			0.120		
H29 年度	H29.6	0.010	0.011	0.010	-	0.063	-
	H29.7	0.010			0.110		
	H29.10	0.010			0.020		
	H30.1	0.015			0.060		

注：「75%値」は各年度の多い順から 75%に相当する流量を示す。

出典：各年度上尾市環境年次報告書



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界
-  : 水質調査地点

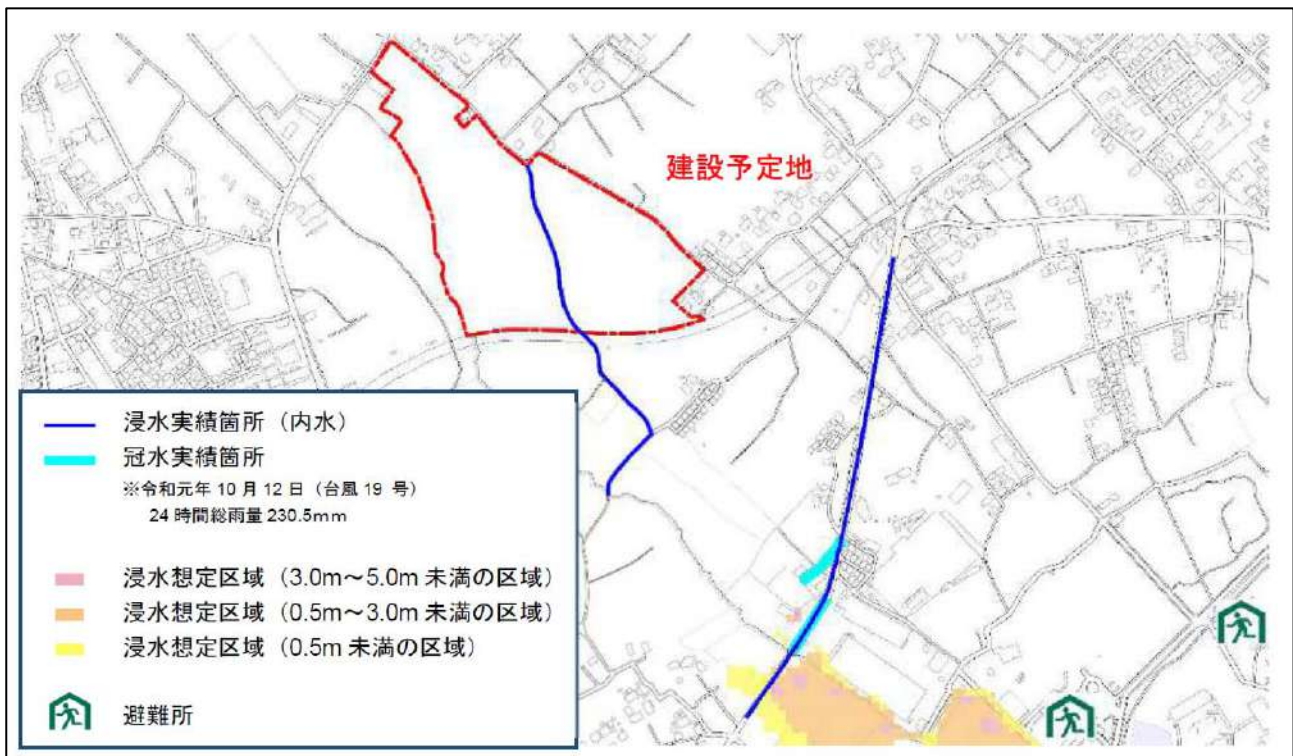


S = 1:50,000



図3.2.2-1 対象事業実施区域周辺の河川及び水質調査地点の位置

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。



出典：基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

伊奈町洪水ハザードマップ（令和 5（2023）年 4 月改訂）及び

伊奈町内水ハザードマップ（平成 26（2014）年 4 月から令和 3（2021）年 11 月）を基に作成

図 3.2.2-2 浸水実績の状況（伊奈町）

2) 水質

(1) 水質の状況

対象事業実施区域に隣接する原市沼川及び原市沼川が流入する綾瀬川において、上尾市及び伊奈町で調査が実施されている。

水質調査地点は図 3.2.2-1 に示すとおりである。

令和4年度に実施された水質調査結果は表 3.2.2-2 に上尾市での調査結果を、表 3.2.2-3 に伊奈町での調査結果を示す。環境基準が適用されている綾瀬川ではいずれの地点も、環境基準（C 類型）を満足している。

表 3.2.2-2 (1/3) 水質調査結果（原市沼川上流（上平橋））

採取年月日時刻 分析項目	単位	R4.6.10	R4.7.27	R4.10.4	R5.1.25	平均	環境基準 C 類型（生物B）*1
		11:30	9:55	9:55	8:50		
天候（前日・当日）	—	曇・晴	曇・晴	晴・晴	晴・晴	—	—
気温	℃	22.0	33.0	27.0	1.0	20.8	—
水温	℃	19.8	25.0	23.0	3.0	17.7	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	—	—
採取水深	—	表層	表層	表層	表層	—	—
全水深	m	0.27	0.26	0.19	0.18	0.23	—
透視度	度 (cm)	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	—
色相	—	淡灰黒色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	—	—
臭気	—	微下水臭	無臭	微下水臭	微下水臭	—	—
流量	m ³ /sec	0.05	0.04	0.02	0.01	0.03	—
水素イオン濃度	—	6.7	6.6	6.8	7.0	6.8	6.5以上8.5以下
溶存酸素量	mg/L	7.9	6.3	12.2	8.3	8.7	5以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.3	1.9	1.8	1.7	1.7	5以下
浮遊物質	mg/L	5	5	2	1	3	50以下
n - ヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	ND	—	ND	—
全窒素	mg/L	3.9	—	5.1	—	4.5	—
全燐	mg/L	0.11	—	0.14	—	0.13	—
全亜鉛	mg/L	0.017	—	0.019	—	0.018	0.03以下*1
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	ND	—	ND	—	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	0.02以下
砒素	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素※1	mg/L	3.2	—	4.3	—	3.8	—
亜硝酸性窒素※1	mg/L	0.051	—	0.047	—	0.049	—
ふっ素	mg/L	—	—	0.04	—	0.04	0.8以下
フェノール類	mg/L	—	—	<0.005	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	—	<0.01	—	<0.01	—
溶解性鉄	mg/L	—	—	<0.1	—	<0.1	—
溶解性マンガン	mg/L	—	—	<0.05	—	<0.05	—
クロム	mg/L	—	—	<0.01	—	<0.01	—
アンモニア性窒素	mg/L	0.3	—	0.4	—	0.4	—
ケルダール窒素	mg/L	0.70	—	0.77	—	0.74	—
リン酸性リン	mg/L	0.07	—	0.12	—	0.10	—
導電率	m s /m	19	19	21	28	22	—
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	—	0.05	—	0.03	—

注：※1 参考として、綾瀬川に適用される基準を示した。

出典：2022（令和4）年度 上尾市環境年次報告書（令和5年11月 上尾市環境経済部環境政策課）

表 3.2.2-2 (2/3) 原市沼川下流 (境橋)

採取年月日時刻		R4.6.10	R4.7.27	R4.10.4	R5.1.25	平均	環境基準 C類型 (生物B) *1
分析項目	単位	14:40	11:20	11:50	10:15		
天候 (前日・当日)	—	曇・晴	曇・晴	晴・晴	晴・晴	—	—
気温	℃	21.0	35.0	31.0	3.0	22.5	—
水温	℃	21.7	27.5	22.5	2.0	18.4	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	—	—
採取水深	—	表層	表層	表層	表層	—	—
全水深	m	0.53	0.55	0.20	0.11	0.35	—
透視度	度 (cm)	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	>50.0	—
色相	—	淡灰緑色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	—	—
臭気	—	微下水臭	微川藻臭	無臭	微下水臭	—	—
流量	m ³ /sec	0.16	0.08	0.18	0.05	0.12	—
水素イオン濃度	—	7.2	7.2	7.2	7.3	7.2	6.5以上8.5以下
溶存酸素量	mg/L	4.1	3.4	5.7	8.7	5.5	5以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	2.1	0.8	2.3	3.5	2.2	5以下
浮遊物質	mg/L	8	3	14	7	8	50以下
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	ND	—	ND	—
全窒素	mg/L	3.4	—	3.3	—	3.4	—
全燐	mg/L	0.14	—	0.15	—	0.15	—
全亜鉛	mg/L	0.022	—	0.016	—	0.019	0.03以下*1
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	ND	—	ND	—	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	0.001	—	0.001	—	0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	0.02以下
砒素	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素	mg/L	2.5	—	2.5	—	2.5	—
亜硝酸性窒素	mg/L	0.12	—	0.096	—	0.11	—
ふっ素	mg/L	—	—	0.05	—	0.05	0.8以下
フェノール類	mg/L	—	—	<0.005	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	—	<0.01	—	<0.01	—
溶解性鉄	mg/L	—	—	0.1	—	0.1	—
溶解性マンガン	mg/L	—	—	0.09	—	0.09	—
クロム	mg/L	—	—	<0.01	—	<0.01	—
アンモニア性窒素	mg/L	0.4	—	0.2	—	0.3	—
ケルダール窒素	mg/L	0.82	—	0.61	—	0.72	—
リン酸性リン	mg/L	0.11	—	0.11	—	0.11	—
導電率	m s /m	27	23	27	32	27	—
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	—	0.01	—	0.01	—

注：※1 参考として、綾瀬川に適用される基準を示した。

出典：2022 (令和4) 年度 上尾市環境年次報告書 (令和5年11月 上尾市環境経済部環境政策課)

表 3.2.2-2 (3/3) 綾瀬川 (立合橋)

採取年月日時刻		R4. 6. 10	R4. 7. 27	R4. 10. 4	R5. 1. 25	平均	環境基準 類型C (生物B)
分析項目	単位	15:20	12:00	12:40	11:00		
天候 (前日・当日)	—	曇・晴	曇・晴	晴・晴	晴・晴	—	—
気温	℃	21.0	34.0	30.0	3.0	22.0	—
水温	℃	20.6	27.0	23.5	1.5	18.2	—
採取位置	—	流心	流心	流心	流心	—	—
採取水深	—	表層	表層	表層	表層	—	—
全水深	m	1.00	0.90	0.61	0.36	0.72	—
透視度	度 (cm)	35.0	>50.0	>50.0	>50.0	46.3	—
色相	—	中黄緑色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	—	—
臭気	—	無臭	微下水臭	無臭	微下水臭	—	—
流量	m ³ /sec	2.0	1.6	0.50	0.14	1.1	—
水素イオン濃度	—	7.2	7.2	7.4	7.5	7.3	6.5以上8.5以下
溶存酸素量	mg/L	8.2	6.1	7.7	9.8	8.0	5以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.8	1.6	2.3	4.0	2.4	5以下
浮遊物質量	mg/L	17	7	10	7	10	50以下
n - ヘキサン抽出物質	mg/L	—	—	ND	—	ND	—
全窒素	mg/L	2.0	—	3.7	—	2.9	—
全磷	mg/L	0.14	—	0.17	—	0.16	—
全亜鉛	mg/L	0.006	—	0.014	—	0.010	0.03以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	ND	—	ND	—	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	0.02以下
砒素	mg/L	0.001	—	<0.001	—	0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	0.0005以下
硝酸性窒素※1	mg/L	1.4	—	3.0	—	2.2	—
亜硝酸性窒素※1	mg/L	0.051	—	0.10	—	0.076	—
ふっ素	mg/L	—	—	0.06	—	0.06	0.8以下
フェノール類	mg/L	—	—	<0.005	—	<0.005	—
銅	mg/L	—	—	<0.01	—	<0.01	—
溶解性鉄	mg/L	—	—	0.1	—	0.1	—
溶解性マンガン	mg/L	—	—	0.08	—	0.08	—
クロム	mg/L	—	—	<0.01	—	<0.01	—
アンモニア性窒素	mg/L	0.1	—	0.1	—	0.1	—
ケルダール窒素	mg/L	0.58	—	0.67	—	0.63	—
リン酸性リン	mg/L	0.10	—	0.13	—	0.12	—
導電率	m s /m	18	20	33	42	28	—
陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.01	—	0.01	—	0.01	—

出典：2022 (令和4) 年度 上尾市環境年次報告書 (令和5年11月 上尾市環境経済部環境政策課)

表 3.2.2-3 水質調査結果

区分	単位	環境基準 (C 類型)	綾瀬川					原市沼川		
			No.1 境橋	No.2 大針橋	No.3 綾瀬橋	No.4 別所橋	No.5 綾瀬川・原市沼 川合流地点	No.6 原市沼川 境橋	No.7 埼玉トヨベツト 先	
夏季	採水年月日	—	—	R4.7.21	R04.07.21	R04.07.21	R04.07.21	R04.07.21	R04.07.21	R04.07.21
	水温	℃	—	29.5	30.1	29.3	29.8	30.0	30.8	31.0
	透視度	度	—	50以上	25.3	35.5	42.3	50以上	50以上	50以上
	pH	—	6.5～8.5	7.2	7.3	7.2	7.2	7.2	7.1	7.0
	DO	mg/L	5mg/L以上	5.7	7.1	7.3	7.4	5.9	4.1	6.4
	BOD	mg/L	5mg/L以下	1.9	2.1	1.7	1.5	1.6	0.8	2.4
	SS	mg/L	50mg/L以下	10	32	24	18	13	2	21
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	全窒素	mg/L	—	2.86	4.39	2.82	2.56	2.98	2.79	4.15
	リン酸イオン	mg/L	—	0.52	0.42	0.37	0.34	0.34	0.22	0.85
	電気伝導率	mS/m	—	30.0	32.9	22.8	21.8	26.7	29.3	26.5
冬季	採水年月日	—	—	R05.01.20	R05.01.20	R05.01.20	R05.01.20	R05.01.20	R05.01.20	R05.01.20
	水温	℃	—	8.0	8.0	9.0	9.1	8.9	8.6	10.6
	透視度	度	—	34.4	36.5	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
	pH	—	6.5～8.5	7.7	7.6	7.6	7.5	7.4	7.2	7.3
	DO	mg/L	5mg/L以上	12.4	9.6	7.1	7.8	8.0	7.1	9.1
	BOD	mg/L	5mg/L以下	0.9	3.5	4.7	4.6	3.1	2.6	2.6
	SS	mg/L	50mg/L以下	11	11	12	12	7	5	2
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	—	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	全窒素	mg/L	—	1.50	3.86	4.02	4.29	4.62	4.86	4.52
	リン酸イオン	mg/L	—	0.18	0.57	0.74	0.79	0.74	0.54	2.05
	電気伝導率	mS/m	—	28.8	62.1	46.0	45.4	40.3	29.9	28.9

注：1.「環境基準（C 類型）」は、綾瀬川の地点に適用されている。

2.表中の「No.」は、図3.2.2-1に対応したNo.を示す。

出典：「令和4年度水質検査結果」（伊奈町HP）

(2) 公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、水質に係る苦情の件数は、表 3.2.2-4 に示すとおりであり、上尾市では令和 2 年度に多くなっているが、伊奈町は同程度で推移している。

表 3.2.2-4 苦情の件数（水質）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	5	1	3	8	3
伊奈町	2	2	2	1	—

注：上尾市は年度（4月～翌年3月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1月～12月）での集計結果を示している。

出典：統計あげお 令和4年版（上尾市HP）
統計いな（伊奈町HP）

3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域周辺において、底質の調査は行われていない。

4) 地下水

埼玉県では、県内の地下水の概況を把握するための調査を実施しており、この調査において地下水汚染が判明した地域での汚染井戸周辺地区調査や過去に汚染が確認された地域において地下水汚染の動態を監視するための継続監視調査を実施している。

対象事業実施区域周辺では、令和4年度の調査において、概況調査の対象となった地点では基準値未満であったが、継続監視調査の対象となっている地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が上尾市平塚で24mg/L、上尾市本町で15mg/L、伊奈町大針で26mg/Lと環境基準(10mg/L)を超過している。

2.3 土壌及び地盤の状況

1) 土壌

(1) 土壌の状況

対象事業実施区域周辺の表層土壌の分布状況は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の土壌は多湿黒ボク土壌（西大久保統）、黒ボク土壌（冑山統）が広く分布しており、一部に黒ボク土壌（桶川統）が分布している。

(2) 土壌汚染の状況

上尾市には土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月、法律第 53 号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定区域があるが、対象事業実施区域周辺に指定区域はない。

(3) 公害苦情の状況

公害種類別苦情件数のうち、土壌に係る苦情の件数は、表 3.2.3-1 に示すとおりであり、上尾市、伊奈町ともに土壌に関する苦情はほとんどなかった。

表 3.2.3-1 苦情の件数（土壌）

区分	H29	H30	R1	R2	R3
上尾市	—	—	—	—	2
伊奈町	—	1	—	1	—

注：上尾市は年度（4月～翌年3月）での集計結果を示し、伊奈町は年（1月～12月）での集計結果を示している。

出典：統計あげお 令和4年版（上尾市 HP）

統計いな（伊奈町 HP）

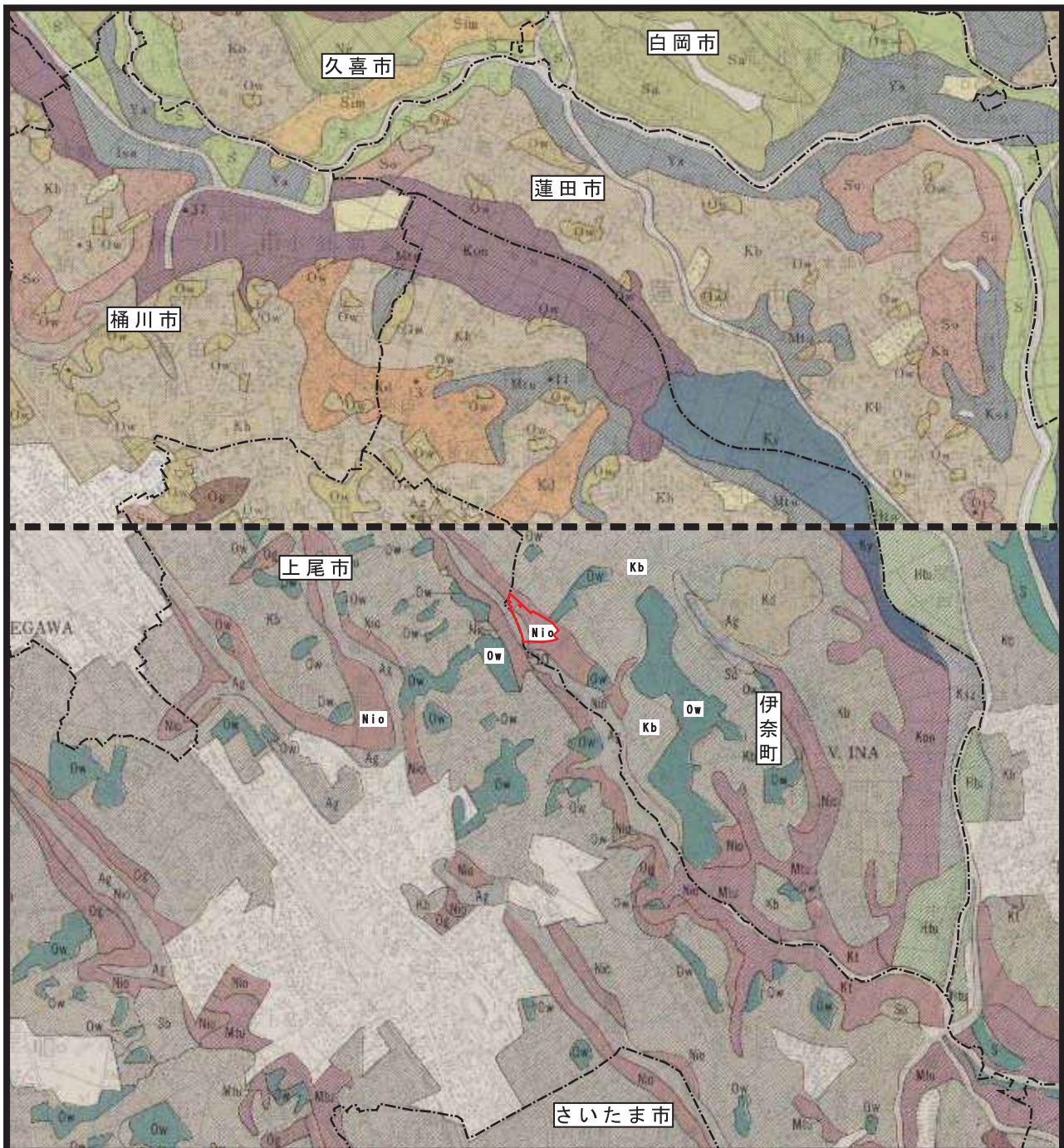
2) 地盤沈下の状況

対象事業実施区域周辺の地盤沈下の状況については、「埼玉県地盤沈下調査報告書（令和4年観測成果）」（令和5年12月 埼玉県）によると、上尾市で9地点、伊奈町1地点で変動の観測が行われており、上尾市では1地点で上昇が、8地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-1.5mmとなっている。伊奈町では1地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-0.6mmとなっている。


表 3.2.3-2 地盤沈下の状況

市町名	水準 地点数	有効水準の内訳			有効水準点の変動量	
		上昇	不動	沈下	最大(mm)	平均(mm)
上尾市	9	1	0	8	-3.8	-1.5
伊奈町	1	0	0	1	-0.6	-0.6

出典：埼玉県地盤沈下調査報告書（令和4年観測成果）」（令和5年12月 埼玉県）



凡例

 : 対象事業実施区域

----- : 市町界

■ ■ ■ : 植生図の区分線 (区分線より北側が「土壌図 (鴻巣)」、
南側が「土壌図 (大宮)」)



S = 1:50,000



図3.2.3-1 (1/2) 土壌図

出典：「土壌図 (鴻巣)」 (昭和50年3月発行 埼玉県)
「土壌図 (大宮)」 (昭和48年3月発行 埼玉県)

土壌図 (鴻巣) (区分線の北側)	土壌図 (大宮) (区分線の南側)
厚層黒ボク土壌 Ot 大竹統 Og 太田ヶ谷統 黒ボク土壌 Kb 青山統 Su 下大谷統 Ow 桶川統 Oy 大山統 Ksu 屈巢統 多湿黒ボク土壌 Yan 谷中統 Nio 西大久保統 黒ボクグライ土壌 Ag 上尾統 Mts 三ツ木統 Kt 片山統 淡色黒ボク土壌 Kd 児玉統 Kw 川田谷統 褐色低地土壌 Si 新戒統 Sim 下谷統 粗粒褐色低地土壌 Sda 志多見統 Sn 砂山統 細粒灰色低地土壌 Htu 平塚統 Shy 下樋遣川統 灰色低地土壌 S 清水統 Sa 三箇統 Ng 長野統 Nt 仁手統 Td 種足統	粗粒灰色低地土壌 Mk 向古河統 Kwa 川俣統 細粒グライ土壌 Ya 山田統 Isa 伊佐沼統 グライ土壌 Ky 片柳統 Sx 菅嶋統 Ksz 上笹塚統 Ak 赤沼統 Nu 沼田統 低位泥炭土壌 Ku 鯨井統 Syb 下八ツ林統 Kon 小沼統 Tm 多聞寺統 黒泥土壌 Hw 花和田統 Kyb 小八ツ林統 Ogs 大串統 その他 盛土人工改変地 DID区分域
	厚層黒ボク土壌 Ot 大竹統 Og 太田ヶ谷統 Ms 美園統 黒ボク土壌 Kb 青山統 Tk 高倉統 So 下大谷統 Kh 上広谷統 Ow 桶川統 多湿黒ボク土壌 Nio 西大久保統 黒ボクグライ土壌 Ag 上尾統 Mtu 三ツ木統 Ik 伊刈統 Kt 片山統 Shr 下倉統 淡色黒ボク土壌 Kd 児玉統 Kw 川田谷統 褐色低地土壌 Si 新戒統 細粒灰色低地土壌 Htu 平塚統 灰色低地土壌 S 清水統 Ni 仁手統
	細粒グライ土壌 Ya 山田統 Isa 伊佐沼統 Ak 秋ヶ瀬統 グライ土壌 Ky 片柳統 Ksz 上笹塚統 低位泥炭土壌 Ku 鯨井統 Syb 下八ツ林統 Mn 見沼統 Con 小沼統 黒泥土壌 Hw 花和田統 Ns 中下統 Fk 福岡統

図 3. 2. 3-1 (2/2) 土壌図の凡例

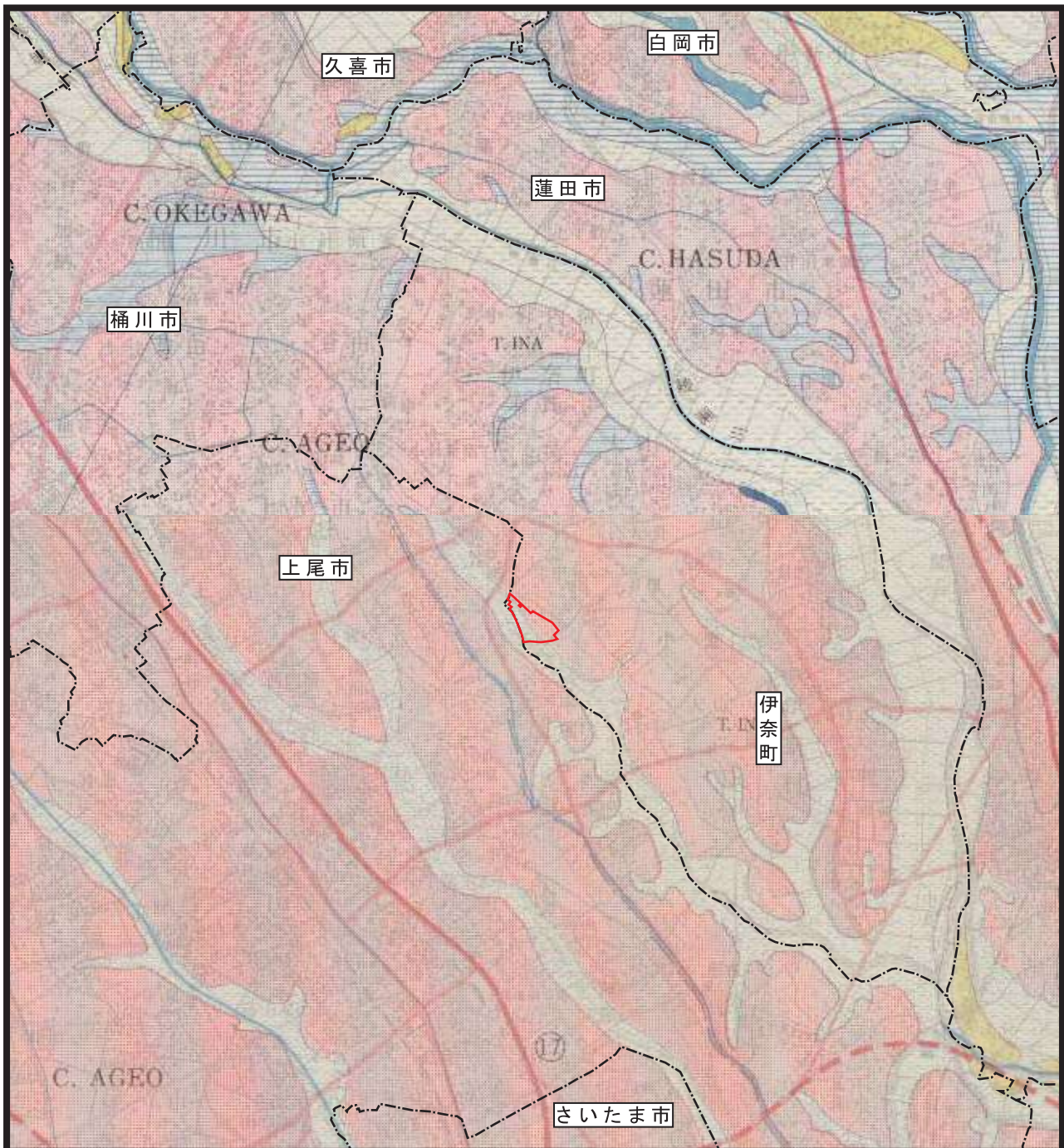
2.4 地形及び地質の状況

1) 地形


対象事業実施区域周辺の地形分類は、図 3.2.4-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺は谷底平野、または火山灰台地となっている。

2) 地質

対象事業実施区域周辺の表層地質は図 3.2.4-2 に示すとおりであり、未固結堆積物の砂泥堆積物及び火山性岩石のロームからなっている。



凡例

 : 対象事業実施区域

----- : 市町界

-  火山灰台地（上位）
-  火山灰台地（下位）
-  谷底平野（河道・氾濫原）
-  自然堤防
-  台地上の谷（谷地田）
-  旧流路跡（旧河道）

-  崖
-  1・2級河川
-  1・2級河川流域界
-  国道・県道
-  地形界

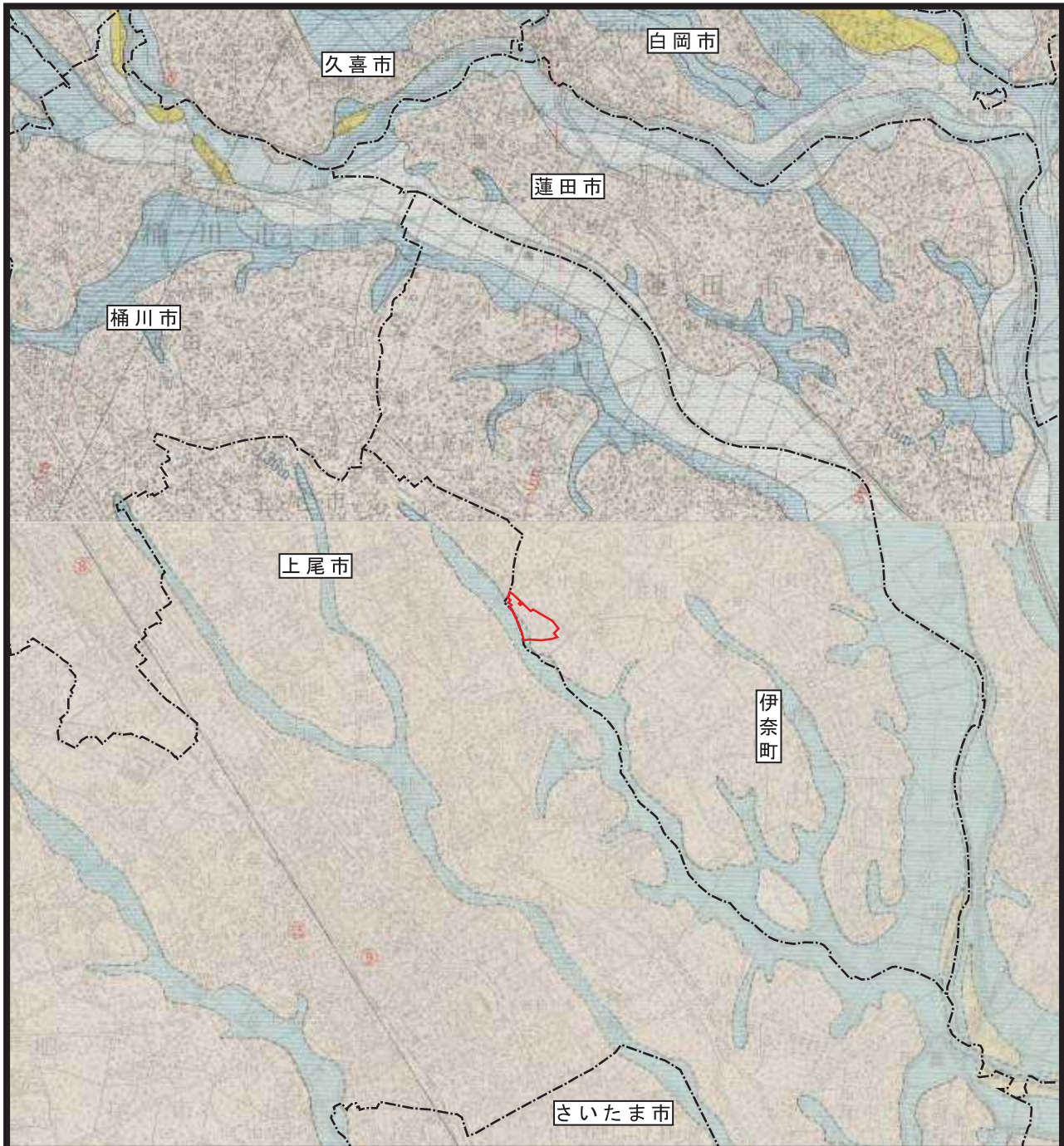


S = 1:50,000




図3.2.4-1 地形分類図

出典：「地形分類図（鴻巣）」（昭和50年3月発行 埼玉県）
「地形分類図（大宮）」（昭和48年3月発行 埼玉県）


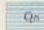

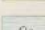




凡例



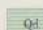
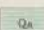

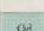
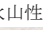

 : 対象事業実施区域

--- : 市町界

未固結堆積物

-   砂泥堆積物(河道・氾濫原)
-   砂泥堆積物(流路跡)
-   砂質堆積物(自然堤防)
-   砂丘堆積物(旧流路跡)
-   泥質堆積物(後背湿地の腐植土)
-  泥質堆積物(後背湿地)
-  泥質堆積物(解折谷地田、後背湿地：後背湿地の腐植土を伴わない二次堆積ローム)
-  泥質堆積物(解折谷地田、後背湿地：後背湿地の腐植土を持つ二次堆積ローム)
-  泥質堆積物(谷地田の腐植土)

半固結-固結堆積物

-   シルト砂礫の互層(東京層)
-   泥シルト砂の互層(基底礫を含む)(埼玉層)
-   シルト砂礫の互層(古利根層)
-   ローム

火山性岩石(火山砕屑物)



S = 1:50,000



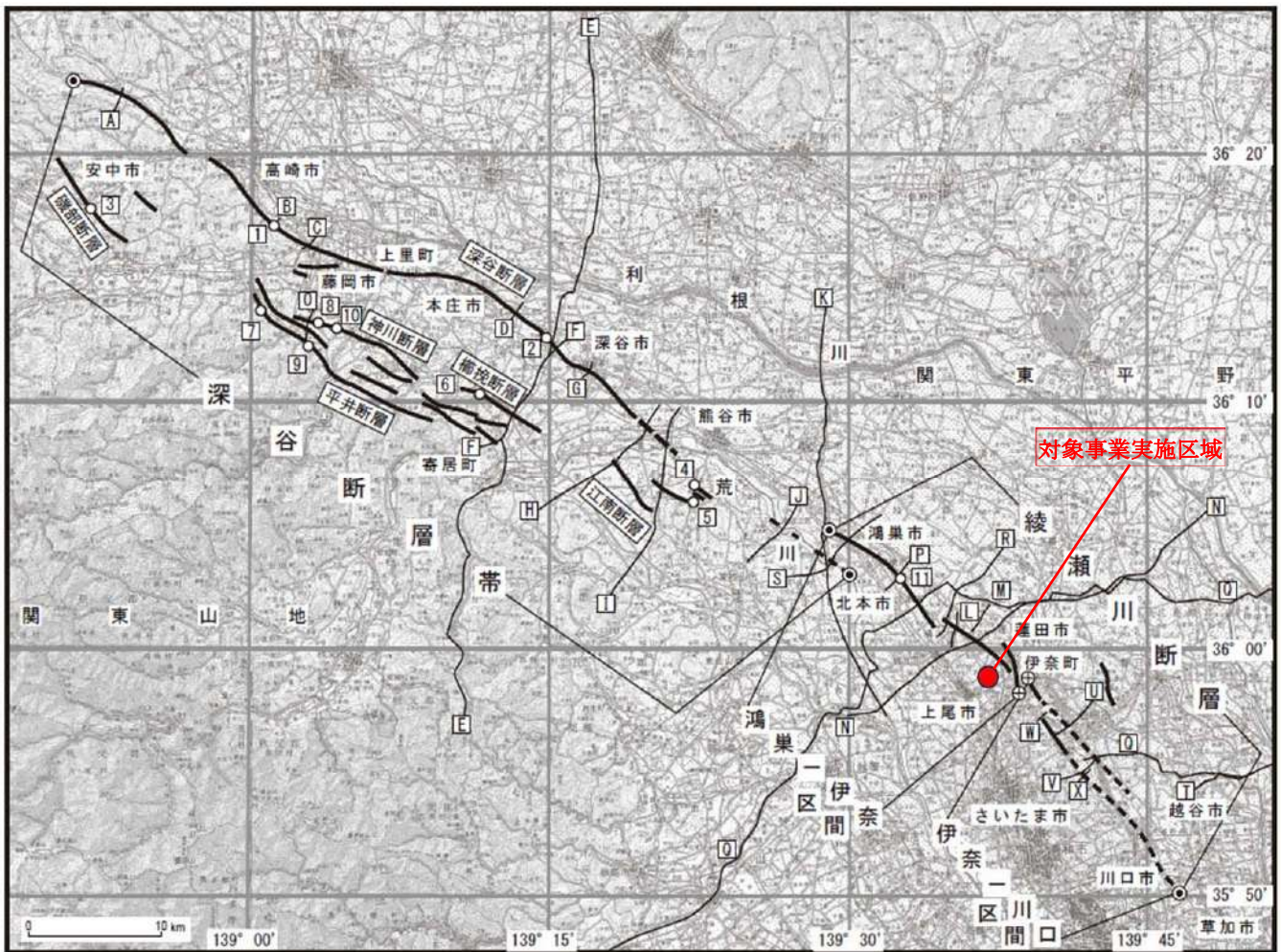
図3.2.4-2 表層地質図

出典：「表層地質図(鴻巣)」(昭和50年3月発行 埼玉県)
「表層地質図(大宮)」(昭和48年3月発行 埼玉県)

3) 活断層等

対象事業実施区域周辺の活断層は図 3.2.4-3 に示すとおりであり、綾瀬川断層が存在する。綾瀬川断層の概要は、表 3.2.4-1 に示すとおりである。

なお、「主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和 6 年（2024 年）1 月 1 日）〈都道府県別〉」（地震調査研究推進本部事務局）によると、30 年以内の地震発生確率は鴻巣-伊奈区間では「ほぼ 0%」となっているが、伊奈-川口区間では「不明」となっている。



出典：地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）HP（都道府県ごとの地震活動）

図 3.2.4-3 活断層の位置

表 3.2.4-1 綾瀬川断層の概要

概 要	将来の活動
<p>綾瀬川断層は、埼玉県鴻巣市から北本市、桶川市、伊奈町、上尾市、蓮田市、春日部市、さいたま市、越谷市などを経て川口市に至る断層である。長さは約 38 km の可能性があり、概ね北西-南東方向に延びている。本断層は、伊奈町付近を境に鴻巣-伊奈区間と伊奈-川口区間に分けられる。鴻巣-伊奈区間は、長さ約 19km、南西側が北東側に対して相対的に隆起する逆断層と推定され、伊奈-川口区間は、長さ約 19 km の可能性がある。</p>	<p>綾瀬川断層では、鴻巣-伊奈区間、伊奈-川口区間でそれぞれ M7.0 程度の地震が発生する可能性があり、両区間が同時に活動した場合は、M7.5 程度の地震が発生する可能性がある。また、その際には鴻巣-川口区間では、断層の南西側が北東側に対して相対的に 3~4m 程度高まる段差やたわみが生じる可能性がある。</p>

出典：地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）HP（都道府県ごとの地震活動）

2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1) 重要な動物種及び生息地の状況

(1) 重要な動物種の選定根拠等

埼玉県内における動物種について、表 3.2.5-1 に示す文献資料に基づき作成した。また、文献資料で確認された種を対象に表 3.2.5-2 に示す基準に該当する種を重要種として整理した。

表 3.2.5-1 文献資料一覧

記号	文献名
a	埼玉県レッドデータブック動物編 2018 (第 4 版) (埼玉県、2018 年)
b	第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 (環境省、1978 年～2005 年)
c	上尾市植物動物調査報告書 (上尾市、平成 3 年 3 月)
d	伊奈町史資料調査報告書 第十四集 伊奈の野鳥 (伊奈町史編集室)

表 3.2.5-2(1/2) 重要種選定基準

No.	法令	選定根拠
①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物 (特天) ・国指定天然記念物 (国天)
②	「埼玉県文化財保護条例」 (昭和 30 年埼玉県条例 46 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定天然記念物 (県天)
③	「上尾市文化財保護条例」 (平成 18 年 3 月 29 日) 「伊奈町文化財保護条例」 (昭和 38 年 10 月 1 日 条例第 21 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町指定天然記念物 (市天)
④	「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に 関する法律 (種の保存法)」 (平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種 (国内) ・国際希少野生動植物種 (国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種 (第一) ・特定第二種国内希少野生動植物種 (第二) ・緊急指定種 (緊急)
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に 関する条例」 (平成 12 年 3 月 24 日 条例第十一号)	<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物 (指定)

表 3.2.5-2(2/2) 重要種選定基準（文献による指定種）

No.	文献等	選定根拠
⑥	環境省レッドリスト2020	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類 (CR) ・絶滅危惧 I B 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
⑦	埼玉県レッドデータブック動物編2018の地帯区分「全県」の指定種	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 I 類 (CR+EN) ・絶滅危惧 IA 類 (CR) ・絶滅危惧 IB 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・環境条件の変化によって容易に絶滅危惧に移行しうる属性を本来有しているもの (NT1)
⑧	埼玉県レッドデータブック動物編2018の地帯区分「大宮台地」の指定種	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの (NT2) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP) ・地帯別危惧 (RT)

注：⑧において上尾市及び伊奈町は「大宮台地」に位置していることから、「大宮台地」に属している動物の重要選定基準を記載している。

出典：「環境省レッドリスト2020」（令和6年2月閲覧、環境省）

「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）」（令和6年2月閲覧、埼玉県ホームページ）

(2) 哺乳類

埼玉県内における重要な動物種（哺乳類）の生息は、表 3.2.5-3 に示すとおり、24 種の生息が確認されている。

表 3.2.5-3 重要な動物種の状況（哺乳類）

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	アズミトガリネズミ						NT	DD		a
2	カワネズミ							NT1		a
3	ミズラモグラ						NT	NT1		a
4	コキクガシラコウモリ							NT1		a
5	キクガシラコウモリ							NT1		a
6	ヒメホオヒゲコウモリ							NT1		a
7	カグヤコウモリ							EN		a
8	モリアブラコウモリ						VU	EN		a
9	ヤマコウモリ						VU	VU		a
10	クビワコウモリ						VU	EN		a
11	チチブコウモリ							EN		a
12	ウサギコウモリ							NT1		a
13	ユビナガコウモリ							EX		a
14	コテングコウモリ							NT1		a
15	テングコウモリ							NT1		a
16	オヒキコウモリ						VU	DD		a
17	ホンドモモンガ							NT1		a
18	ムササビ							NT1		a
19	ヤマネ	国天						NT1		a
20	ハツカネズミ						CR+EN			b
21	ツキノワグマ				国際			NT2		a
22	オオカミ				国際			EX		a
23	オコジョ							NT1		a
24	カワウソ	特天			国際			EX		a
合計	24 種	2 種	0 種	0 種	3 種	0 種	7 種	23 種		—

注：種名の配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度」（令和5年 国土交通省）に従った。

(3) 鳥類

埼玉県内における重要な動物種（鳥類）の生息は、表 3.2.5-4 に示すとおり、121 種の生息が確認されている。

表 3.2.5-4(1/3) 重要な動物種の状況（鳥類）

No.	種名	重要種選定基準								文献記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	ウズラ						VU	越:CR 繁:CR	越:CR 繁:CR	a, b, c, d
2	ヤマドリ							越:VU 繁:VU		a
3	ヒシクイ	国天					亜種ヒシクイ:VU 亜種オオヒシクイ:NT	越:CR	越:EX	a
4	マガン	国天					NT	越:CR	越:EX	a, d
5	カリガネ						EN	越:EX		a
6	シジュウカラガン				国内		CR	越:EX		a
7	コハクチョウ							越:NT1	越:NT1	a
8	オオハクチョウ							越:CR	越:CR	a, c
9	オシドリ						DD	越:VU 繁:EN	越:EN	a, c
10	トモエガモ						VU	越:VU	越:VU	a, b, c
11	アカハジロ						DD			d
12	アカエリカイツブリ							越:VU	越:VU	a
13	カンムリカイツブリ							越:VU	越:VU	a
14	ミミカイツブリ							越:DD	越:DD	a
15	ハジロカイツブリ							越:NT1	越:NT1	a
16	シラコバト						EN	越:EN 繁:EN	越:EN 繁:EN	a, b, d
17	アオバト							繁:RT		a, c
18	コウノトリ				国内		CR	繁:EX	繁:EX	a
19	ヨシゴイ						NT	繁:VU	繁:VU	a, b, c, d
20	オオヨシゴイ				国内		CR	繁:EX		a
21	ミズゴイ						VU	繁:EN		a, b
22	ササゴイ							繁:EX	繁:CR	a, b, c
23	アマサギ							繁:LP	繁:LP	a, b, c, d
24	チュウサギ						NT	繁:VU	繁:NT2	a, b, c, d
25	コサギ							繁:NT2	繁:NT2	a, b, c, d
26	トキ	特天			国内		CR	繁:EX		a
27	クイナ							越:VU	越:VU	a, b, c, d
28	ヒクイナ						NT	繁:CR	繁:CR	a, b, c, d
29	オオバン							繁:NT1	繁:NT1	a
30	バン							繁:NT2	繁:NT2	a, b, c, d
31	ジュウイチ							繁:LP		a, d
32	ホトトギス							繁:RT		a, c, d
33	ツツドリ							繁:LP		a, c, d
34	カッコウ							繁:NT2		a, b, c, d
35	ヨタカ						NT	繁:VU	繁:EX	a, c
36	ハリオアマツバメ							繁:DD		a
37	ヒメアマツバメ							繁:LP 越:VU		a
38	タゲリ							越:NT2	越:NT2	a, b, c, d
39	ケリ						DD	越:EN 繁:NT1	越:EN 繁:NT1	a, b, c, d
40	イカルチドリ							繁:NT1		a, b, c, d
41	シロチドリ						VU	繁:LP		a, b, c
42	ヤマシギ							越:VU	越:VU	a, b, d
43	オオジシギ						NT	繁:CR		a, c, d

表 3.2.5-4(2/3) 重要な動物種の状況（鳥類）

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
44	タシギ							越:RT	越:NT2	a, b, c, d
45	ツルシギ						VU			c
46	タカブシギ						VU			b, c, d
47	イソシギ							繁:VU	繁:VU	a, b, c, d
48	ハマシギ						NT			c
49	タマシギ						VU	越:CR 繁:CR	越:CR 繁:CR	a, b, c, d
50	ツバメチドリ						VU	繁:CR		a
51	コアジサシ						VU	繁:CR	繁:CR	a, b, d
52	アジサシ							繁:DD		a
53	ミサゴ						NT			d
54	ハチクマ						NT	繁:EN		a, d
55	トビ							繁:DD	繁:DD	a, b, c, d
56	チュウヒ				国内		EN	越:EN	越:EN	a, b
57	ハイイロチュウヒ							越:EN	越:EN	a, d
58	ツミ							繁:NT2	繁:NT2	a, b, c, d
59	ハイタカ						NT	越:NT2 繁:DD	越:VU	a, c, d
60	オオタカ						NT	越:VU 繁:VU	越:NT2 繁:VU	a, c, d
61	サシバ						VU	繁:CR	繁:EX	a, b, c, d
62	ノスリ							越:NT2 繁:NT2	越:NT2 繁:DD	a, c, d
63	イヌワシ				国内		EN	繁:DD		a
64	クマタカ				国内		EN	繁:EN		a
65	オオコノハズク							越:DD 繁:DD	越:DD 繁:EX	a, b, c, d
66	コノハズク							繁:VU		a, d
67	フクロウ							越:NT2 繁:RT	越:VU 繁:EN	a, b, c, d
68	アオバズク							繁:NT2	繁:EN	a, b, c, d
69	トラフズク							越:EN	越:EN	a, c
70	コミミズク							越:VU	越:VU	a, b, c
71	アカショウビン							繁:CR		a
72	カワセミ							繁:RT	繁:LP	a, b, c, d
73	ヤマセミ							繁:NT2		a
74	ブッポウソウ						EN	繁:CR		a
75	アリスイ							越:NT2	越:NT2	a, b, c, d
76	アオゲラ							繁:RT	越:VU	a, c, d
77	オオアオゲラ							繁:NT1		a
78	チョウゲンボウ							繁:NT2	繁:NT2	a, b, c, d
79	ハヤブサ				国内		VU	越:VU	越:VU	a, b, c, d
80	サンショウクイ						VU	繁:EN	繁:EX	a, c
81	サンコウチョウ							繁:EN	繁:EX	a, b, c, d
82	チゴモズ						CR	繁:CR	繁:EX	a, b
83	アカモズ				国内		EN	繁:CR	繁:EX	a
84	ホシガラス							繁:NT2		a
85	コガラ							繁:NT2		a, c, d
86	ヤマガラ							繁:RT		a, b, c, d
87	ヒガラ							繁:RT		a, b, c, d
88	コシアカツバメ							繁:DD		a, c
89	ウグイス							繁:RT		a, b, c, d
90	ヤブサメ							繁:NT2		a
91	メボソムシクイ							繁:NT2		a, c, d
92	エゾムクシイ							繁:NT2		a, c, d
93	センダイムシクイ							繁:NT2		a, c, d

表 3.2.5-4(3/3) 重要な動物種の状況（鳥類）

No.	種名	重要種選定基準								文献記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
94	オオセッカ				国内		EN	越:DD	越:DD	a, b
95	オオヨシキリ							繁:NT2	繁:NT2	a
96	コヨシキリ							繁:EN	繁:EN	a, b, c, d
97	ゴジュウカラ							繁:NT2		a
98	キバシリ							繁:RT		a
99	コムクドリ							繁:DD		a, b, c, d
100	トラツグミ							繁:NT2	繁:CR	a, b, c, d
101	クロツグミ							繁:NT2		a
102	アカハラ							繁:NT2		a, b, c, d
103	コマドリ							繁:NT1		a
104	コルリ							繁:NT1		a, d
105	ルリビタキ							越:RT	越:NT2	a, c, d
106	サメビタキ							繁:NT2		a
107	コサメビタキ							繁:EN	繁:EX	a, c, d
108	キビタキ							繁:RT		a, c, d
109	オオルリ							繁:RT		a, c, d
110	イワヒバリ							繁:NT1		a
111	ニュウナイスズメ							越:NT1	越:NT1	a
112	ハギマシコ							越:VU		a
113	ベニマシコ							越:RT	越:NT1	a, c, d
114	コイカル							繁:DD	繁:DD	a
115	アオジ							繁:DD		a, b, c, d
116	ホオジロ							繁:RT	繁:NT2	a, b, c, d
117	ホオアカ							繁:CR	繁:EX	a, c, d
118	ミヤマホオジロ							越:NT1	越:NT1	a, c, d
119	シマアオジ				国内		CR			c, d
120	クロジ							越:RT	越:NT2	a
121	コジュリン						VU	越:VU	越:VU	a, d
合計	121 種	3 種	0 種	0 種	11 種	0 種	42 種	115 種	66 種	—

注：1. 種名の配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和5年度」（令和5年国土交通省）に従った。
 2. 選定根拠⑦⑧の「繁」は繁殖鳥、「越」は越冬鳥を示す。

(4) 両生類・爬虫類

埼玉県内における重要な動物種（両生類・爬虫類）の生息は、表 3.2.5-5 に示すとおり、22 種の生息が確認されている。

表 3.2.5-5 重要な動物種の状況（両生類・爬虫類）

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	トウキョウサンショウウオ				第二		VU	EN		a
2	アカハライモリ					指定	NT	CR	EX	a
3	イモリ					指定				c
4	アズマヒキガエル							NT1	NT1	a
5	ニホンアカガエル							VU	EN	a, b, c
6	ヤマアカガエル							NT2		a
7	トウキョウダルマガエル						NT	NT1	VU	a, b, c
8	ツチガエル							EN	CR	a, c
9	シュレーゲルアオガエル							NT2	VU	a, c
10	カジカガエル							NT1		a
11	ニホンイシガメ						NT	DD	DD	a
12	ニホンスッポン						DD	DD	DD	a
13	ヒガシニホントカゲ							NT2	NT1	a
14	ニホンカナヘビ							RT	NT2	a
15	タカチホヘビ							VU	CR	a
16	シマヘビ							VU	VU	a, c
17	アオダイショウ							NT2	NT1	a, b, c
18	ジムグリ							NT1	EN	a, c
19	シロマダラ							VU	EN	a, c
20	ヒバカリ							NT1	VU	a, b, c
21	ヤマカガシ							NT1	VU	a, b, c
22	ニホンマムシ							NT2	EN	a
合計	22 種	0 種	0 種	0 種	1 種	2 種	5 種	21 種	18 種	—

注：種名の配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度」（令和5年 国土交通省）に従った。

(5) 昆虫類

埼玉県内における重要な動物種（昆虫類）の生息は、表 3.2.5-6 に示すとおり、254 種の生息が確認されている。

表 3.2.5-6(1/5) 重要な動物種の状況（昆虫類）

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	トウヨウモンカゲロウ							VU		a
2	ミツトゲヒメシロカゲロウ							EX		a
3	ヒトリガカゲロウ						NT	DD		a
4	コバネアオイトトンボ						EN	EX	EX	a, b
5	キイトトンボ							NT2	EN	a, b
6	ベニイトトンボ						NT	EN	EN	a, b
7	ヒヌマイトトンボ						EN	CR		a
8	モートンイトトンボ						NT	EN	EX	a
9	オオセスジイトトンボ						EN	CR		a, b
10	ムスジイトトンボ							DD		a, b
11	オオモノサシトンボ						EN	EN	EX	a, b
12	アオハダトンボ						NT	VU	EX	a
13	ネアカヨシヤンマ						NT	NT2	NT2	a, b
14	アオヤンマ						NT	VU	VU	a, b
15	マダラヤンマ						NT	DD		a
16	マルタンヤンマ							NT2	NT2	a, b
17	サラサヤンマ							NT2	NT2	a
18	キイロサナエ						NT	VU	VU	a, b
19	アオサナエ							NT1		a
20	ホンサナエ							VU	EN	a
21	ナゴヤサナエ						VU	VU	VU	a, b, c
22	メガネサナエ						VU	EX	EX	a, b
23	トラフトンボ							VU	EX	a
24	キイロヤマトンボ						NT	CR	EX	a, b, c
25	エゾトンボ							CR	EX	a
26	ベッコウトンボ				国内		CR	EX	EX	a
27	ヨツボシトンボ							VU	VU	a
28	ハラビロトンボ							NT2	NT2	a, b, c
29	ヒメアカネ							VU	VU	a, c
30	オオキトンボ						EN	CR	EX	a
31	ウスバカマキリ						DD	EN		a, c
32	クギヌキハサミムシ							NT2	NT2	a
33	オナシカワゲラ							VU	VU	a
34	アサカワヒメカワゲラ							NT2	NT2	a
35	ヤマトヒメカワゲラ							VU	VU	a
36	クツワムシ							EN		a
37	エゾツユムシ							NT2		a
38	オナガササキリ							RT		a
39	イズササキリ						DD	EN		a
40	ヒガシキリギリス							NT1		a
41	オオクサキリ							CR		a
42	ササキリモドキ							NT1	DD	a
43	ヒメツユムシ							NT1	DD	a
44	カスミササキリ							EN		a
45	ヒサゴクサキリ							DD	DD	a
46	カヤキリ							EN		a
47	ヒメクサキリ							NT1	VU	a
48	スズムシ							RT		a
49	マツムシ							VU		a
50	オオオカメコオロギ							EN		a

表 3.2.5-6(2/5) 重要な動物種の状況 (昆虫類)

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
51	クマコオロギ							NT1		a
52	エゾエンマコオロギ							EN		a
53	コガタコオロギ							EN	EN	a
54	エゾスズ							RT		a
55	カワラバッタ							EN		a
56	クルマバッタ							NT2		a
57	ヒナバッタ							NT1		a
58	ショウリョウバッタモドキ							NT2		a
59	ナキイナゴ							NT1		a
60	ツマグロバッタ							VU		a
61	ハネナガイナゴ							NT1		a
62	ヤマトフキバッタ							RT		a
63	セグロイナゴ							VU		a
64	ニホントビナナフシ							NT1		a
65	クロスジオウンカ							NT1	NH1	a
66	アヤヘリハネナガウンカ							NT1		a
67	アリヅカウンカ							NT1		a
68	ハルゼミ							NT1	VU	a, b
69	フクロクヨコバイ						NT	CR		a
70	トゲサシガメ							NT1	NH1	a
71	キイロサシガメ							VU	VU	a
72	ベニモンマキバサシガメ							NT2	VU	a
73	ヒメトゲヘリカメムシ							NT1		a
74	イネカメムシ							CR	CR	a
75	イネクロカメムシ							NT2	NT2	a
76	オオアメンボ							NT2	NT1	a, b
77	エサキアメンボ						NT	NT2	NT2	a, b
78	ババアメンボ						NT	NT1	NT1	a, b
79	ムモンミズカメムシ							NT1	NT1	a
80	マダラケシカタビロアメンボ							NT1	NT1	a
81	ミヅナシミズムシ						NT	VU	VU	a
82	ミヤケミズムシ						NT	CR	CR	a
83	コオイムシ						NT	CR		a, b
84	タガメ				第二		VU	CR	EX	a
85	コバンムシ				第二		EN	CR		a, b
86	ラクダムシ							VU	VU	a
87	ブライヤーヒロバカゲロウ							NH2	NH2	a
88	ヒメカマキリモドキ							NH2	NH2	a
89	キバネツノトンボ							CR		a
90	ヤマトガガンボモドキ							VU	VU	a
91	ホシガガンボモドキ						DD	DD	DD	a
92	アシナガモモブトスカシバ						VU	NT1		a
93	ミヤマセセリ							NT1	EX	a
94	ホソバセセリ							NT2	EX	a
95	ギンイチモンジセセリ						NT	NT2	NT2	a, b, c
96	オオチャバネセセリ							NT2	NT2	a, b, c
97	コチャバネセセリ							NT2	NT2	a, b, c
98	ウラゴマダラシジミ							VU	EX	a, b, c
99	コツバメ							NT2	EX	a, c
100	オオミドリシジミ							NT1	CR	a, b, c
101	ミドリシジミ							NT1	NT1	a, b, c
102	クロシジミ						EN	EX	EX	a, b, c
103	ミヤマシジミ						EN	CR		a
104	ゴイシシジミ							NT2	NT2	a, b, c
105	ヤマトシジミ						NT			b, c
106	シルビアシジミ						EN	EX	EX	a, c

表 3.2.5-6(3/5) 重要な動物種の状況 (昆虫類)

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
107	ウラギンスジヒョウモン						VU	VU	EX	a
108	オオウラギンスジヒョウモン							NT2	NT2	a, b, c
109	メスグロヒョウモン							NT2	EX	a
110	ウラギンヒョウモン							NT2	VU	a
111	オオウラギンヒョウモン						CR	EX	EX	a
112	アサマイチモンジ							NT2	CR	a, b, c
113	ジャノメチョウ							NT2	EX	a, b, c
114	クモガタヒョウモン							NT2	EX	a
115	ミスジチョウ							NT2	EX	a, b, c
116	ホシミスジ							NT1	CR	a
117	ヒオドシチョウ							VU	VU	a, b, c
118	オオムラサキ						NT	VU	EX	a
119	ツマグロキチョウ						EN	EN	EX	a, c
120	フチグロトゲエダシヤク							NT1	NT1	a
121	イボタガ							RT	CR	a
122	オナガミズアオ						NT	RT	LP	a
123	エゾヨツメ							RT	EX	a
124	ヤママユ							RT	NT1	a, b
125	ガマヨトウ						VU	DD	DD	a
126	コシロシタバ						NT			b
127	カギモンハナオヘアツバ						NT	DD	DD	a
128	ウスミモンキリガ						NT	NT1	NT1	a
129	ミスジキリガ						NT	DD	DD	a
130	ハスオビアツバ							NT1	NT1	a
131	イチモジヒメヨトウ						VU	NT2	NT2	a
132	マツムラヒメアブ							NT2	NT2	a
133	タイワンハラボソツリアブ							NT2	NT2	a
134	ヒサマツハチモドキハナアブ							NT2	NT2	a
135	カワムラモモトハナアブ							NT2		a
136	コブアリノスアブ							NT2	NT2	a
137	ハチモドキハナアブ							NT2	NT2	a
138	シコクモモトホソハナアブ							NT1	NT1	a
139	スズキベッコウハナアブ							NT2	NT2	a
140	オオハチモドキバエ							NT2		a
141	フタスジヤチバエ							NT2	NT2	a
142	カエルキンバエ						DD	NT2	NT2	a
143	フルトネニクバエ							VU		a
144	アオバナホソクビゴミムシ							NT1	EN	a
145	ヒメホソクビゴミムシ							EN		a
146	オオヨツボシゴミムシ							VU	CR	a
147	ハマベミズギワゴミムシ							CR	EX	a
148	アカガネオサムシ						VU	CR	CR	a
149	セアカオサムシ						NT	NT1		a
150	ヒトツメアオゴミムシ						NT	NT2	NT1	a
151	オオサカアオゴミムシ						DD	EN	EN	a
152	アオヘリアオゴミムシ						CR	EN	EX	a
153	クビナガキベリアオゴミムシ						DD	EN	EN	a
154	ツヤキベリアオゴミムシ						VU	EX	EX	a
155	キバナガミズギワゴミムシ							EX	EX	a
156	オサムシモドキ							EN	CR	a
157	オオアオホソゴミムシ							EX	EX	a
158	スナハラゴミムシ						VU	CR		a
159	コハンミョウモドキ						EN	VU		a
160	チビアオゴミムシ						EN	CR	CR	a
161	チョウセンゴモクムシ						VU	VU		a
162	クロモンヒラナガゴミムシ							VU	VU	a

表 3.2.5-6(4/5) 重要な動物種の状況 (昆虫類)

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
163	アリスアトキリゴミムシ						DD	NT2	NT1	a
164	キノコゴミムシ							NH2	NH1	a
165	キベリマルクビゴミムシ						EN	CR	EX	a
166	フタモンマルクビゴミムシ						EN	CR	EX	a
167	ハガクビナガゴミムシ						DD	EN	EN	a
168	オオトックリゴミムシ						NT	VU	CR	a
169	イグチケブカゴミムシ						NT	NT1	NT1	a
170	クビナガヨツボシゴミムシ						DD	NT2	NT2	a
171	オオヒラタトックリゴミムシ						CR	EX	EX	a
172	カワラハンミョウ						EN	EX		a
173	ホソハンミョウ						VU	NT1	VU	a, b
174	クロズマメゲンゴロウ							VU	CR	a
175	トダセスジゲンゴロウ						VU	EN	EN	a
176	テラニシセスジゲンゴロウ							DD	DD	a
177	ゲンゴロウ				第二		VU	CR	EX	a
178	マルガタゲンゴロウ				第二		VU	CR	EX	a
179	シマゲンゴロウ						NT	NT1	VU	a
180	ホンシュウオオイチモンジシマゲンゴロウ							VU	VU	a, b
181	マルケシゲンゴロウ						NT	VU		a
182	キベリクロヒメゲンゴロウ						NT	NT1	N	a, b
183	ルイスツブゲンゴロウ						VU	VU	VU	a
184	マルチビゲンゴロウ						NT	EN	EN	a
185	オオミズスマシ						NT	CR	CR	a
186	コミズスマシ						EN	DD	DD	a
187	ミズスマシ						VU	EX		a
188	コオナガミズスマシ						VU	NT1		a
189	オナガミズスマシ							VU	EN	a
190	クビボソコガシラミズムシ						DD	CR		a
191	ヒメコガシラミズムシ							DD	DD	a
192	マダラコガシラミズムシ						VU	VU	CR	a
193	カワラゴミムシ							EN	CR	a
194	セスジガムシ						EN	EN	EN	a
195	ガムシ						NT	CR		a
196	シジミガムシ						EN	DD	DD	a
197	ルリエンマムシ							NT2	NT2	a
198	カントウコチビシデムシ							NT1	NT1	a
199	ヤマトモンシデムシ						NT	NT1	VU	a
200	ヤチハネカクシ						DD	NT1		a
201	ヌレチハネカクシ						DD	NT1		a
202	ペンギンダイコクアリツカムシ							NT1		a
203	ヤツメアリツカムシ							NT1		a
204	ヒメキイロマグソコガネ						NT	NT1		a
205	クロモンマグソコガネ						NT	NT1		a
206	オオキイロコガネ							NT1	NT1	a
207	トラハナムグリ							NT1		a
208	ケスジドロムシ						VU	EX		a
209	ウバタマムシ							NT2	VU	a
210	アオマダラタマムシ							NT2	NT2	a, b
211	キンヘリタマムシ							DD	DD	a
212	ゲンジボタル							VU	EX	a, b
213	ヘイケボタル							NT1	VU	a, b, c
214	ヒメボタル							VU		a
215	イシハラジョウカイモドキ							VU	VU	a
216	オオヒゲボソケシキスイ							NT1		a
217	ムモンチャイロテントウ							NT2	NT1	a

表 3.2.5-6(5/5) 重要な動物種の状況（昆虫類）

No.	種名	重要種選定基準								文献 記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
218	ムナグロチャイロテントウ							NT2		a
219	ナカイケミヒメテントウ							NT2		a
220	トウキョウムネビロオオキノコ							NT1	NT1	a
221	オオキマダラケシキスイ							NT2	DD	a
222	Platamartus jakowlewi							NT1		a
223	ワタラセミズギワアリモドキ							EN		a
224	シロスジカミキリ							NT2	VU	a
225	アカアシオオアカミキリ							NT2	VU	a
226	ベーツヒラタカミキリ							VU	VU	a
227	ベニバナナカミキリ							NT2	NT2	a
228	アオカミキリ							NT1	VU	a
229	ヨツボシカミキリ						EN	EN	EN	a
230	トラフカミキリ							NT2	VU	a
231	オオルリハムシ						NT	VU	VU	a
232	フトネクイハムシ							EN		a
233	ガガブタネクイハムシ							CR		a
234	イネネクイハムシ							NT2	NT2	a
235	タグチホソヒラタハムシ							VU	VU	a
236	オオケブカチョッキリ							NT1	VU	a
237	ババズグヒメゾウムシ							NT1	NT1	a
238	スゲノハラジロヒメゾウムシ							NT1		a
239	オナガカツオゾウムシ							VU		a
240	クロイネゾウムシ							NT2		a
241	ムサシトゲセイボウ						NT	CR	CR	a
242	ヤマトアシナガバチ						DD	EN	EN	a
243	オオハラナガツチバチ							NT2		a
244	ニッポントゲアナバチ							VU		a
245	ニッポンハヤバチ							NT2	NT2	a
246	フクイジガバチモドキ						DD	EN		a
247	コウノスジガバチモドキ							CR		a
248	ナンブジガバチモドキ							NT2		a
249	ムネアカツヤアナバチ							NT1		a
250	ニッポンハナダカバチ						VU	CR		a
251	ナンブツヤバチモドキ							CR		a
252	キスジツチスガリ							NT1		a
253	シロスジケアシハナバチ							NT1		a
254	キイロコガネヤドリバエ							NT2	NT2	a
合計	254 種	0 種	0 種	0 種	5 種	0 種	96 種	252 種	167 種	—

注：種名の配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度」（令和5年 国土交通省）に従った。

(6) 魚類

埼玉県内における重要な動物種（魚類）の生息は、表 3.2.5-7 に示すとおり、23 種の生息が確認されている。

表 3.2.5-7 重要な動物種の状況（魚類）

No.	種名	重要種選定基準								文献記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	スナヤツメ南方種						VU	CR		a
2	スナヤツメ北方種						VU	CR		a
3	ニホンウナギ						EN	NT2		a
4	ゲンゴロウブナ						EN			b, c
5	キンブナ						VU			b, c
6	ギンブナ						VU	VU		a, b, c
7	ミヤコタナゴ	国天			国内		CR	EW		a
8	ヤリタナゴ						NT	CR		a, c
9	タナゴ						EN	EX		a
10	ゼニタナゴ						CR	EX		a
11	ワタカ						CR			b, c
12	ハス						VU			b, c
13	ツチフキ						EN			c
14	スゴモロコ						VU			b, c
15	ドジョウ						NT			b, c
16	ホトケドジョウ						EN	CR		a
17	ギバチ						VU			c
18	ワカサギ							NT1		a
19	ニッコウイワナ						DD	VU		a
20	サクラマス（ヤマメ）						NT	VU		a
21	ムサシトミヨ		県天			指定	CR	CR		a
22	ミナミメダカ						VU	NT2		a
23	ジュズカケハゼ						NT			c
合計	23 種	1 種	1 種	0 種	1 種	1 種	22 種	14 種		—

注：種名の配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度」（令和5年 国土交通省）に従った。

(7) その他の動物（甲殻類、陸・淡水産貝類等）

埼玉県内における重要な動物種（甲殻類、陸・淡水産貝類等）の生息は、表 3.2.5-8 に示すとおり、23 種の生息が確認されている。

表 3.2.5-8 重要な動物種の状況(甲殻類、陸・淡水産貝類等)

No.	種名	重要種選定基準								文献記号
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1	マルタニシ						VU	VU	VU	a, b, c
2	オオタニシ						NT			c
3	コシダカヒメモノアラガイ						DD			b
4	モノアラガイ						NT	NT2	NT2	a, b
5	ナガオカモノアラガイ						NT	VU		a, b
6	カワネジガイ						CR	EX		a, b
7	カワコザラガイ						CR	VU	VU	a, b
8	ミズコハクガイ						VU	LP		a, b
9	ヒラマキミズマイマイ						DD	NT2		a
10	トウキョウヒラマキガイ						DD	LP		a, b
11	ヒラマキガイモドキ						NT	LP		a, b
12	カラスガイ						EN	VU		a
13	イシガイ							NT2		a, b
14	マツカサガイ						NT	EN		a
15	トブガイ							NT2	NT2	a, b, c
16	マシジミ						VU			b
17	ドブシジミ							NT2	NT2	a, b
18	ヌカエビ							NT2		a, c
19	サワガニ							NT2		a
20	カドコオオベソマイマイ						NT			b
21	トウキョウコオオベソマイマイ						NT			b
22	ナギコギセル							LP	LP	a
23	ヒメオオタキキビ						DD			b
合計	23 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	17 種	17 種	6 種	—

注：種名の配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度」（令和5年 国土交通省）に従った。

2) 植生

(1) 現存植生

対象事業実施区域周辺の現存植生図を図. 3. 2. 5-1 に示す。

対象事業実施区域周辺は耕作地植生が広がり、対象事業実施区域の北側、東側については広く全体的に耕作地植生となっている。対象事業実施区域の南西側の耕作地植生の奥には市街地が広がっている。樹林は少なく、緑の住宅地やアカマツ群落、工場地帯、クヌギーコナラ群集、ケヤキーシラカシ群落等がパッチ上に存在している。

対象事業実施区域は、果樹園、畑雑草群落及び水田雑草群落に区分されている。

(2) 植生自然度及び希少な群落

植生自然度の区分は表 3. 2. 5-9 に示すとおりである。

植生自然度を見ると、対象事業実施区域の周辺の一部に植生自然度 7 のクヌギーコナラ群集が確認されているが、対象事業実施区域は路傍・空地雑草群落、畑地雑草群落及び水田雑草群落に区分され、植生自然度は 2～4 に分類される。

表 3. 2. 5-9 植生自然度区分

植生自然度	区分内容	区分基準
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	二次林 (自然林に近いもの)	ブナーミズナラ群落、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリーミズナラ群集、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	二次草原 (背の高い草原)	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	二次草原 (背の低い草原)	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	外来種植林農耕地 (樹園地)	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種草原農耕地 (水田・畑)	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

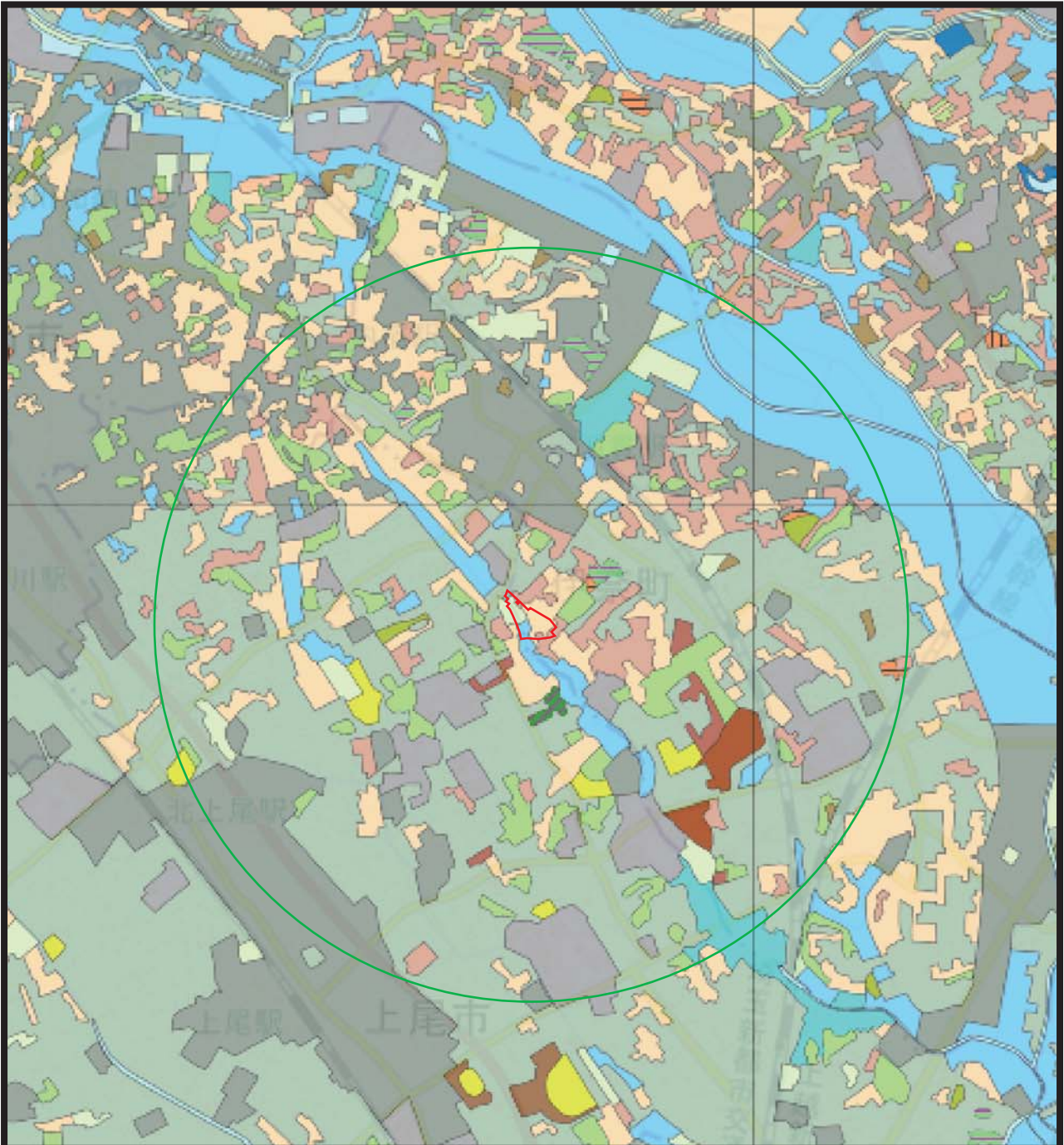
出典：「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」（平成 28 年 3 月 環境省）

(3) 特定植物群落

「埼玉県レッドデータブック植物編 2011（第 4 版）」（埼玉県 平成 24 年 3 月）では、対象事業実施区域周辺に特定植物群落に該当する群落は確認されなかった。

(4) 緑の量

対象事業実施区域は果樹園等であり、その周辺についても「緑の多い住宅地」が広がっている地域である。



凡例

: 対象事業実施区域

: 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)

----- : 市町界

- | | |
|--------------|-----------|
| ケヤキ-シラカシ群落 | 路傍・空地雑草群落 |
| シラカシ屋敷林 | 放棄畑雑草群落 |
| クヌギ-コナラ群集 | 果樹園 |
| アカシデーイヌシデ群落 | 畑雑草群落 |
| アカマツ群落 | 水田雑草群落 |
| ヨシクラス | 放棄水田雑草群落 |
| スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 市街地 |
| アカマツ植林 | 緑の多い住宅地 |
| その他植林 | 工場地帯 |
| モウソウチク林 | 開放水域 |
| マダケ・ハチク林 | |
| ゴルフ場・芝地 | |



S = 1:50,000



図3.2.5-1 現存植生図

出典：「自然環境調査Web-GIS - 生物多様性センター」（環境省 自然環境局）

3) 重要な植物相の状況

(1) 重要な植物相の種類及び生育地の状況

埼玉県内（大宮台地）における植物相について、表 3.2.5-10 に示す文献資料に基づき作成した。また、文献資料で確認された種を対象に表 3.2.5-11 に示す基準に該当する種を重要種として整理した。

表 3.2.5-10 文献資料一覧

記号	文献名
A	埼玉県レッドデータブック植物編 2011（第4版）（埼玉県、平成24年3月）
B	上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成3年3月）
C	伊奈町史資料調査報告書 第九集 伊奈の植物Ⅰ（伊奈町史編集室）
D	伊奈町史資料調査報告書 第十集 伊奈の植物Ⅱ（伊奈町史編集室）
E	伊奈町史 別編 伊奈の植物 補遺編（伊奈町教育委員会）

注：Aについては上尾市及び伊奈町が位置する「大宮台地」で生育が確認されたものを対象とした。

表 3.2.5-11(1/2) 重要種選定基準（法令による指定種）

No.	法令	選定根拠
①	「文化財保護法」 (昭和25年法律第214号)	・特別天然記念物（特天） ・国指定天然記念物（国天）
②	「埼玉県文化財保護条例」 (昭和30年埼玉県条例46号)	・県指定天然記念物（県天）
③	「上尾市文化財保護条例」 (平成18年3月29日) 「伊奈町文化財保護条例」 (昭和38年10月1日 条例第21号)	・市町指定天然記念物（市天）
④	「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）」 (平成4年6月5日 法律第75号)	・国内希少野生動植物種（国内） ・国際希少野生動植物種（国際） ・特定第一種国内希少野生動植物種（第一） ・特定第二種国内希少野生動植物種（第二） ・緊急指定種（緊急）
⑤	「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」 (平成12年3月24日 条例第十一号)	・希少野生動植物（指定）
⑥	環境省レッドリスト2020	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）
⑦	「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」	・絶滅（EX） ・野生絶滅（EW） ・絶滅危惧ⅠA類（CR） ・絶滅危惧ⅠB類（EN） ・絶滅危惧Ⅱ類（VU） ・準絶滅危惧（NT） ・情報不足（DD） ・絶滅のおそれのある地域個体群（LP）

(2) 植物

埼玉県内における重要な植物種の生育は、表 3.2.5-12 に示すとおり、61 科 130 種の生育が確認されている。

表 3.2.5-12(1/3) 重要な植物種の状況

No.	科	種名	重要種選定基準							文献記号
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
1	ミズニラ科	ミズニラ						NT	VU	A, D
2	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ							VU	A
3		コハナヤスリ							EN	A
4		ヒロハハナヤスリ							EN	A
5	ホウライシダ科	ミズワラビ						NT		A
6	アカウキクサ科	アカウキクサ							DD	A
7	イラクサ科	トキホコリ						VU	VU	A, C
8	ヤドリギ科	マツグミ							EN	A
9	タデ科	シロバナサクラタデ							NT	A
10		ナガバノウナギツカミ						NT		C
11		ノダイオウ							VU	B
12		ヌカボタデ							VU	B, C
13		コギシギシ							VU	C
14		ヤナギヌカボ							VU	E
15	アカザ科	アカザ							VU	B, C
16	モクレン科	シデコブシ						NT		B
17	キンボウゲ科	イチリンソウ							NT	A
18		ヒキノカサ							CR	A
19		ヒメウズ							VU	A
20		ノカラマツ						VU	VU	A, B, C
21	メギ科	イカリソウ							NT	A
22	スイレン科	オニバス							CR	A
23		コウホネ							NT	A
24	マツモ科	マツモ							VU	A
25	ドクダミ科	ハンゲショウ							VU	A
26	ウマノスズクサ科	カンアオイ							NT	A
27	オトギリソウ科	トモエソウ							VU	A
28	アブラナ科	コイヌガラシ						NT	NT	A, C, E
29	ユキノシタ科	タコノアシ						NT	VU	A, B, C
30	バラ科	ナガボノシロワレモコウ							NT	A
31		ナガボノアカワレモコウ							VU	A
32	マメ科	イヌハギ							VU	B
33	トウダイグサ科	ノウルシ						NT	VU	A, B, C
34	ツリフネソウ科	ワタラセツリフネソウ							EN	A
35	スマレ科	アケボノスマレ							NT	A
36		エゾアオイスミレ							NT	A
37	ウリ科	ゴキツル							VU	A
38	ミソハギ科	エゾミソハギ							EN	A
39		ヒメキカシグサ							CR	B
40		ミズマツバ							VU	C
41	ヒシ科	ヒシ							NT	A
42		オニビシ							NT	A
43	アカバナ科	ウスゲチョウジタデ							VU	A
44		ミズキンバイ							DD	A

表 3.2.5-12(2/3) 重要な植物種の状況

No.	科	種名	重要種選定基準							文献 記号
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
45	セリ科	エキサイゼリ							CR	A
46		シムラニンジン						VU		B, C
47		ヌマゼリ						VU		C
48	サクラソウ科	ノジトラノオ						VU	EN	A, E
49		ヌマトラノオ							NT	A
50		サワトラノオ					指定	EN	CR	A, B
51		サクラソウ					指定	NT	CR	A, B
52	マチン科	ヒメナエ							CR	A
53		アイナエ							NT	A
54	ミツガシワ科	ヒメシロアサザ						VU		B
55	キョウチクトウ科	チョウジソウ						NT	EN	A, C
56	ガガイモ科	コカモメヅル							NT	A
57	アカネ科	ハナムグラ						VU	EN	A, C
58	シソ科	ミゾコウジュ						NT		B, C
59	ゴマノハグサ科	サワトウガラシ							CR	A
60		アブノメ							NT	A
61		オオアブノメ						VU	EN	A, B, E
62		シソクサ							EN	A
63		キクモ							NT	A
64		キタミソウ							EN	A
65		クチナシグサ							NT	A
66		カワヂシャ							VU	A
67		イヌノフグリ						VU		B, C
68		ゴマノハグサ						VU		C
69	タヌキモ科	タヌキモ						NT		C
70	ハマウツボ科	ナンバンギセル							VU	A
71	スイカズラ科	ゴマギ							NT	A
72	オミナエシ科	オミナエシ							EN	A
73	キキョウ科	バアソブ						VU	EN	A, B
74	キク科	タウコギ							NT	A
75		オグルマ							NT	A
76		オナモミ						VU	VU	A, B, C
77		フジバカマ						NT		B
78		アキノハハコグサ						EN		B, C, E
79		ホソバオグルマ						VU		E
80	オモダカ科	ヘラオモダカ							NT	A
81		サジオモダカ							EN	A
82		ウリカワ							NT	A
83		アギナシ						NT		C
84	トチカガミ科	トチカガミ						NT	VU	A, C
85		ミズオオバコ						VU	VU	A, B, C
86		コウガイモ							VU	A
87		セキショウモ							NT	A
88	ヒルムシロ科	イトモ						NT	VU	A, B
89		エビモ							NT	A
90		ヤナギモ							NT	A
91		ササバモ							NT	A
92	ユリ科	ヤマラッキョウ							VU	A
93		アマナ							NT	A
94		ヒロハノアマナ							EN	A
95		カタクリ							NT	A

表 3.2.5-12(3/3) 重要な植物種の状況

No.	科	種名	重要種選定基準							文献 記号
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
96	ヒガンバナ科	キツネノカミソリ							NT	A
97	ミズアオイ科	ミズアオイ						NT	CR	A, B
98	ホシクサ科	ヒロハイヌノヒゲ							VU	A
99		ホシクサ							EN	A
100	イネ科	セイタカヨシ							VU	A
101		ヒナザサ						NT		E
102	サトイモ科	ウラシマソウ							NT	A
103	ミクリ科	ミクリ							NT	A
104	カヤツリグサ科	トダスゲ							CR	A
105		ジョウロウスゲ						VU	CR	A, B, C
106		ウマスゲ							NT	A
107		オニナルコスゲ							EN	A
108		カンエンガヤツリ							VU	A
109		シロガヤツリ							VU	A
110		コツブスマハリイ							CR	A
111		アゼテンツキ							EN	A
112		ハタケテンツキ							CR	A
113		マツカサススキ							NT	A
114		イトテンツキ						NT		B
115		ラン科	エビネ							EN
116	ギンラン								VU	A
117	キンラン							VU	EN	A, C
118	ササバギンラン								NT	A
119	サイハイラン								NT	A
120	シュンラン								NT	A
121	クマガイソウ								CR	A
122	コ克蘭								EN	A
123	ヒナノハイゴケ科	ヒメシワゴケ							VU	A
124	ハイゴケ科	コウライイチイゴケ							VU	A
125	ウキゴケ科	ウキゴケ							VU	A
126		イチョウウキゴケ							VU	A
127	サンショウモ科	サンショウモ						VU		D
128	シロソウメンタケ科	ベニセンコウタケ							VU	A
129	スッポンタケ科	キヌガサタケ							NT	A
130	スチルベラ科	クモタケ							DD	A
合計	61 科	130 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	44 種	106 種	—

注：種名の配列等は、原則として「埼玉県レッドデータブック植物編 2011（第4版）」（埼玉県、平成24年3月）に従った。

(3) 巨樹・巨木林

「第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」に該当する図 3.2.5-2 に示す。

対象事業実施区域周辺において、イチョウ等の 15 本の巨樹林・巨木林に該当する樹木が確認されている。

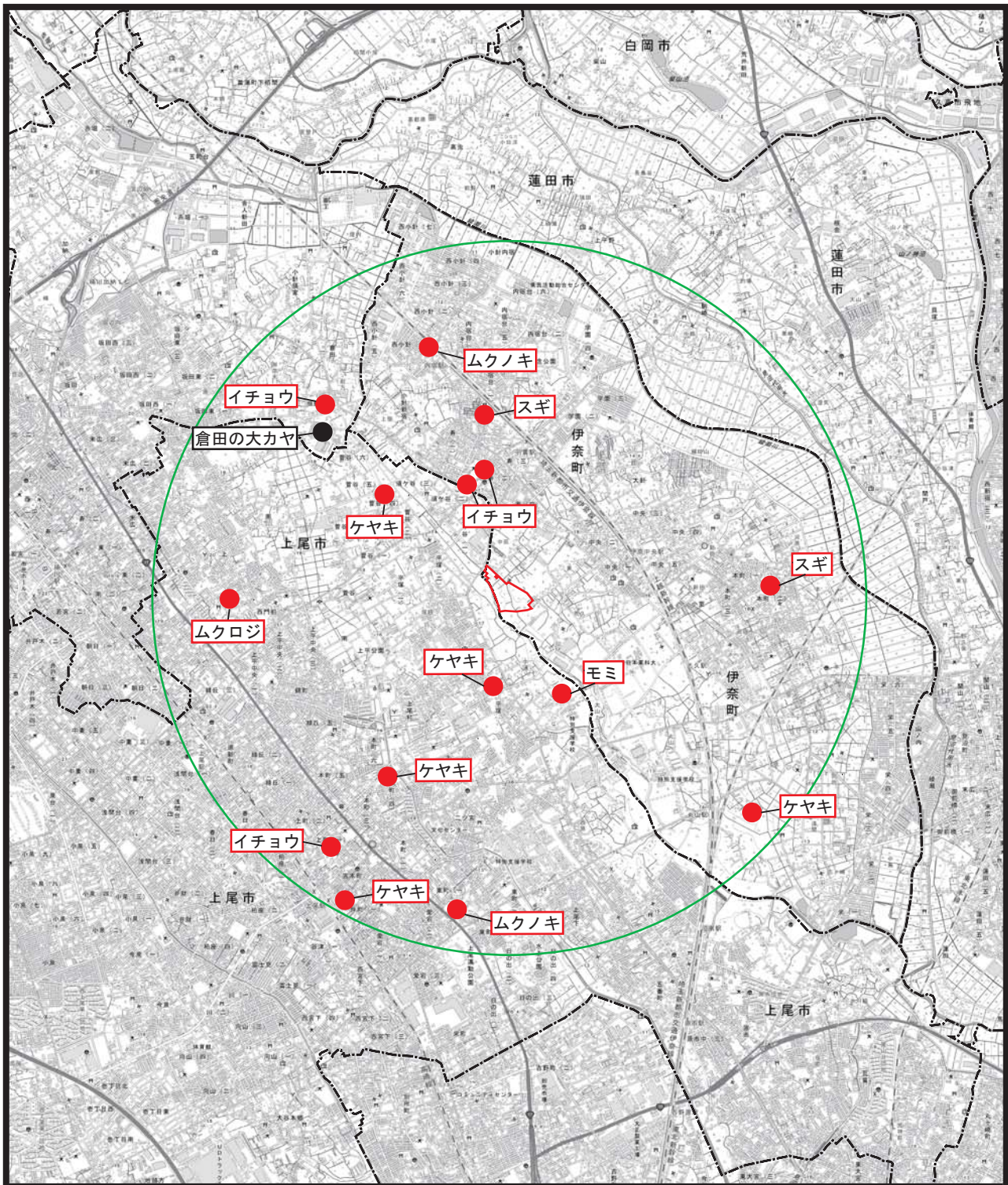
表 3.2.5-13 確認された巨樹・巨木の本数

科名	樹種名	調査範囲内
イチョウ	イチョウ	4
スギ	スギ	2
ニレ	ケヤキ	5
アサ	ムクノキ	2
マツ	モミ	1
ムクロジ	ムクロジ	1
合計		15

出典：「第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」
(令和6年3月閲覧、自然環境調査 Web-GIS (環境省 HP))

(4) 天然記念物

対象事業実施区域周辺に県指定の天然記念物として、「倉田の大カヤ」が確認されている (図 3.2.5-2 参照)。



凡例

: 対象事業実施区域

: 市町界

: 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)

: 巨樹・巨木林

: 天然記念物



S = 1:50,000



図3.2.5-2 巨樹・巨木林及び天然記念物の位置

出典：「第6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」
(令和6年3月閲覧、自然環境調査Web-GIS (環境省HP))

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

4) 生態系

対象事業実施区域が位置する伊奈町は、東部に広がる水田地帯、綾瀬川や原市沼川などの河川環境、中心部の台地には社寺林や雑木林などの里地里山環境が残されており、多くの動植物たちが生息・生育している（「第2次伊奈町環境基本計画」（令和2年度から令和6年度までの5年間で後期計画）より）。また、対象事業実施区域の西側周辺は、上尾市の特に優れた自然環境の分布する保全重要地域としており（上尾市植物動物調査報告書 平成3年3月 上尾市）、樹林地や農地が残されている。伊奈町では自然環境の変化の一部として湧水の状況が図 3.2.5-3 に示すとおり確認されており、対象事業実施区域の西側を流れる原市沼川において、対象事業実施区域の西側付近や下流にも確認されている（伊奈町史 通史編Ⅲ 令和5年3月15日発行 伊奈町教育委員会）。

対象事業実施区域周辺は、果樹園や田畑等の農業が盛んな地域や緑のある住宅街、工場地帯等の人為的な地域が高い割合を占めているが、それらに加え、雑木林や人工林等もパッチ状に存在している。

このような環境を反映して、草地、耕作地、市街地では生産者として、スギナ、スイバ、ツユクサ、チガヤ、ススキ等の植物、一次消費者として、ハタネズミ等の哺乳類、ショウリョウバッタ、コバネイナゴ、ベニシジミ等の昆虫類、中位消費者として、アズマモグラ、アブラコウモリ等の哺乳類、スズメ、カワラヒワ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル、シマヘビ等の両生類・爬虫類、オオカマキリ等の昆虫類、上位消費者として、イタチ属等の哺乳類、ツミ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられる。

樹林地では生産者としてクヌギ、コナラ、アカマツ、ケヤキ、アオキ、ベニシダ等の植物、一次消費者としてアカネズミ等の哺乳類、カブトムシ、ノコギリクワガタ、ヒカゲチョウ等の昆虫類、中位消費者として、ホンドタヌキ等の哺乳類、コゲラ、ヤマガラ等の鳥類、ヤマカガシ等の両生類・爬虫類、モンズズメバチ等の昆虫類、上位消費者として、ホンドキツネ等の哺乳類やオオタカ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられる。

河川や水路等の水辺では、生産者としてアカメヤナギ、ガマ、ヨシ、ヒシ等の植物、一次消費者として、トビケラ類、カゲロウ類、エサキアメンボ等の昆虫類、ヌマエビ、ヒメタニシ、カワニナ等の底生動物、中位消費者として、カワセミ、キセキレイ等の鳥類、ニホンイシガメ等の両生類・爬虫類、チョウトンボ、ヘイケボタル等の昆虫類、メダカ、ドジョウ等の魚類、上位消費者としてサギ類、カワウ等の鳥類、ナマズ等の魚類が生息する水域生態系が構築されているものと考えられる。

類型区分ごとの生態系の概要を表 3.2.5-14 に示す。



出典：伊奈町史 通史編Ⅲ 令和5年3月15日発行 伊奈町教育委員会

図 3.2.5-3 伊奈町の湧水の確認状況

表 3.2.5-14 類型区分ごとの生態系の概要

環境類型区分	生産者	消費者		
		下位	中位	上位
草地 耕作地 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・スギナ ・イヌタデ ・イタドリ ・スイバ ・ギシギシ ・ドクダミ ・ツユクサ ・メヒシバ ・イヌビエ ・チガヤ ・ススキ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・ハタネズミ 【昆虫類】 ・ショウリョウバッタ ・コバネイナゴ ・ナガメ ・ベニシジミ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・アズマモグラ ・アブラコウモリ 【鳥類】 ・スズメ ・カワラヒワ 【両生類・爬虫類】 ・シュレーゲルアオガエル ・シマヘビ 【昆虫類】 ・オオカマキリ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・イタチ属 【鳥類】 ・ツミ ・チョウゲンボウ
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ・クヌギ ・コナラ ・アカマツ ・シラカシ ・ケヤキ ・エノキ ・スギ ・ヒノキ ・モウソウチク ・アオキ ・ベニシダ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・アカネズミ 【昆虫類】 ・カブトムシ ・ノコギリクワガタ ・ヒカゲチョウ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・ホンドタヌキ 【鳥類】 ・コゲラ ・ヤマガラ 【両生類・爬虫類】 ・ヤマカガシ 【昆虫類】 ・モンズズメバチ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・ホンドキツネ 【鳥類】 ・オオタカ
河川 水路	<ul style="list-style-type: none"> ・アカメヤナギ ・ガマ ・クサヨシ ・ヨシ ・オギ ・ウキヤガラ ・カンガレイ ・ヒシ ・ウマスゲ ・ホザキノフサモ 	<ul style="list-style-type: none"> 【昆虫類】 ・トビケラ類 ・カゲロウ類 ・エサキアメンボ 【底生動物】 ・ヌマエビ ・ヒメタニシ ・カワニナ 	<ul style="list-style-type: none"> 【鳥類】 ・カワセミ ・キセキレイ 【両生類・爬虫類】 ・ニホンイシガメ 【昆虫類】 ・チョウトンボ ・ヘイケボタル 【魚類】 ・メダカ ・ドジョウ 	<ul style="list-style-type: none"> 【鳥類】 ・サギ類 ・カワウ 【魚類】 ・ナマズ

出典：上尾市植物動物調査報告書（上尾市、1991）、埼玉県上尾市の環境現況（村上公久、2017）第2次上尾市緑の基本計画（上尾市、2021）、伊奈町史通史編Ⅲ（伊奈町史 通史編Ⅲ 令和5年3月15日発行 伊奈町教育委員会）、さいたま市生物実態調査（さいたま市環境局環境共生部環境対策課、2023）

2.6 景観及び自然とのふれあいの場の状況

1) 景観の状況

伊奈町の東西及び南は、低地となっており、その大部分は水田として利用され、特に町の東側にあたる綾瀬川流域の水田の広がりや町の西側の果樹園等の広がり美しい田園風景を形成している。

町の中央部分は南北に住宅地等の市街地が広がっていることから、市街地を取り囲むように水田地帯や果樹園などの農地、平地林、屋敷林の緑が残る集落地が広がっている。

対象事業実施区域周辺は主に果樹園などが広がる地域にあたる。

対象事業実施区域周辺地域における景観資源の分布は表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

これらの景観資源のうち、建築物（伊奈町立北保育所、山本屋又右衛門）については、近景によるものであることやこれらを見る際の方向は、対象事業実施区域の位置する方向ではない。また、自然景観資源である山ノ神沼は対象事業実施区域の北東約 4.7 km に位置する景観資源である。

なお、伊奈町周辺からは、高層の建物が少ないことなどから、富士山を眺望できることが知られている。

一方、対象事業実施区域周辺の眺望地点については、対象事業実施区域周辺は平らな土地が広がり、特に高い土地や建物は少なく、対象事業実施区域周辺に展望台等もないことから、周辺の田園風景等の景色や富士山を眺望できる地点としては、綾瀬川沿いや不特定多数が利用する施設等である伊奈病院や商業施設の駐車場（平面、上層階、屋上等）が考えられる。

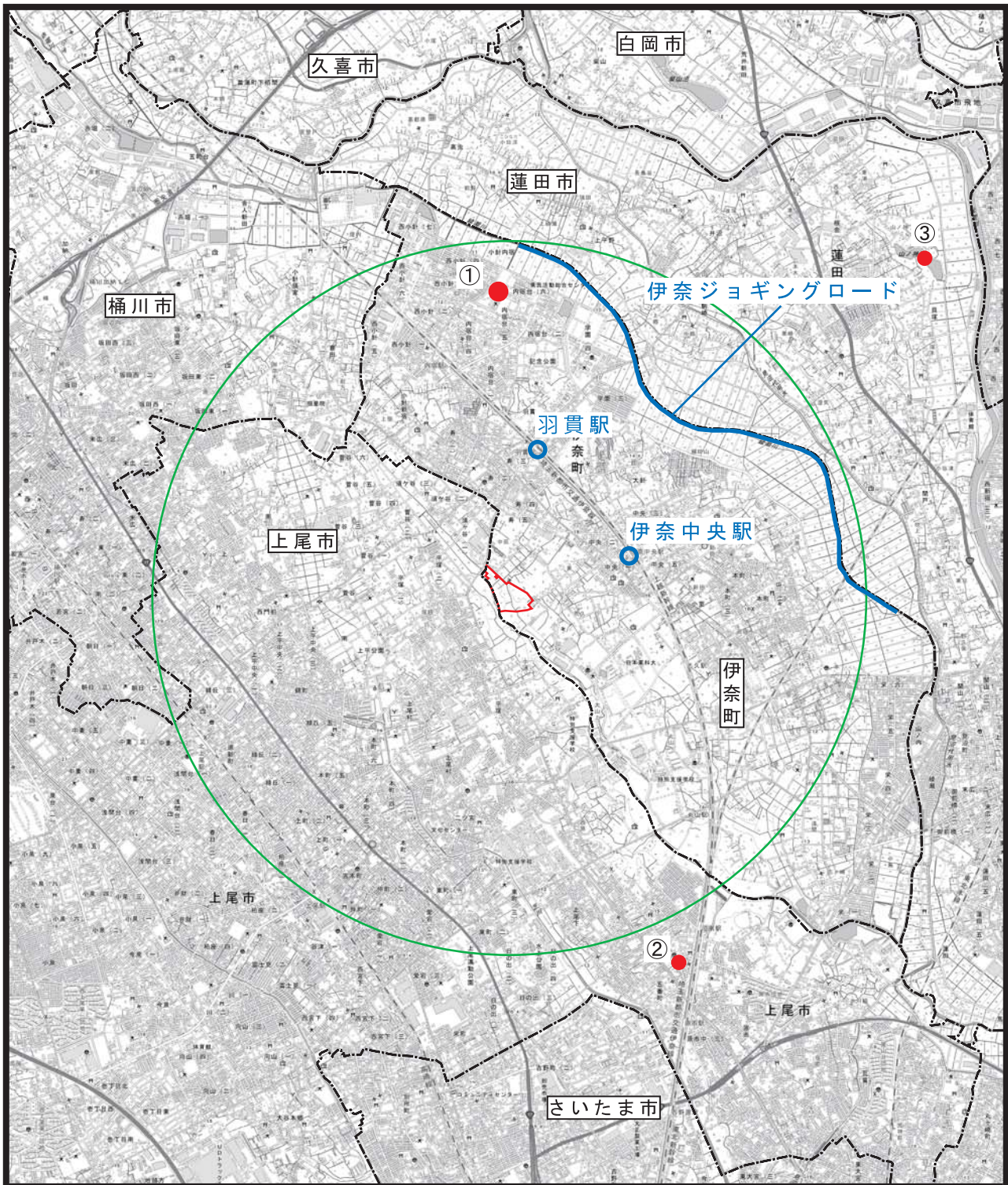
なお、富士山の眺望が可能な地点としては、伊奈中央駅、羽貫駅や綾瀬川沿いの伊奈ジョギングロードが知られている（図 3.2.6-1 参照）。

なお、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」（環境庁 平成元年）によると、対象事業実施区域周辺に地形に係る自然景観資源は確認されていない。

表 3.2.6-1 主要な景観資源の状況

No	名称	所在地	対象事業実施区域からの距離	出典
①	伊奈町立北保育所	伊奈町	北 約 2.5 km	1
②	山本屋又右衛門	上尾市	南南東 約 3.5 km	1
③	山ノ神沼	蓮田市	北東 約 4.7 km	2

出典：1 「埼玉県景観資源データベース」（令和 6 年 2 月閲覧、埼玉県ホームページ）
：2 「第 3 回自然環境保全基礎調査」（令和 6 年 2 月閲覧、環境省）



凡例

- : 対象事業実施区域 : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
- : 景観資源
- : 主な眺望点
- : ジョギングロード (眺望点)



S = 1:50,000



図3.2.6-1 景観資源等の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

2) 自然とのふれあいの場

(1) 公園

対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの場（公園）は、表 3.2.6-2 及び図 3.2.6-2 に示すとおりである。

図 3.2.6-2 をみると対象事業実施区域に近接した公園はなく、主な搬出入道路に近接または隣接した大規模な公園として、上平公園と平塚公園がある。

上平公園は対象事業実施区域の西約 1.1 km に位置し、主な搬出入道路である「はなみずき通り」に近接している。また、平塚公園は対象事業実施区域の南約 0.5 km に位置し、主な搬出入道路である「さいたま菖蒲線」に面している。これらの公園の概要を表 3.2.6-3 に示す。

表 3.2.6-2 自然とのふれあいの場（公園）の状況

No.	名称	No.	名称
1	上平公園	7	上尾運動公園
2	平塚公園	8	伊奈町制施行記念公園
3	浅間台大公園	9	内宿台公園
4	鴨川中央公園	10	西小針公園
5	ゆりが丘公園	11	中部公園
6	小泉氷川山公園	12	南部大公園

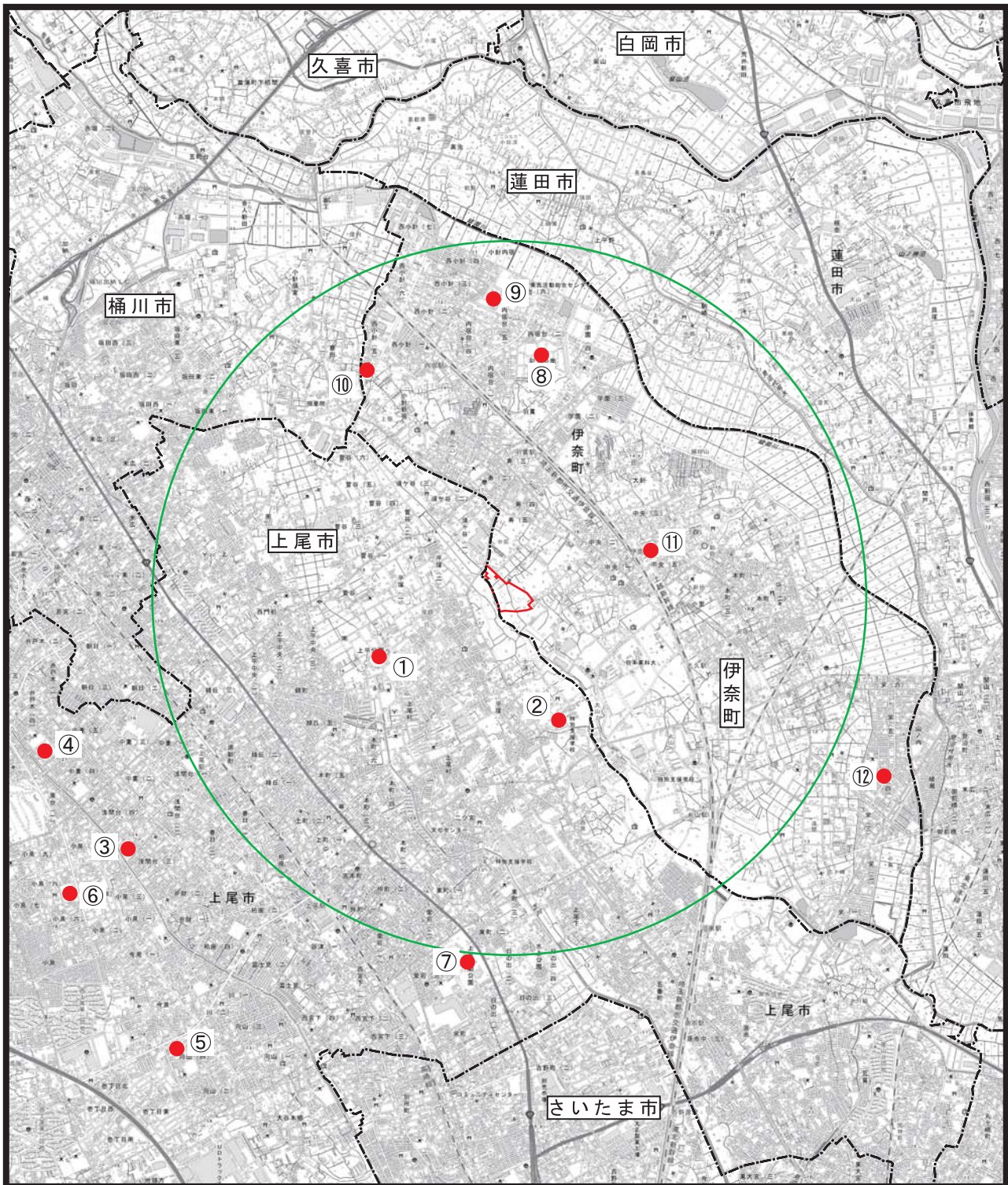
注：近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、その他の公園について抽出した。

出典：「上尾市の都市計画」（令和 6 年 6 月）





「町内公園案内」（令和 6 年 8 月閲覧、伊奈町 HP）

表 3.2.6-3 最寄りの大型公園の概要

公園	上平公園	平塚公園
概要	スポーツ施設を中心に良好な自然林を活用し、四季を通じて散策を楽しめる場所や親水広場、遊具などがあり、市民の交流、憩いの場を提供する総合公園である。	スポーツ施設や自然を生かした散策路のある樹林など、子どもからからお年寄りまで 1 日を通して過ごせる公園である。周辺には神社などがあり、緑に囲まれた良好な環境を形成している。
内容 (施設等)	ふれあいの森、ふれあいの里、芝生広場、水辺の広場、多目的広場、ジョギングコース、野球場、テニスコートなど	水の広場、ちびっこ広場、わんぱく広場、いこいの広場、テニスコートなど



凡例

-  : 対象事業実施区域  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
-  : 自然とのふれあいの場
(①～⑫は表3.2.6-1の番号を示す)



S = 1:50,000



図3.2.6-2 自然とのふれあいの場 (公園)

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

(2) その他

対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの場の状況（その他）及びウォーキングコース、ジョギングロード等の状況は表 3.2.6-3、図 3.2.6-3 に示すとおりである。

上尾市、伊奈町では、ウォーキングやサイクリング及びジョギングのコースとして、地域の見所などを巡るコースをホームページ等で紹介している。

表 3.2.6-3 自然とのふれあいの場の状況

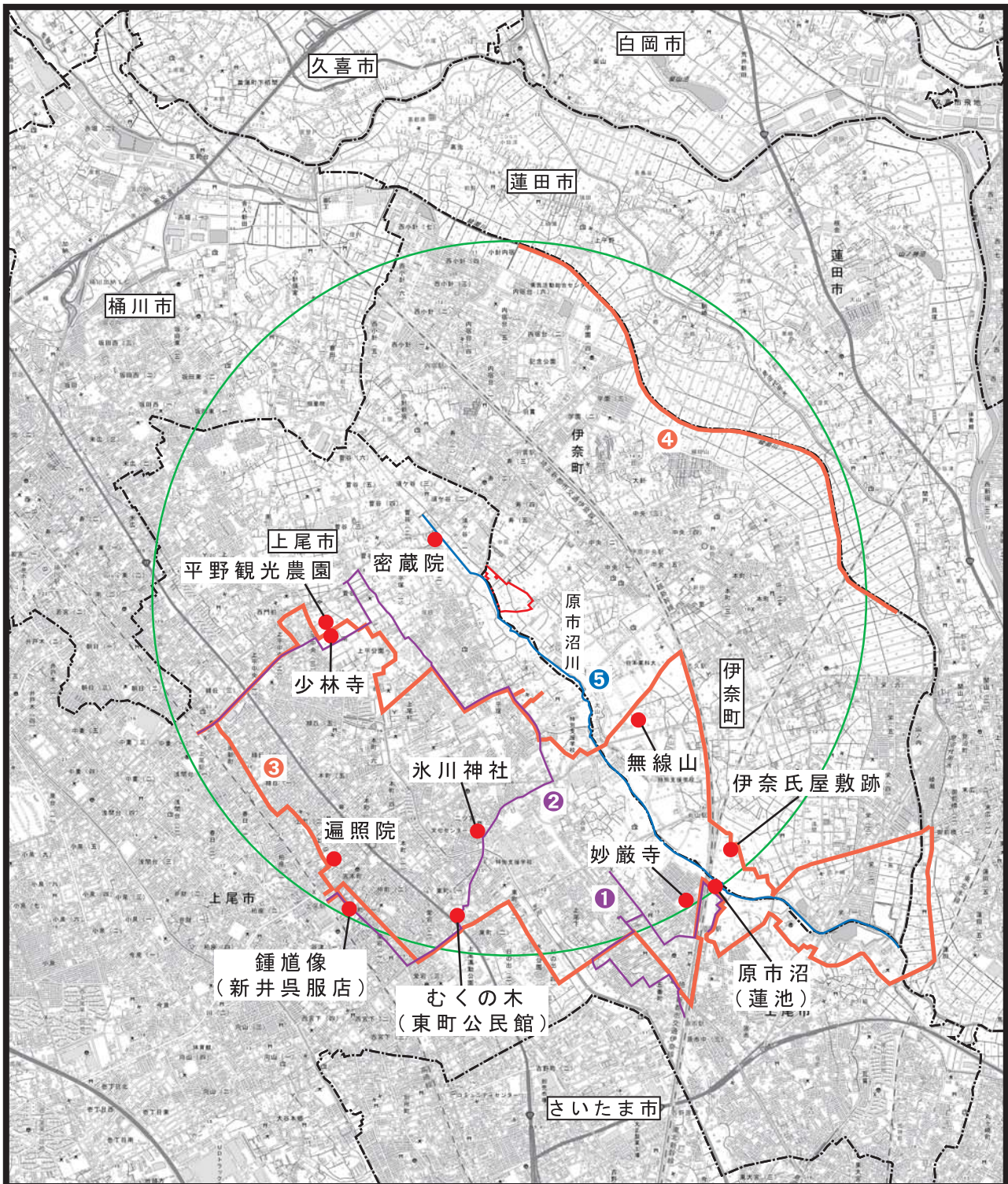
No.	名称	所在地	概要
①	あげお散歩マップ 東口コース (沼南駅スタート)	上尾市	上尾市内を巡る市内東部のウォーキングコースの一つ（対象事業実施区域に近い東口コース）である。 沼南駅を出発して原市駅を到着地点とした約 6 km のウォーキングコースである。
②	あげお散歩マップ 東口コース (北上尾駅スタート)	上尾市	上尾市内を巡る市内東部のウォーキングコースの一つ（対象事業実施区域に近い東口コース）である。 北上尾駅を出発地点、上尾駅を到着地点とした約 13 km のウォーキングコースである。
③	今昔のスポット！ 観て感激・走って爽快コース	上尾市	上尾市内を巡る市内東部のサイクリングコース（対象事業実施区域に近い上尾東ルート）である。上尾駅東口を発着地点とした約 25 km サイクリングコースである。
④	伊奈ジョギングロード	伊奈町	伊奈町の綾瀬川沿いの約 6 km のジョギングコースである。
⑤	原市沼川	上尾市 伊奈町	原市沼川沿いは散歩等が可能な範囲があり、下流には古代蓮が楽しめる蓮池がある。

注：各コースの主な見どころ等（対象事業実施区域から 3 km の範囲）を図 3.2.6-3 に示す。

出典：「上尾市のウォーキングコース」（令和 6 年 3 月閲覧、埼玉県 HP）

「上尾サイクルマップ」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）

「ジョギングロード」（令和 6 年 3 月閲覧、伊奈町 HP）



凡例

- : 対象事業実施区域 : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
- : 自然とのふれあいの場
- : ウォーキングコース等
- (①~⑤は表3.2.6-4の番号を示す)



S = 1:50,000



図3.2.6-3 自然とのふれあいの場 (その他) 及びウォーキングコース等の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

2.7 文化財その他の生活環境の状況

1) 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域周辺における指定文化財の状況は表 3.2.7-1 に、位置図は図 3.2.7-1 に示すとおりである。

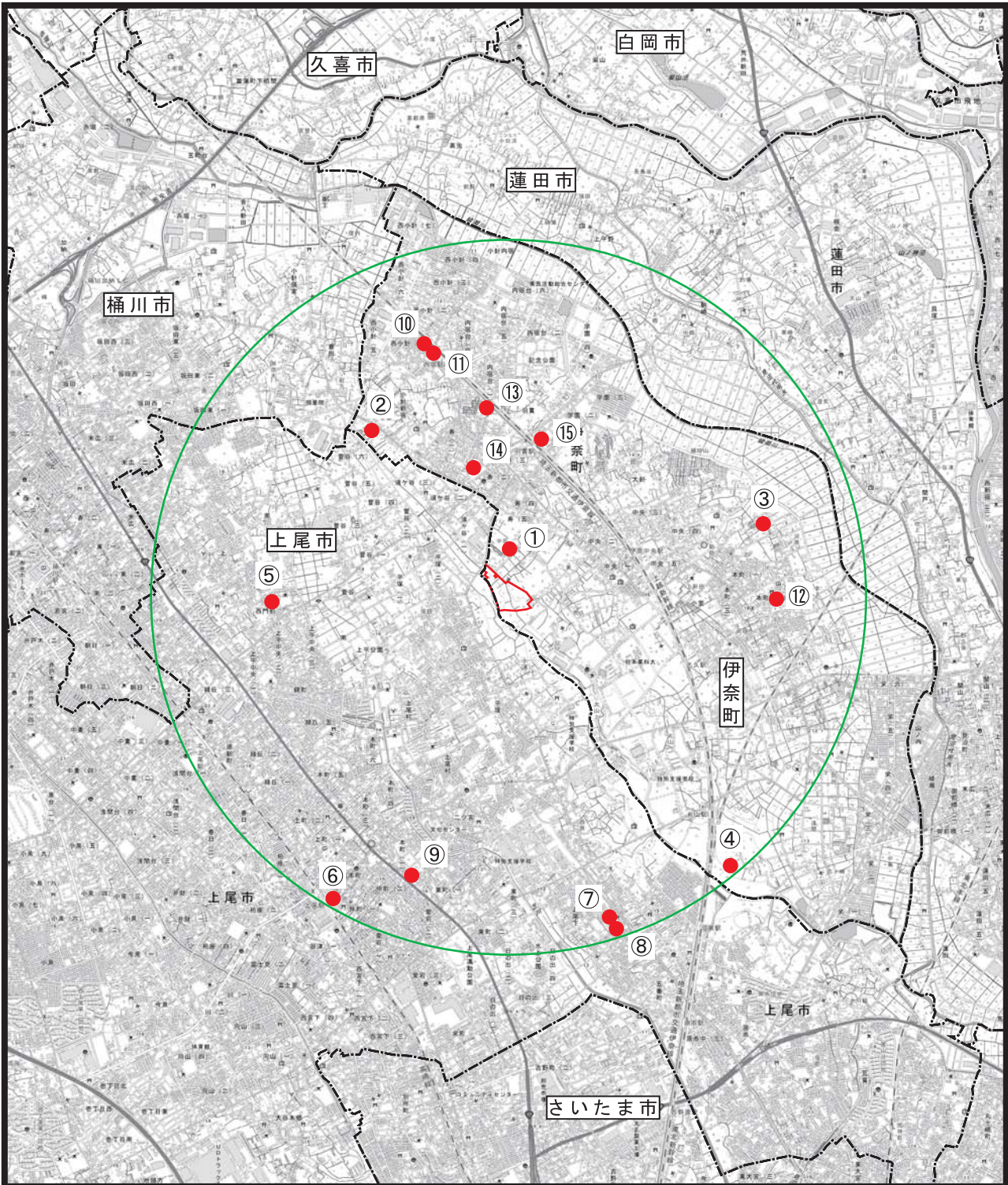
対象事業実施区域周辺には、国登録の文化財が 2 件、県指定の文化財が 2 件、上尾市の文化財が 5 件、伊奈町の文化財が 6 件存在する。

表 3.2.7-1 指定文化財の状況

No.	区分	種別	名称	所在地	出典
1	国登録	有形文化財（建造物）	大島家住宅主屋	伊奈町小室 11064 番地	②
2			齋藤家住宅主屋	伊奈町小針新宿 227 番地	②
3	県指定	史跡	小貝戸貝塚	伊奈町小室 9352 番地	②
4			伊奈氏屋敷跡	伊奈町小室 280 番地	②
5	上尾市指定	有形文化財（建造物）	少林寺山門	上尾市西門前	①
6		史跡	上尾郷二賢堂跡	上尾市宮本町 1	①
7			西尾隠岐守一族累代の墓	上尾市原市 9 7 5	①
8			伊藤由哉碑と墓		①
9		天然記念物	むくの木	上尾市東町一丁目	②
10	伊奈町指定	史跡	春日家の墓	伊奈町西小針一丁目 2 番地	②
11		天然記念物	大むくの木	伊奈町西小針一丁目 2 番地	②
12			杉	伊奈町本町二丁目 155 番地	②
13				伊奈町羽貫 192 番地	②
14			いちょう	伊奈町寿二丁目 80 番地	②
15			シラカシ	伊奈町小室 42 番地 2	②

出典：①「上尾の指定・登録文化財一覧」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）

②「文化財一覧」（令和 6 年 3 月伊奈町 HP）



凡例

- : 対象事業実施区域 : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
- : 指定文化財



S = 1:50,000

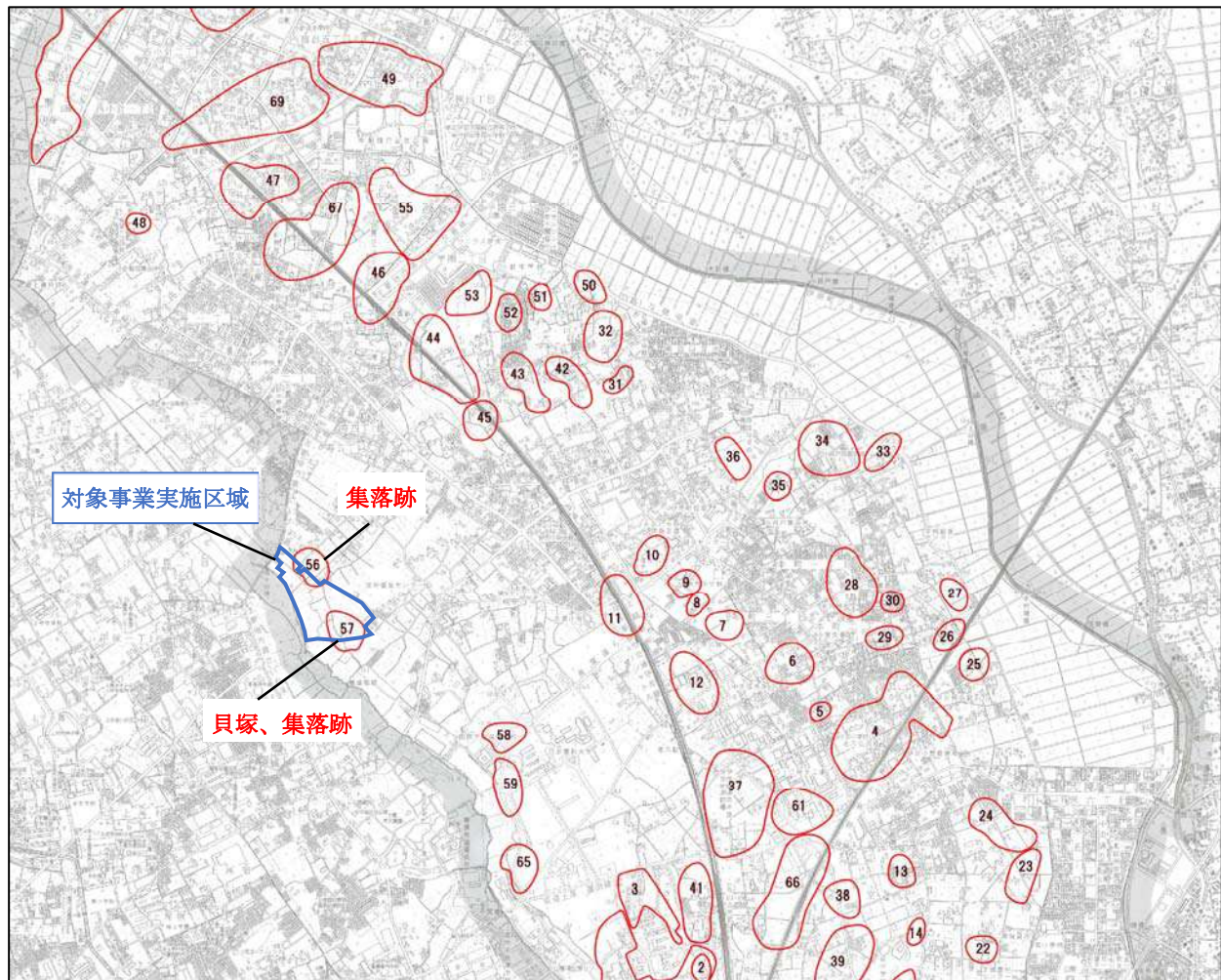


図3.2.7-1 指定文化財位置図

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域が位置する伊奈町には、令和5年3月末現在約70か所の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、そのうち、対象事業実施区域では、縄文時代や古墳時代の集落跡、貝塚が2か所確認されている（図3.2.7-2参照）。



出典：「伊奈町遺跡分布地図」（令和6年3月閲覧、伊奈町HP）

図3.2.7-2 埋蔵文化財包蔵地の状況（伊奈町）

2) 日照障害

対象事業実施区域は農用地となっており日影を生じさせる建築物等は存在しない。また、計画施設の存在により日影が生じることになる西から北、東方向についてみると北北東には民家が接しており、南南東方向の概ね 150m 付近にも民家がみられる (p. 2-5 図 2. 3-1(3/3)参照)。

なお、対象事業実施区域周辺において、日照障害が問題になる建築物等は存在しない。

一方、上尾市では、日照や通風、交通安全の障害、工事中の騒音や振動などのトラブルを未然に防止するために、建築主の人が建築計画を事前に公開したり、近隣の人に事前に説明したりすることなどを定めた「上尾市中高層建築物の建築に係る紛争防止および調整に関する指導要綱」(平成 8 年 4 月 24 日市長決裁)を設けている。その対象は、用途地域の指定のない区域において、高さが 10m を超える建築物である。

3) 電波障害

対象事業実施区域周辺における地上デジタル放送の送信状況は表 3.2.7-2、図 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-2 地上デジタル放送の送信状況

送信場所	受信 ch	メディア	送信出力	偏波面
関東広域圏親局 送信所：東京スカイツリー (墨田区)	27	NHK 総合	10kW	水平
	26	NHK 教育	10kW	水平
	25	日本テレビ	10kW	水平
	24	テレビ朝日	10kW	水平
	22	TBS	10kW	水平
	23	テレビ東京	10kW	水平
	21	フジテレビ	10kW	水平
	16	東京 MX	3kW	水平
前橋中継局 送信所：榛名山二ツ岳	37	NHK 総合	100W	水平
	39	NHK 教育	100W	水平
	19	群馬テレビ	112W	水平
	33	日本テレビ	100W	水平
	43	テレビ朝日	100W	水平
	36	TBS	100W	水平
	45	テレビ東京	100W	水平
	42	フジテレビ	100W	水平
埼玉県域放送親局 送信所：浦和	32	テレビ埼玉	500W	水平

出典：総務省関東総合通信局 デジタル中継局開局情報（令和6年7月19日閲覧）

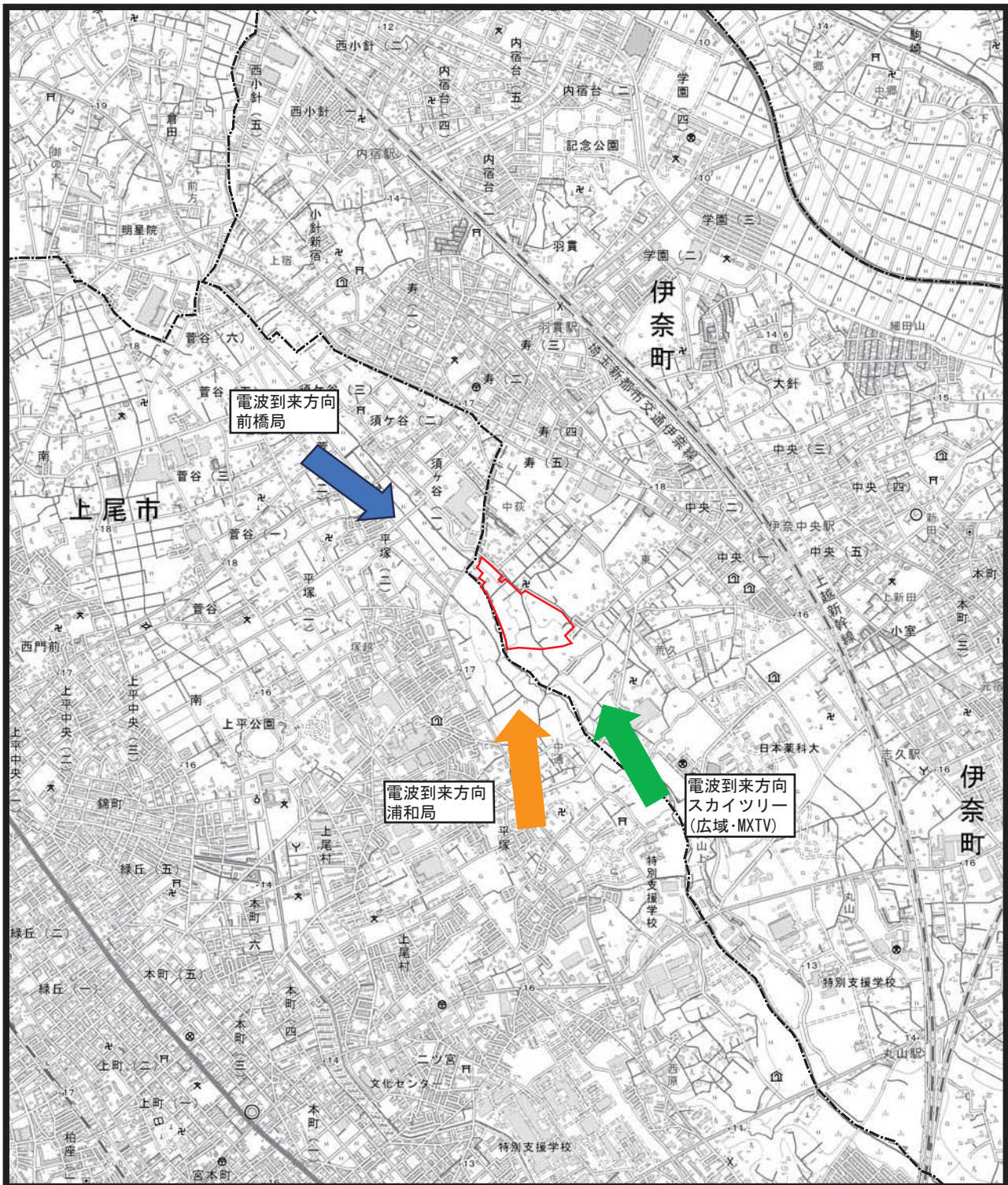
一方、衛星放送の送信状況は表 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-3 衛星法の送信状況

区分	衛星名称	軌道位置
放送衛星(BS)	BSAT-3a 等	東経 110°
通信衛星(CS)	JCSAT-110R 等	東経 110°
	JCSAT-4B	東経 124°
	JCSAT-3A	東経 128°

出典：衛星放送の現状 令和6年4月1日
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

なお、対象事業実施区域周辺において、電波障害が問題になる建築物等は存在しない。



凡例



: 対象事業実施区域



S = 1:25,000



図3.2.7-3 地上デジタル放送の送信状況

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

4) 風害

対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在するが、風害を発生させる超高層建築物は存在しない (p. 2-5 図 2.3-1(3/3)参照)。

5) 光害

対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在するが、光害を発生させる夜間照明設備を有する施設は存在しない (p. 2-5 図 2.3-1(3/3)参照)。

6) 温室効果ガス排出量

上尾市、伊奈町における令和3年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は表3.2.7-4に、過去5年の二酸化炭素排出量の経年変化は図3.2.7-4に示すとおりである。

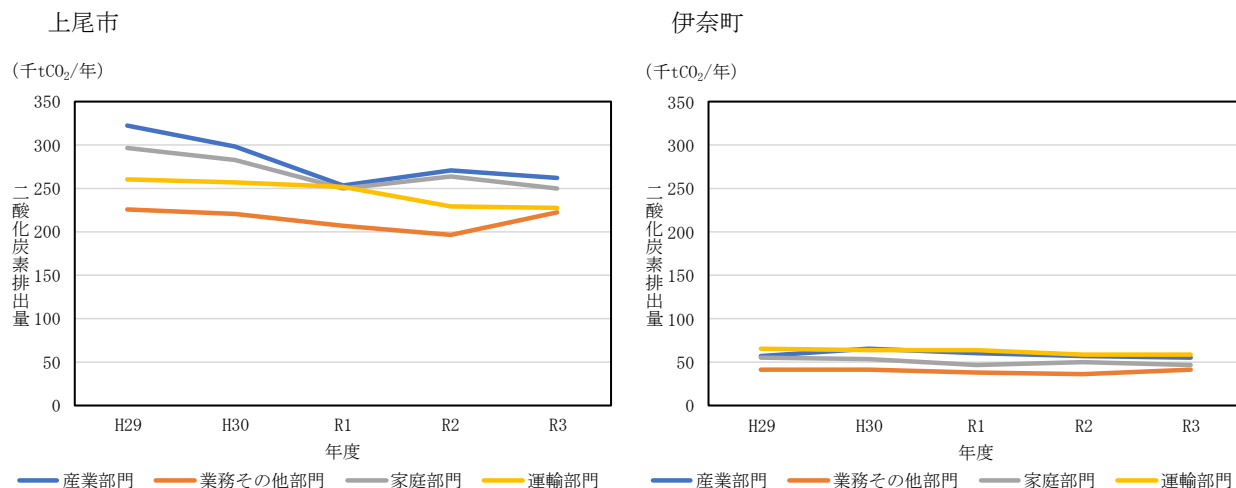
令和3年度の二酸化炭素排出量は、上尾市では産業部門、伊奈町では運輸部門の割合が最も高く、次いで上尾市では家庭部門、伊奈町では産業部門の割合が高い。

経年変化を見ると、上尾市では概ね減少傾向にあるが、令和3年度の業務その他部門は増加している。伊奈町では横ばいで推移している。

表 3.2.7-4 二酸化炭素量（令和3年度）

市名	区分	排出量	
		千 t-CO ₂	%
上尾市	産業部門	261.1	27.2
	業務その他部門	222.2	23.2
	家庭部門	249.6	26.0
	運輸部門	226.7	23.6
	合計	959.6	100.0
伊奈町	産業部門	54.6	27.0
	業務その他部門	41.1	20.3
	家庭部門	47.2	23.3
	運輸部門	59.3	29.3
	合計	202.3	100.0

出典：「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」（令和6年3月、温暖化対策課、埼玉県 HP）



出典：「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」（令和6年3月、温暖化対策課、埼玉県 HP）

図 3.2.7-4 二酸化炭素排出量の経年変化

7) 一般環境中の放射性物質

対象事業実施区域周辺における放射線量の測定結果は表 3.2.7-5 に、測定地点位置図は図 3.2.7-5 に示すとおりである。

環境省では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月、法律第 110 号）（以下、「放射性物質に関する特別措置法」という。）に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件は、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域としている。この基準と比較すると、対象事業実施区域周辺において測定された放射線量は十分に低い値である。

表 3.2.7-5(1/3) 放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$)				測定場所	
		平成 30 年度					
		5 月	8 月	11 月	2 月		
1	上尾市役所本庁舎	0.070	0.067	0.071	0.065	土	地表 50cm
2	平塚公園	0.049	0.047	0.056	0.053	土	
3	平塚サッカー場	0.046	0.044	0.048	0.047	土	
4	県立武道館	0.070	0.065	0.062	0.062	土	
5	須ヶ谷集落センター	0.051	0.052	0.070	0.061	砂利	

注：表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。

放射性物質に関する特別措置法では、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

出典：「市内公共施設等の空間放射線量測定結果」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）

表 3.2.7-5(2/3) 放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$)				測定場所	
		平成 31 年度					
		4 月	7 月	10 月	1 月		
6	上尾保育所	0.036	0.037	0.037	0.039	地表 50cm	
7	あたご保育所	0.044	0.081	0.041	0.042		
8	緑丘保育所	0.076	0.038	0.073	0.080		
9	上平保育所	0.042	0.052	0.040	0.043		
10	上尾小学校	0.050	0.041	0.053	0.055		
11	中央小学校	0.042	0.049	0.041	0.042		
12	上平小学校	0.038	0.046	0.041	0.042		
13	東小学校	0.038	0.056	0.036	0.032		
14	芝川小学校	0.044	0.039	0.041	0.039		
15	東町小学校	0.047	0.049	0.046	0.040		
16	上平北小学校	0.056	0.053	0.053	0.037		
17	上平中学校	0.045	0.046	0.063	0.059		
18	東中学校	0.056	0.061	0.061	0.061		

注：表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。

放射性物質に関する特別措置法では、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

出典：「児童館・学童保育所の空間放射線量測定結果」（令和 6 年 3 月閲覧、上尾市 HP）

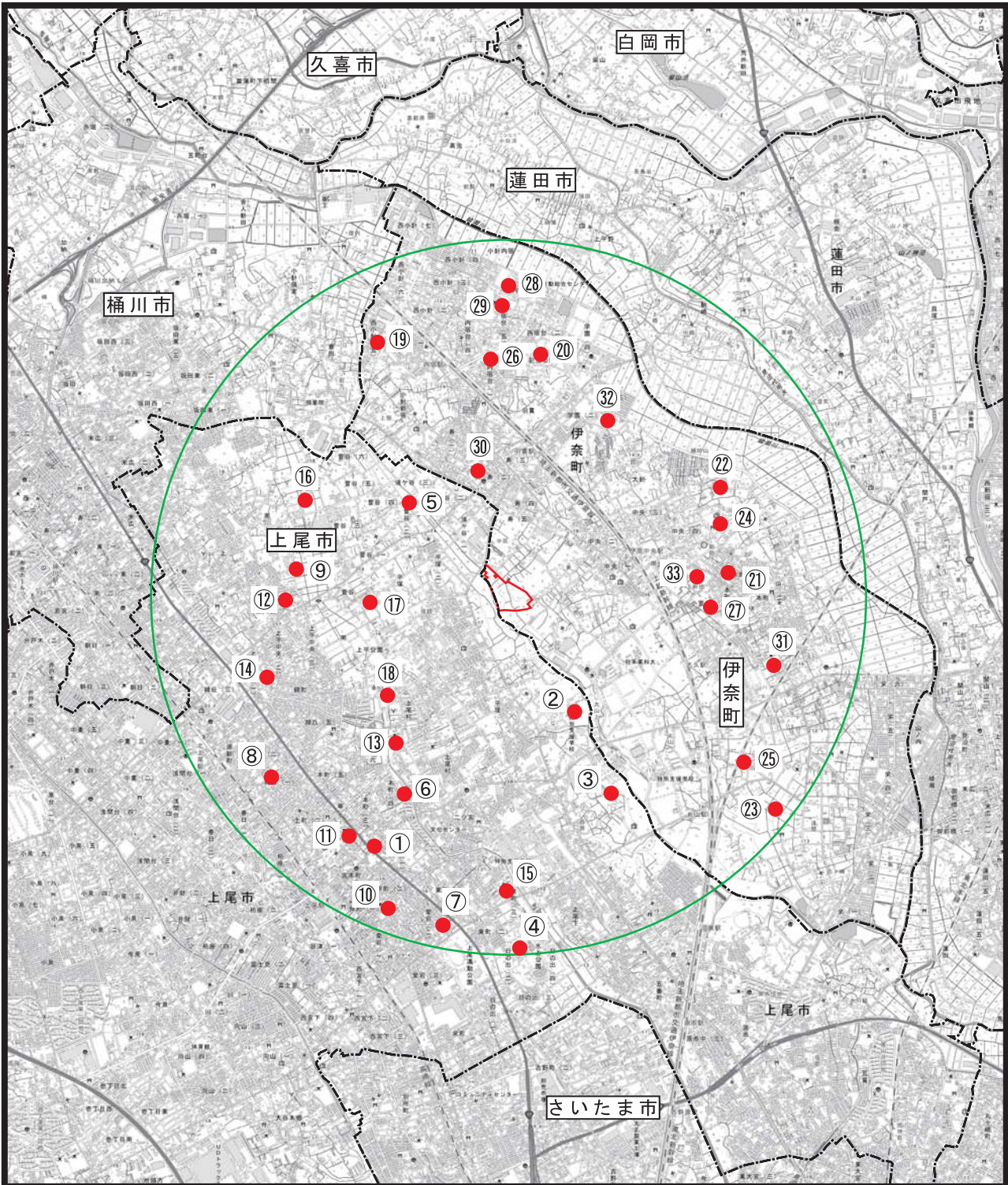
表 3.2.7-5(3/3) 放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$)				測定場所
		平成 31 年度				
		4 月	7 月	10 月	1 月	
19	西小針公園	0.030	0.027	0.030	0.039	地上 50 cm
20	町制施行記念公園	0.035	0.039	0.037	0.042	
21	中央児童公園	0.036	0.035	0.031	0.038	
22	伊奈はなぞの幼稚園	0.029	0.040	0.037	0.040	
23	しろがね小室幼稚園	0.039	0.034	0.035	0.037	
24	みちのこ保育園	0.028	0.038	0.026	0.032	
25	ピノ保育園	0.036	0.027	0.029	0.034	
26	伊奈ゆたか保育園	0.031	0.032	0.029	0.037	
27	きむら伊奈保育園	0.031	0.034	0.034	0.032	
28	北保育所	0.040	0.038	0.035	0.050	
29	小針北小学校	0.029	0.028	0.038	0.036	
30	小針小学校	0.035	0.036	0.035	0.047	
31	小室小学校	0.055	0.059	0.050	0.045	
32	小針中学校	0.032	0.035	0.037	0.050	地上 1 m
33	伊奈中学校	0.023	0.031	0.039	0.034	





注：表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。

放射性物質に関する特別措置法では、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

出典：「伊奈町の空間放射線の測定結果」（令和 6 年 3 月閲覧、伊奈町 HP）



凡例

-  : 対象事業実施区域
-  : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
-  : 放射線量測定地点
(①～③は表3.2.7-3の番号を示す)



S = 1:50,000



図3.2.7-5 放射線量測定地点

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。